

平成19年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成19年12月 4日 開会

）

平成19年12月14日 閉会

吉田町議会

平成19年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第1号 (12月4日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸報告について	4
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議案第57号～議案第62号の一括上程、説明	1 8
○議案第60号の質疑、討論、採決	2 7
○散会の宣告	2 7

第2号 (12月12日)

○開議の宣告	2 8
○一般質問	2 8
市川陽三	2 8
杉村嘉久	3 5
藤田和寿	4 3
○散会の宣告	5 4

第3号 (12月13日)

○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
佐藤正司	5 5
大塚邦子	6 5
八木栄	7 6
○散会の宣告	8 6

第4号 (12月14日)

○開議の宣告	8 7
○第57号議案の訂正について説明、採決	8 7
○第57号議案の質疑、討論、採決	8 7
○第58号議案の質疑、討論、採決	8 9
○第59号議案の質疑、討論、採決	9 6
○第59号議案に対する修正動議の提出	1 0 1
○第61号議案の質疑、討論、採決	1 0 5
○第62号議案の質疑、討論、採決	1 0 5
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議会閉会中の委員会継続調査について	1 0 7
○町長あいさつ	1 0 7
○議長あいさつ	1 0 8
○閉会の宣告	1 0 8

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 本日ここに平成19年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

寒い日が続いておりますが、ことしも12月を残すのみとなりました。

12月定例会におきまして、議員各位のはつらつたるお顔に接することができまして、うれしく思うところでございます。

我々は、住民の代表としてこの場でございます。私は執行権として、皆様は議決権として、それぞれの住民を代表するわけでございます。

我々は、きょうという日におります。きょうという日をもってあしたを切り開くわけでございますけれども、切り開く際の一つの原点というものは、過去の負の遺産でございます。負の遺産をえぐり、そして未来を切り開くと。我々は今、そのような住民の負託を受けて、ここに立っております。政治というものはもろいものでございます。我々は常に修羅の世界に身を置き、修羅の世界の中に生きなければなりません。それが政治家たる者の宿命であると、私は思っております。議員各位と、この場におきまして吉田町の明るいあしたというものが展望できればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員は全員14名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、7番、永田智章君、8番、八木宣和君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。本定例会は、本日から12月14日までの11日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に議長報告を行います。

1、9月20日木曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が静岡市の県市町村センターで開催されました。

協議事項として、1、平成19年度静岡県町村議会議長会一般会計補正予算について、2、平成19年度定期総会開催要項（案）について、3、平成19年度自治功労表彰についての3議案について審議が行われ、いずれも承認されました。なお、表彰については当町議会からの該当者はありませんでした。

2、9月27日木曜日、富士山静岡空港と地域開発を進める会主催の記念講演会が島田市の「歩歩路」で開催されました。講師は、航空貨物運送協会の土橋正義氏で、「現在の航空輸送の現状と課題について」の講演でありました。

世界の空港と日本の主要空港の現状を比較し、今後の航空輸送の展望についての講演であり、富士山静岡空港の開港が間近に迫った中、大変参考になり、有意義な講演でありました。

10月30日火曜日、静岡市において平成19年度静岡県町村議会議長会総会が開催されました。

初めに、議会自治功労者表彰があり、県内の町議会から14名の方が表彰されました。当町議会からの表彰者はありませんでした。

続いて、審議事項に入り平成19年度定期総会要望事項として、地方分権の推進を初めとする7項目の要望事項が承認されました。

そのほか、定期総会決議として、真の地方分権改革のさらなる推進を求め、7項目の要望事項の速やかなる実現を求める決議案を採択し、閉会いたしました。

4、11月5日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会の主催による第2回政策研修会が静岡市内で開催されました。

当日は、2名の方から講演があり、初めに静岡県副知事の花森憲一氏から「県政報告、イノベーションの推進と交流人口の拡大」と題して、静岡県を東、中、西に分けて地域ごとの課題と展望について説明がありました。

続いて、秀明大学学頭で評論家の西部 邁氏による「地方の経済活性化の方策」と題する講演がありました。国内外の政治情勢を交え、民主主義に対する考え方や経済の活性化には官・民の協調が重要なことなど、興味深く、大変有意義な講演でありました。

5、11月20日火曜日、東京都の国際フォーラムにおいて、地方自治法施行60周年記念式典が、天皇皇后両陛下の御臨席のもと盛大に開催されました。

式典の中で地方自治功労者表彰があり、静岡県からは団体表彰として、川根本町、河津町、袋井市が受賞され、民間団体として富士宮やきそば学会、遠州横須賀倶楽部が受賞されました。

また、個人の部では、静岡市の小嶋市長、掛川市の大倉元大東町長、島田市の鈴木島田市自治会連合会長の3名が受賞されました。

6、11月29日木曜日、東京都の全国町村議会会館において、町村議長研修会が、翌30日にはNHKホールにおいて第51回町村議長会議長全国大会が開催されました。

議長研修会では、総務省地方財政の担当者から「地方財政をめぐる諸問題」と題して、地方財政の現状や地方交付税、税源移譲の問題など今後の課題と方向性について研修いたしました。

議長全国大会においては「真の分権型社会の創造を目指して」のスローガンのもと、地方分権改革のさらなる推進と地方財政の充実強化を目指した宣言や特別決議、23項目にわたる要望事項を採択しました。引き続き、特別講演として、俳優の菅原文太氏による「自尊・自立・自給率」と題しての講演があり、閉会いたしました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに財政的援助団体監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

なお、定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付してありますので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君 登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第4回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

さて、国では、本年11月2日に「2007年版少子化社会白書」を閣議決定いたしました。その白書によりますと、2055年には日本の総人口が9,000万人を下回り、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると紹介しております。また、この急速な人口減少社会の到来に伴い、過疎地では、防犯、消防などの自主的な住民活動や集落の維持さえ困難になり、地域の存立基盤を揺るがしかねない大問題が生じる可能性があるという警鐘を鳴らしております。

そして、この対応策としては、社会全体でワークライフバランスの実現に取り組むことや子育て支援など少子化対策への効果的な財政投入の必要性を強調しております。

近隣市町の人口が減少する中、幸いにも我が町の人口は依然として増加傾向にございます。この場をかりまして、吉田町が11月でもって3万人を超したことを皆様に御報告申し上げたいと思います。しかしながら、高齢化は確実に進んでまいりますので、引き続き「産みやすく育てやすい環境の整備」と「健康づくり」を中心に据えた事業展開を進め、だれもが住みたくする町をつくるために全身全霊を傾けてまいり所存であります。

それでは、当町の平成19年度に進めております事業の概況を申し上げます。

最初に、乳幼児、児童医療費補助事業及び肺炎球菌予防接種の実施状況について御報告申し上げます。

疾病に際し、適切な療養を受けさせ、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成18年度から乳幼児医療費を全額補助することとしましたが、平成19年度からは、それをさらに充実し、補助対象を小学校6年生まで拡大しました。平成19年10月末現在における事業の進捗状況であります。乳幼児医療費補助は、入院181件、通院1万9,602件

で約4,113万円、児童医療費補助は、入院11件、通院2,245件で約788万円、合計約4,900万円の執行額は、当初見込み額の48.0%となっております。

また、肺炎球菌予防接種につきましては、高齢者の肺炎球菌による感染症を予防し、高齢期の健康的な生活を維持することを目的に、平成19年度から70歳以上の高齢者を対象に全額を補助する制度としてスタートいたしました。町内各地区を巡回し、個別または小集団での健康教育を実施しながら助成券の交付を行った結果、平成19年11月13日現在、助成券交付者は対象者の48%に当たる1,885人となり、そのうち1,220人、31.3%の方が予防接種を受けておられます。なお、助成券の交付は12月10日までとなっておりますが、今年度未接種の方につきましては、来年度に実施していただくことを健康教育の中で引き続き呼びかけ、健康保持のための予防接種を働きかけてまいりたいと考えております。

また、町内在住の65歳以上の希望者を対象に、一部補助で行っているインフルエンザ予防接種の受診券の発行数は3,305枚で、対象者に対し60%という状況です。冬季を迎え、高齢者が肺炎などにかかりやすい時期に入りますが、肺炎球菌とインフルエンザの予防接種が健康保持のための効果を発揮してくれるものと期待をしております。

次に、社会教育の中で進めております健康づくり事業であります。本年度も町民の皆様方を対象にしたダンス講習会を5月から毎月第2、第4土曜日の夜間、住吉小学校と自彊小学校の体育館で開催しており、吉田町ダンス健康づくり推進委員会のメンバーが吉田町オリジナルダンス「パンサー」の普及と健康づくりを推進しております。今後もダンス講習会を通じて町民の皆様方の健康づくりを推進するために、現在、新たな吉田町オリジナル曲及び振りつけの作成を行っており、12月の完成を目指しております。完成の折には、推進委員会のメンバーで講習会などを開催し、町民の皆様方に披露してまいります。

また、長年、町民に親しまれている「遠州吉田音頭」を子供から大人まで幅広い層が楽しく踊ることができるよう、編曲等を手がけ、もう一度「遠州吉田音頭」のよさを町民の皆様方に再認識していただきたいと考えております。さらに、昨年度結成しました吉田町キッズダンスチームのメンバーは、推進委員会のもとで5月から毎月第1、第3日曜日の午前10時から2時間、基礎体力づくりやダンスの講習を行っております。このキッズダンスメンバーは、8月の吉田町港まつり花火大会や11月の小山城まつりに「パンサー」と「ダンシング夏祭り」を披露し、多くの町民の皆様と一緒に元気よく踊ることができました。

その他、町主催の各種スポーツ大会開催時に体脂肪測定や血圧測定を行う健康チェックブースを設け、みずからの健康状態を把握するとともに、運動の必要性と健康意識の高揚を図っております。

次に、介護保険給付の適正化について御報告申し上げます。

介護保険制度は、高齢化社会を支える重要な仕組みとして定着しておりますが、介護サービスの利用者の増加とともに、介護サービス事業者による不適切なサービスの提供や架空、または水増し請求といった不正問題が後を絶たない状況です。

また、本年6月には、大手介護保険事業者のコムスンによる虚偽の指定申請、介護報酬の不正請求が発覚し、介護保険制度に対する国民の信頼を大きく失墜させる不祥事が発生しました。

これに対し、平成18年度の介護保険法改正では、保険者機能の強化を図るため、都道府県と同等に市町村に指定介護保険事業者への立入権限が付与されました。これは、介護保険事業者への指導及び監査を行うことにより、介護保険の信頼性の向上、給付費及び保険料増大の抑制を通じて持続可能な制度を構築していこうとする考えであります。こうした状況を受け、当町おきまして、吉田町指定地域密着型サービス事業者への訪問を実施しながら、適切な指導を行ってまいります。

また、県が指定しました特別養護老人ホーム等の事業者に対する指導監査につきましても、

保険者として積極的に参加し、町民の皆様方が安心して利用できる介護保険サービスの提供と適正化に努めていく所存であります。

続きまして、後期高齢者医療制度について御報告申し上げます。

平成20年4月から、これまでの老人保険制度にかわり、後期高齢者医療制度が静岡県後期高齢者医療広域連合により運営されます。

この医療制度では、県内に住む75歳以上及び65歳以上で寝たきりなど一定の障害があると認定された方を対象者とし、本制度に加入していただき、加入者一人一人に保険料を支払っていただくこととなります。静岡県内に住む加入者が支払う保険料の算定の基礎となります。保険料率等につきまして、11月23日に静岡県後期高齢者医療広域連合協議会が開催され、決定されました。

保険料は、所得割額と均等割額の合計額となりますが、平成20年度と平成21年度の保険料は、所得割額の保険料率は6.84%、均等割額は3万6,000円となりました。保険料の算定につきましては、軽減措置が設けられておりまして、新たに保険料を支払うこととなる今までの国民健康保険以外の健康保険の被扶養者となっていた方は、一定期間軽減が、また、所得額が一定の基準以下の方には、世帯の所得に応じた軽減がされることになっております。対象となります後期高齢者の皆様方には、新しい制度に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、さゆり保育園改築工事について、御報告申し上げます。

さゆり保育園改築工事は、児童館の南側一帯を建設用地として、平成19、20年度の2カ年工事として実施するものであります。10月下旬に基本設計業務が完了し、11月初旬には県の設計審査を受け、改善、指導事項なしという回答をいただきました。

現在、健康福祉センター、中央児童館、今回のさゆり保育園及び駐車場を含む区域を対象とした土地利用、開発行為許可申請業務と実施設計業務を行っております。基本設計におきましては、管理運営の簡素化と効率化を図るため、鉄骨づくりの平家建て、延べ床面積1,398平方メートルの施設を予定し、ゼロ歳児から5歳児までの保育室9室に、職員室、遊戯室、給食室のほかには看護保育室、保育相談室及び建物の中央に絵本コーナーを配置しております。なお、定員は150人を予定しております。

現在、年度内の着工を目指して、鋭意関係する事務事業を遂行しておりますが、都市計画法の改正により、公共工事におきましても開発行為の許可申請手続が必要となったこと、さらに、耐震設計偽装問題に端を発した建築基準法の改正により、第三者機関による構造計算の審査が必要となったことなどから、これらに要する審査期間を含めて建築確認の許可がおりるまでの期間が大幅にずれ込んだため、工事工程を見直しているところであります。

次に、放課後児童クラブの利用料の適正化であります。9月の第3回議会定例会におきまして、3小学校区の児童クラブ室の設置条例を議決していただき、すべてのクラブ室は条例に基づく公の施設として位置づけられました。

現在、放課後児童クラブの利用料は、実施要綱におきまして月額5,000円と定められておりますが、この金額は近隣市町の金額より約30%程度低い金額となっております。このことから、来年4月1日からの施行をめどに、月額利用料を近隣市町並みの7,000円とする改正を行うよう準備を進めております。また、兄弟姉妹など2人以上の児童が入所している場合の優遇措置として、2人目からの利用料は現行の5,000円に据え置くこともあわせて検討しております。

続きまして、吉田町地域福祉計画策定の進捗状況を御報告いたします。

6月に地域福祉計画策定業務の委託契約を締結し、7月には1回目の障害者福祉推進委員会を開催し、新委員への委嘱とともに、計画の概要と策定方針について協議を行い、今後のスケジュールについて了承していただきました。

この推進委員会の結果をもとに、8月には中学1年生から20歳未満の男女1,000人を対象に吉田町福祉の町づくりアンケートを実施するとともに、9月にかけて町内4自治会の各役員、各種団体の役員の方々と一般公募の皆様方に参加していただき、各自治会館を会場に、それぞれ各2回の地区懇談会を実施して、乳幼児から高齢者までの各ライフステージにおける各地域や町の課題についてグループ別意見交換を行い、また、10月には社会福祉協議会や各障害者福祉会、さわやかクラブなどの福祉団体との福祉懇談会を行いまして、これらの結果を取りまとめて、先月末に第2回目の推進委員会を開催し、課題と施策の協議と検討を行っております。今後は、来年3月初旬の計画策定に向けて、推進委員会を中心に作業を進めてまいります。

続きまして、「全国学力・学習状況調査」について御報告申し上げます。

この調査は、本年4月24日に小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、国語、算数または数学の2教科の学力調査と生活習慣や学習環境に関する質問調査を実施したもので、10月24日には、その調査結果が教育委員会及び町内小・中学校へ送付されてまいりました。

今回の調査の目的は、各地域における児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、国として教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ろうとするものであります。教育委員会でも、この調査結果をもとに調査対象学年に限らないで、総合的に取り組むべき課題や改善について検討し、児童・生徒個々への指導や教師の指導方法の改善施策に活用していく予定であります。

また、児童・生徒個々の結果につきましては、それぞれに応じた説明を加え、今後の学習方法の改善や学習意欲の向上につなげるよう指導を加え、お返しいたしました。さらに、町教育委員会と町教育会の共催による「親のための算数・数学おもしろ講座」の中においても、この調査で明らかになった、子供たちが算数や数学でつまづきやすいポイントを保護者の皆様へお知らせし、家庭学習に役立てていただけるようにしたいと考えております。

一方、静岡県においては、仮称「静岡県検証改善委員会」を設置し、学力調査の結果に基づき、分析、考察及び改善プランの作成とデータの分析支援ソフトの開発を行い、市町教育委員会及び各学校への改善支援も予定されていると通知されております。これらのデータも参考にしつつ、今後の教育施策の展開を図っていきたいと考えております。なお、今回の調査は、教育施策や指導の改善につなげるための調査でもあり、かつ、学力の特定の一部分の測定であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないことなどを踏まえ、学校間の序列化や過度の競争につながらないよう、十分配慮して取り扱うこととしております。

このため、調査結果の公表につきましては、個々の市町及び学校の状況については公表しないこととし、情報公開における調査結果の取り扱いにつきましても、文部科学省が公表する以外の情報につきましては、不開示情報として取り扱うこととしておりますので、当町におきましても同様の取り扱いを考えております。

次に、「ちいさな理科館」について御報告申し上げます。

9月議会におきましても御報告させていただきました、「ちいさな理科館」建設準備委員会につきましては、10月5日に1回目、11月27日に2回目の委員会を開催しました。1回目の委員会では、委員長を選任し、委員長に静岡大学教育学部丹沢教授を選任するとともに、町内の小・中学校の理科教諭等をもって組織する研究部会の報告を受け、理科教育の重要性などについて活発な議論を交わしていただきました。2回目には、1回目の委員会の意見を取り入れた原案と構想図案の確認を行いました。今後は、丹沢委員長を中心に構想の取りまとめをお願いするとともに、公聴会を実施していく予定であります。

一方、町内には優良企業が多数進出しており、一部企業から理科の実験等に関して御協力いただける可能性もあり、理科館の運営につきましても町内企業の協力を探ってまいりたいと考えております。

次に、新たな奨学金制度の創設について御報告申し上げます。

新たな奨学金制度につきましては、9月議会にて一部御報告いたしましたが、本年8月に学識経験者、住民代表、保護者代表及び教育関係者で組織する吉田町奨学金制度検討委員会を立ち上げ、新たな奨学金制度について検討していただきました。

委員会は、8月9日、8月27日、9月28日の3回行い、現在の経済情勢、他の奨学金制度の現状、中学生、高校生の状況なども踏まえ、貸与対象者、貸与金額、貸与人数、貸与条件等を検討していただき、10月4日には検討委員会から答申をいただきました。町では、この答申をもとに新たな奨学金制度の創設のための事務を進め、新年度からの運用を目指しているところでございます。

これに伴い、本定例会において吉田町教育振興基金条例の改正議案を提出させていただきました。この新たな奨学金制度は、経済的に恵まれないが学習意欲が高く、将来有望な子供たちに就学の機会を提供することにより、吉田町の将来を担っていける若者が一人でも多く輩出されることを期待して創設しようとするものであります。

次に、第2次吉田町国土利用計画の策定について御報告申し上げます。

平成18、19年度の2カ年をかけて行っております第2次吉田町国土利用計画の策定につきましては、7月から計画案について県の関係28部署との調整を続けてきたところでありますが、10月29日付をもって関係部署との調整が終了した旨通知を受けました。また、これに並行し、隣接する島田市、牧之原市、大井川町及び大井川土地改良区の関係機関とも計画案について協議を行い、すべての団体から意見なしとの回答をいただきました。関係行政機関などとの調整が調ったこの計画案につきましては、11月6日に開催した吉田町開発審議会において慎重に御審議をいただいた結果、適当であるとの答申をいただきました。このようなことから、本定例会に国土利用計画法第8条第3項の規定により提案させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、吉田町都市計画マスタープランについて御報告申し上げます。

町では、健全な土地利用を促進するための計画として、本年度、吉田町都市計画マスタープランの策定を目指しております。全体構想、地域別計画の素案ができ上がり、これから都市計画マスタープラン地域別会議の代表者や有識者の方々にも参画していただき、さらに検討を重ねてまいります。来年1月以降には計画内容を町民の皆様に公開し、意見をいただきながら、県など関係機関との調整もあわせて行いたいと考えております。

次に、道路整備事業について御報告申し上げます。

都市計画道路榎南幹線でございますが、住吉幹線から海岸幹線までの区間を県の事業区間と町の事業区間に区分し、同時に整備を進めております。両区間とも、本年度は用地取得を進める計画となっております。

また、海岸幹線から坂口谷川を渡り国道150号との合流までの約1,500メートルの区間につきましては、県御前崎土木事務所が事業主体となり、本年度から整備に着手することとしておりましたが、8月に地元説明会を開催し、地権者及び地域の皆様に事業計画等の説明を行い、地元の皆様から本事業について御理解をいただきましたので、現在、現地測量を実施している状況であります。今後の予定といたしましては、現地測量の結果に基づき道路設計を行い、地権者の皆様に道路についての詳細な説明会を開催する予定となっております。また、道路設計につきましては、地権者の皆様方の承諾がいただければ用地測量に着手することとなります。

また、本年3月の施政方針において地元の皆様に事業内容を説明し、御理解を得て本年度から改修工事に着手したいと御説明申し上げます大窪川改修事業につきましては、地元の皆様方への説明会を開催し、事業についてのさまざまな御意見を伺うことができました。地元の皆様方の御意見を反映し事業を進めるため、本年度については現地測量及び水路設計の

の見直しを行い、来年度から工事に着手することになりましたので御報告申し上げます。

次に、2級河川湯日川にかかるお夏橋の橋梁整備についてであります。9月末までに取合い道路等の整備が完了し、10月1日に供用開始いたしました。工事期間中の約2年間、地域の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、御理解、御協力をいただきありがとうございました。

続きまして、公共下水道事業について御報告申し上げます。

現在の整備状況を申しますと、299ヘクタールの事業認可区域のうち、昨年度末までに180.17ヘクタールの整備が完了し整備率が60.3%に達しております。また、本年10月末現在で1,788戸が下水道に加入しており、1日平均、約1,600立方メートルの汚水を処理しております。

本年度の工事は、総合体育館付近までの町道日之出町片岡辻線及び東村、上組地区周辺を約2.4キロメートル、川尻の浜河原及び川尻会館付近を約1.7キロメートル、いずれも開削工事で整備を進めております。

次に、上水道事業について御報告申し上げます。

町では、安定した水の供給を推進するため、第6期拡張事業の一環として除鉄除マンガン施設と第2浄水場の築造事業を進めているところであります。また、同時に老朽管の更新や他事業に合わせた水道管の布設や布設替工事等も実施しております。

まず、第6期拡張事業であります。除鉄除マンガン施設については、既設構造物の取り壊しを完了して、目下、管理棟及び水道資材倉庫等の築造を行っております。また、第2浄水場につきましては配水池の築造とタンク回りの配管等の整備工事を進めており、いずれの事業も計画どおり進捗しております。

次に、老朽管の布設替でございますが、日之出町片岡辻線配水管布設替工事をはじめ、計5本の工事が発注済みとなっております。うち1本は既に完了いたしました。一方、他事業と関連して行っている工事でございますが、県御前崎土木事務所及び県島田土木事務所関連として9本の工事を発注し、うち主要地方道島田吉田線送水管布設替及び配水管布設工事をはじめとする4本の工事が完了いたしました。また、牧之原市関連として1本、都市建設課関連として2本、町の下水道事業関連として5本の工事を発注いたしました。今後とも、各事業関係者と十分な協議、調整を図り事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、第21回小山城まつりについて御報告申し上げます。

先月3日、吉田町観光協会主催の第21回小山城まつりが小山城前広場及び能満寺山公園で盛大に開催され、およそ2万人の来場者でにぎわいました。また、祭り終了後の小山城クリーン作戦では、会場内のごみ分別回収につきましても出店者の皆様や関係者の皆様の御協力により大変きれいな状態で終了できましたこと、心から感謝しております。

小山城を拠点とした情報発信が定着してきたことで、さらにこのイベントが魅力ある町の産業の活性化や文化の発展の場となるよう、町としても支援していきたいと存じますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、入札制度改革について御報告申し上げます。

本年6月に、建設工事の請負業者決定過程において、通常の名指競争入札方式を廃止いたしましたところ、機関紙などでも取り上げられ、最近、徐々にではありますが、当町の取り組みが他の自治体の注目を集めるようになっておりまして、視察の受け入れや講師派遣の要請などを受ける機会も増えております。

当町が発注する工事はもとより、すべての公共工事が住民の目線に立って健全な競争のもとで発注され、極めて透明感のある社会を実現することは国家の品格を左右する重大事であると考えておりますので、当町の入札改革の事例は機会あるごとに努めて丁寧に紹介させていただきたいと考えております。議員各位におかれましても、こうした趣旨を御理解いただ

き、当町の取り組みを御支援賜りたいと存じます。

最後に、中山三星建材株式会社工場跡地について御報告申し上げます。

目下、中山三星建材株式会社工場跡地につきましては、企業誘致としての売却先を探すと同時に、行政財産として取得した土地を売却するために必要だと思われる説明資料づくりを目的とした取得当時の事務検証を行っております。

まず、売却に向けての状況を御報告申し上げますが、目下、産業課を窓口として静岡県の企業誘致担当課窓口と連携をとるほか、さまざまなチャンネルを使って企業と接触できる機会を得ようと努力しており、中には相当具体性のあるお話をいただいている相手もございますので、早い機会に皆様方に喜ばしい情報をお伝えできる状況が到来するかもしれないとの期待を抱いております。しかし、相手のあることをごさいますし、詳しい内容につきましては交渉を進める上で支障がありますので、議員各位には機が熟した段階での御報告を予定しております。

一方、取得当時の事務検証であります。本年10月22日に中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会を設置し、10月31日と11月19日に会議を開催し、それまでの調査経過を取りまとめたものを11月26日に議員各位に御報告させていただきました。今後につきましては、調査を必要とする事項と位置づけた9項目につきまして、行政ができる範囲を確認しながら慎重かつ詳細に調査を進め、その後、調査結果全般を踏まえて検討結果をまとめ、できる限り早く議会、そして町民の皆様方にお知らせしたいと考えております。

行政手続は、透明でなければ町民の皆様方の御理解を得ることはできません。まして、架空の行政目的を掲げ12億円という巨額の借金を財源として土地を購入するような場合には、その経過はだれにもわかるように明らかにしておくことが、町政運営を担う者の果たすべき役割でなければならないはずでありますので、仮に行政で進める検証結果に不足する部分があれば、地方自治法で権限を付与されている議会でそれを補っていただき、議会と行政が一体となって町民に納得していただける結論を見出さなければならないと考えております。

私は、町民の皆様方全員が至ってシンプルに是は是、否は否と考え、その価値観をもって吉田町の行く末を考えていただける道筋をつけなければ、真に住んでよかったと思える町にはならないと考えておりますので、ぜひ、議員各位におかれましても、この私の強い思いを斟酌していただき御支援賜りたいと存じております。

以上、町政運営の現況の一端を紹介させていただきましたが、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率などの新しい指標が国から公表されるなど、当町におきましてもさらに財政の健全化と確実な行政運営に努めなければならないと考えております。今こそ、各地方自治体はみずからの能力を客観的に分析し、置かれている状況を深く考察し、町民の皆様方の幸せを第一に考えて方向を決定すべきときであると考えます。

今後も、すべての町民の皆様方のために全力を傾注し、町民の皆様方が将来にわたって幸せであることを実感できる町づくりを進めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましても町政運営の趣旨を御理解いただき、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長(吉永満榮君) 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。各委員長から報告をお願いします。

最初に、総務文教常任委員会委員長、勝山徳子君。

11番、勝山君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

10月9日、4階第2会議室におきまして、午後1時30分開議、出席委員数は全員7名、当局から社会福祉課長の御出席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、調査案件であります少子・高齢者対策についてを議題に上げ委員会を開催いたしました。

各小学校区の放課後児童クラブ室の状況について、施設とあわせて現地調査を実施いたしました。

初めに、社会福祉課長より資料の説明と現況について説明をいただきました。

年度別放課後児童クラブ入所者数の推移、職員配置表、放課後クラブ室の開設までの経緯、利用時間の変更、春休みの受け入れ開始、19年の夏休みに試行的に4年生の受け入れについて。課題点として、現在発達障害の診断されている子供も受け入れている。接し方等指導員の研修会に参加し、病気に対する十分な認識が求められ、研修も充実させていく必要もある。

補助金の基準が年間250日以上の実施、人数は71人以上はだめになる。3年間の経過措置で19年、20年、21年で、それ以降は補助金がなくなる。中央小学校区が中央児童館で運営され、人数も71名を超えると、今後の課題として、川尻と片岡に分割するべきか。

利用料の見直しについて、指導員の確保について、4年生の夏休み中の試行的に実施し、今後、春休み、冬休みをどうするのか。

以上説明をいただき、質疑応答を行いました。

委員。1日のスケジュールはどうなっているのか。

課長。学校から「ただいま」とクラブ室へ帰って来る。指導員は「お帰りなさい」と自分の家に帰って来るように迎える。宿題をしてから遊び、おやつをいただく。指導員のお手伝いをしたり、自分たちでできることを覚えさせる。

委員。発達障害の子供が自彊小に3名いますが、藤枝養護学校へ行っている子の保護者から、放課後児童クラブ室に入りたい要望は今までありましたか。利用料は今まで滞納がないと聞いていますが、指導員の大変な努力があると思いますが、どんな工夫をしているのか。

課長。現金納付をしていただき、集金袋でまとめて100%の集金ができています。藤枝養護学校へ行っている方で、障害児放課後児童クラブの話がある。マーガレット地域支援センターの位置づけで、やまばと学園が実施している。具体的には交渉していないが、学校からバスで施設へおろし、やまばとの職員が6時ぐらいまで見てもらい、保護者に施設へ迎えに来てもらうシステムを考えている。保護者ややまばとさんとも話し合いをしていないが、そのような内容でできそうかなと感触は持っています。

これで質疑を終結し、住吉小学校区、中央小学校区、自彊小学校区の順に放課後児童クラブ室の現地調査を行い、その後、わかば保育園内にあります子育て支援センターを見学する予定です。

続いて、委員会視察研修について視察関係の資料を配付させていただき、視察日程について事務局より説明をいただきました。ここで暫時休憩としまして、現地視察へ出発いたしました。現地視察終了後、役場前で解散いたしました。

続きまして、総務文教常任委員会視察研修の報告をいたします。

期日は平成19年10月24日から26日の2泊3日。出席委員数は7名全員と議長の計8名。当局から町長、健康づくり課長、高齢者支援課長の3名に同行していただきました。事務局より1名出席し、合計12名で実施いたしました。

視察先及び研修事項。

茨城県土浦市総合福祉会館へ、高齢者福祉対策について、介護予防事業、総合福祉会館の

運営状況について。水戸市茨城租税再建管理機構へ、管理機構設立の趣旨について、組織と運営状況及び業務内容について。鉾田市とつぷさんて大洋へ、施設の運営状況について。千葉県市川市役所へ、健康都市宣言への取り組みについて。

視察報告書は、定例会最終日に提出いたします。

続きまして、11月12日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午後1時30分開議、出席委員数は全員7名。当局からは、健康づくり課長、高齢者支援課長の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、協議事項であります委員会視察研修の検証についてを議題に上げ、委員会を開催いたしました。

先般実施いたしました委員会視察について、研修事項や視察全体を通しての感想を委員全員に出していただきました。

委員。土浦市の介護予防事業について、高齢者の人口2万8,343人、総人口14万2,743人に対して高齢化率19.9%、地域包括支援センターは、高齢者福祉課と市の委託を受けて、社会福祉協議会の2カ所で運営している。すべて市の職員で行うには人件費の面でも財政負担が大きいと思う。土浦市総合福祉会館の運営状況について、駅前であり、地理的にも交通アクセスも市民にとって便利なところにある。8階建てのビルに1階から3階までは開業医が入所しており、4階から8階までが社会福祉協議会が指定管理者として市から委託されて運営されている。

施設利用の状況は、年間12万744人、1日平均330人で、老人福祉センターの利用者と青少年センターの利用が多い。このような福祉施設は、なるべくなら平家の方が使い勝手がよい。移動はエレベーターか階段しかない。お年寄りには大変かもしれない。

委員。水戸市茨城租税債権管理機構について、設立から6年が経過して、この間派遣職員の努力により実績は着実に伸びており、ここ3年間は毎年3億円を超える実績となっている。徴収技術も年々向上しており、インターネット、口外など新たな手法もされている。先進地における研修を受け理解を深めるとともに、最新情報に接するよい機会でした。

委員。鉾田市とつぷさんて大洋について、合併前の元村長にこの施設の説明をしていただきました。とつぷさんて大洋とは、楽しみながら健康づくりを行う施設で、健康づくりは村おこしということで超高齢社会に向けた大洋村の挑戦として平成元年にスタートした。健康づくりは行政の柱として、村民の幸福と超高齢化社会への対応のため明るく活力のある地域社会をつくるものであると受けとめました。

委員。千葉県市川市の健康都市への取り組みについて、WHO憲章の精神を尊重した健康都市市川宣言を行っている。WHO（世界保健機構）の精神を基本に、世界で取り組まれている健康プログラムに参加し、同じ目的で参加している世界の都市と連携し、市民の健康を高めていくというものであった。同プログラムでは、保健、医療など人の健康づくりを中心に置き、同時に社会のインフラ整備や福祉制度の充実、心の豊かさをはぐくむ文化など、健康にかかわりのある要因をトータル的に向上させていくことを目指し事業を体系化している。市民が喜ぶ市民活動団体支援制度は、変わった取り組みでおもしろく感じた。

委員。視察研修の内容は、現在の町づくりにおける重要な課題であります。特に、高齢者福祉、管理機構、健康都市について関心を持って研修に臨みました。健康都市の成功のかぎはネットワークにあると言われており、最終的な目的は都市の連携から生まれる平和であると考えていることに感銘いたしました。

当局。とつぷさんて大洋について、設立した時期、モデル事業であるとか、社会的な背景もあろうかと思いますが、村長のエネルギー、推進力を痛切に感じました。健康づくりを推進するため、環境整備を積極的に進めたものと思われます。高齢化対策、医療費の削減、すぐにはあらわれるわけではありませんが、効果的に考えます。介護予防対策となるもので、

筑波大学との協力が大きいかなと感じました。

当局。高齢者福祉を考える上で、単に介護予防に取り組むだけでなく、健康のうちから、あるいは若いうちから取り組むことに気づかされました。その一方で、介護を受けている人で専門的に管理されたトレーニングにより状況を維持するだけでなく、改善される取り組みが成果を上げさせる事例があることを知ることができました。運動の効果がデータにあらわれると、客観的な資料といたしまして本人の目指す目標となり、運動の経過を記録することにより、本人の動機づけにもなり成果が期待されると説得力を感じました。

以上で委員会視察研修の検証についてを終了し、健康づくり課長並びに高齢者支援課長には退席をいただき、協議事項2の少子・高齢者対策についてのまとめについてを議題として意見を求めました。

7月に焼津市役所を訪問し、ファミリーサポートセンター事業とタクシー券交付事業について研修しました。10月に各小学校区の放課後児童クラブ室の現地調査、わかば保育園内の子育て支援センターの見学をし、委員会施設において高齢者対策、健康づくり、子育て支援等研修を行ってきました。我が町における課題等について御意見や感想を出していただきまして、2月までにまとめることにいたしました。

続いて、協議事項3、今後の調査活動についてを議題といたしまして、明年3月の年度末にかけて障害者福祉対策についてを調査案件として進めていくことに決定しました。障害者福祉計画、自立支援法の課題について調査し、当町の施設、さくら授産所、マーガレット、はぐるまへ現地調査に行く。複合施設の3障害施設へ現地調査を進めていくことに委員の合意をいただきました。次回の日程について確認いたしまして、協議事項は終了し委員会を閉会いたしました。閉会は3時50分でした。

続きまして、11月22日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午前9時開議、出席委員数は全員7名。当局からは総務課長、企画課長、社会福祉課長、会計課長、学校教育課長の出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、総務課長のあいさつのうち、12月議会に上程される議案の報告を各課長よりいただきました。報告事項が終了した後、所管事務調査に入るため、関係課以外の課長には御退席いただき、早速、調査事項であります障害者福祉対策についてを議題に上げ、前回の委員会で調査案件の進め方について協議し、委員の合意をいただきました。

本日は3施設の見学を予定し、初めに牧之原市細江のはぐるま作業所へ、次に吉田町神戸ケアセンターマーガレット、続いて吉田町片岡のさくら授産所の順に現地調査に行つて来ます。視察が終わって役場に到着し解散の予定のため、引き続き調査案件として障害者福祉対策についての調査を継続調査とすることをお諮りし、委員の合意をいただきました。

暫時休憩とし、車へ移動し現地調査へ出発、3カ所の施設へ現地調査をし、役場に到着。委員会を閉会いたしました。散会は11時30分でした。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

7番、永田君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

10月17日水曜日、吉田町役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席議員の定

足数に達しているのを確認し委員会を開会しました。

本日の調査事項であります公共上下水道事業に関する調査について、1、調査案件のまとめ（中間報告）ということで委員の皆様より意見を出していただきました。

本日の委員会は、前回までの上下水道の視察を踏まえて中間的なまとめをする意味で、上下水道の問題点について委員の皆様より意見を聞かせていただきました。

まず、上水道の問題点より意見を聞きました。主な意見は次のとおりです。

委員。上水道については、現場を視察してきましたが、私にはあえて問題にするようなところは見当たらなかった。今後、調査していく点で、私の提案ですが、これは水道課に関するのではなく、総務課における防災上の問題で、消火栓が法に定められた距離の中に実際にあるのかどうか、総務課の防災担当に地図上に消火栓のある場所を表示していただいて、現状の姿を知りたいと思う。

委員。上水道の事業に関する調査に優先順位をつけて調査をしたらどうか。

1、上水道の未整備地区を吉田町内の地図に載せてみて、その中で水道の管渠が一番近いのはどこを通っているのか。消火栓がどの位置にあるか。また公道の下に本管が通っているかどうか。石綿管の布設替の残っている地域はどこか。何年までに終了するか。また、金額的にはどれくらいかかるのか。水源に近いところの緑化政策は可能かどうか。現在の水道料金が妥当かどうか。水道組合（水道工事の業者の組合）と防災協定を結んでいないのはなぜか。

委員。水道が整備されているが、町民のそのことに対する満足はどうか。濁り水が出るとか、朝の水の出が悪いとか、町民サイドに立った検証をしてみてもどうか。町民サイドより見た水道事業の満足度を自治会に投げかけてみて、何か困っていることはないかなどを調査してはどうか。

委員。水道管を本管より個人の敷地内に引いた場合、その設備は町に寄附される。その後、町が管理してくれるようになっているが、個人が整備し、町に寄附されたものが町の資産として登記されていないのはなぜか。また、水道の計画人口が3万6,100人であるが、今後計画人口が増えると設備にお金がかかるので、水道料金の値上げということになると困るので、財源の裏づけをしっかりとっておく必要があると思われる。

委員。消火栓の問題は、資料を総務課より出していただき、それを見て委員会で調査したらどうか。上水道の今後の調査の問題点として、1、現状の把握（未整備地域の問題、消火栓の問題を含めて）。2、水道事業の展開（会計的な問題、第6期拡張計画に基づいて進めていく上で今後の問題点ということ）。この2点に絞って調査を進めていったらどうか。

委員。上水道及び配水池を視察してみて、特に施設的には問題はなかったと思います。水不足になったときとか、故障したときの対策は十分にとられていて問題はないと思われるので、未整備地域をいかに限りなく100%に近づけるかを考えたい。また、水道料金は他市町と比較して少し高いように思われるが妥当かどうかという点も調べたい。この2点をお願いしたい。

委員。未整備地域を100%クリアして未整備地域をなくすと、財政的に見て未整備地域をなくすイコール料金の値上げという構図では困るので、インフラ整備ということで町の出資を求めるといことで皆さんで考えていただきたい。

以上、委員の皆様の見解を踏まえて、今後上水道の調査の方向性はこのような方向でまとめられました。

次に、下水道の今後の調査について意見を聞きました。

委員。事業認可が平成22年度で、認可区域に対する事業が終わって、今後どうするか。吉田町全域を事業の対象として行った下水道事業ですので、今後の22年度以降の整備について、当局の言えないことも、この委員会としていろんな切り口で投げかけをこちらからしてもいい

いのではないかと思う。時代も変わっているし、合併浄化槽という新しい手段もありまして、費用対効果の面からいろんな下水道の事業に関しましては公的な縛りもあるでしょうが、委員会として研究して、こういった方法もあるのではと、当局に提案できるまで調査をしていきたいと思う。

委員。北区の住民は、下水道はいつ来るのか、現状で維持管理してほしいという要望が多くなってきている。19年度の工事箇所は地図をもらってあって、150号線のところまでで、これからどこに行くのか、来年の3月までに決定しなくてはならない。20年度の、そのときまでに物が言えるように委員会で視察した結果を出しておかなくてはならない。そのような見直しという中で何を見直すのか。どこへ認可を転化していくのか、我々も検討しておく必要があると思われる。

委員。次の認可区域を決めるときに、下水道建設委員会に話があるが、常任委員会で調査し、こちらで次の認可区域はどこがいいか当局に申し上げたらどうか。

委員。区域以外の住宅化が進んでいるので、公共下水道とは異なる方法で並行して進めていくことはできないか、検討することも必要かと思う。

委員。認可区域について下水道課で聞いてきたのですが、現在の認可計画が切れる平成23年度以降の計画はどうかと聞いたところ、平成21年度から準備を進め、平成22年度に吉田町公共下水道建設委員会に御審議をもらって下水道事業の区域を拡大したいと考えています。その区域は、都市計画区域内ですということでした。現在、区域外の人口が増えているので、その点の見直しが必要ではないのか。いろいろな可能性を考えて下水道課にこちらから言えるような勉強をしていかななくてはいけないのではと考える。

委員。下水道事業における国の補助金は変更申請できるのか。その点を踏まえた上で、下水道事業の見直しを考えたらどうか。変更申請がどの辺まできくのか、下水道課にもその点をよく聞いた上で考えるべきだ。

委員。今後の委員会を進めていく上で、補助金をもらっている以上法律上の縛りはあると思われるが、変更がきくかどうかも含めて下水道課から資料を出していただき、今後、平成23年度以降の認可区域を設定するに当たってどういう順番で検討していくのかを含めて、皆さんより意見を聞いて、確認事項を挙げて調査するような方向で進めてみてはどうか。

以上、委員の皆様より上下水道事業の今後の調査に向けた方向づけについて有意義な意見が出されました。この意見を踏まえて、もう少し時間をかけて検証し、問題点をまとめていくということで、この日の上下水道事業に関する調査について調査案件のまとめを終了し、休憩をとり、この日の後半に予定していた委員会行政視察案について事務局より説明を受けました。

説明後、委員会行政視察案について委員の皆様にお諮りしたところ、全員異議がなく、委員会行政視察案のとおり決定しました。以上でこの日の委員会を閉会いたしました。

次に、11月13、14、15日と2泊3日で愛媛県西条市、内子町、宇和島市、高知県四万十市と委員会行政視察研修を行いました。参加者は委員7名、当局より町長、産業課長、水道課長の同行をいただき、事務局職員1名の計11名で参加いたしました。視察先及び研修事項は次のとおりです。

1、愛媛県西条市役所、水道事業の運営について。安定した水資源の確保（地下水の適正利用）、災害対策（水の確保、施設の耐震化）、健全財政の維持、ステンレス貯水槽の現地視察。2、愛媛県内子町、株式会社内子「フレッシュパークからり」について、施設の運営等。3、愛媛県宇和島市役所、e-地域ビジネスについて、宇和島真珠ターゲットモール&セキュリティーシステム構築事業、海面養殖事業について、地域性を生かしたハマチ、真珠の養殖。4、高知県四万十市役所、水環境の保全について、水源の保全、下水道整備、四万十川方式の排水処理。

なお、視察報告書は議会最終日の12月14日に皆様のお手元に配付いたします。

続きまして、11月26日午前9時より吉田町役場4階第2会議室におきまして委員会を開催しました。出席は委員7名全員と当局より総務課長、企画課統括、社会福祉課統括、会計課長、学校教育課長、水道課長、産業課長の出席をいただき、本日の委員会は、12月議会に上程を予定しております議案等について担当課より報告をいただくものであることを告げ、出席を確認し、定足数に達しておりましたので委員会を開会いたしました。

初めに、総務課長より報告をいただき、続いて企画課統括、次に社会福祉課統括、次に会計課長、次に学校教育課長の報告をいただきました。報告事項が終わり、この後、所管事務調査に入る前に関係する課長以外の退席を許可しました。退席が済んだのを確認し協議事項に入りました。

議会閉会中の調査案件について協議いたしました。

初めに、1、委員会視察研修の検証についてを議題としました。本日は、視察研修に関して視察先での研修事項や視察全体を通しての感想など、どんなことでも発表していただくようお願いしまして、各委員の皆様と当局の課長様より感想をいただきました。次のとおりです。

愛媛県西条市については、水の力を改めて確認した。我が町も水のありがたさを再確認すべきではないか。水の保全のためには森の保全が大切である。伏流水のよいことがわかった。安心、安全を目の当たりに見せていただき勉強になった。水の利用と保全の両面を見てきて大変お金がかかるものだなという感想です。伏流水を利用した水道であり、上水道の普及率が約50%ほどであり、水道事業はお金がかかるものだなと実感した。水の大切さについては町民に知っていただく方がよいと感じた。また、町民に水の大切さを伝えていくことが大事であると思った。うちぬき（自噴水）が参考になった。条例をつくって我が町も伏流水を大切にしてほしい。水は大切なものだと思った。愛媛県内子町の「フレッシュパークからり」については、新たな産業には「フレッシュパークからり」が大変参考になった。内子町の自然と人が溶け合っている。吉田町でも「フレッシュパークからり」の方式を取り入れてみてはどうか。吉田町に対して提言したらどうか。安心と安全を見せていただき勉強になった。生産者が女性である点で印象的であった。

愛媛県宇和島市役所について。地域の資源、資産を、新たな情報通信技術を利用することなどにより有効活用し、地域課題の解決と新たな社会的価値の創造を目指すビジネス（e-地域ビジネス）は勉強になった。宇和島は地形的に恵まれ、海面養殖に適しているところであるが、我が町と地形が異なるので海面養殖は我が町には向かないかもしれない。

e-ビジネスについては、現場を全国へ放映することにより販売的に有効であることがわかった。養殖が行政でできるのかなと思ったら、専門家を入れている。特許もとったりして財政面でもプラスになる。

高知県四万十市役所、水環境の保全については、水の保全には森の保全の大切さがわかった。四万十川全長196キロメートルと大井川全長168キロメートルは大変に似ている。川の水質保全には苦労しているようであったし、また、環境の保全にはお金のかかることが理解できた。四万十方式の浄化システムも点在する集落にはよい方法であることがわかったが、お金もかかるので大変であると思った。四万十川の川下りの遊覧船を使った観光事業が大変よかった。

以上で、協議事項1、委員会視察研修の検証についてを終了し、続きまして、協議事項2の議会閉会中の調査案件の協議に移りました。

本日は、現在建設中であります水道施設、第2浄水場の建設現場の視察を予定している旨を告げました。

次に、議会閉会中の調査案件として、引き続き公共上下水道事業に関する調査と、新たな

る産業の創出についてを産業建設常任委員会の継続調査とすることを委員の皆様にお諮りしたところ異議がなく、引き続き継続調査としました。

次に休憩をとり、第2浄水場の現地調査へ出発しました。現地調査を終え、その日のすべての協議事項を終了し散会しました。

以上で報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第57号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 日程第5、議案上程を行います。

第57号議案から第62号議案まで一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第4回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例改正につきまして2件、補正予算につきまして1件、公社の解散につきまして1件、国土利用計画につきまして1件、指定金融機関の指定につきまして1件の合計6件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第57号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして官民給与の格差の率、0.35%を解消するため初任給を中心とした若年層に限定した給料月額を引き上げを行うとともに、少子化対策の推進にも配慮し、子などにかかる扶養手当の月額を500円引き上げ、また、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる内容を主とする条例改正をお認めいただくものがございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、本年4月から11月末日までの官民格差相当分を解消するため給与月額及び扶養手当の引き上げにつきましては、本年4月1日から適用するものとし、勤勉手当につきましては12月期で調整を行うものがございます。

第58号議案は、吉田町教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町の教育振興を図ることを目的に設置しております吉田町教育振興基金につきまして、その基金の効率的な運用及びさらなる教育振興の充実を図るため、平成20年度

から創設する新たな奨学金制度の原資として基金の一部を充当する必要があることから、本基金の取り崩しを可能にする条文を追加することについてお認めいただこうとするものでございます。

第59号議案は、平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,689万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ88億8,193万3,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第60号議案は、榛原地域土地開発公社の解散についてでございます。

本議案は、平成元年4月に榛原郡8町により設立されました榛原地域土地開発公社につきましては、構成町の合併等により当該公社の取り扱い事務量が減少し、公社の利用要望がなくなっている現状を踏まえ、本年10月に開催された理事会において当該公社の解散が承認されましたことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22号第1項の規定により当該公社の解散につきましてお認めいただこうとするものでございます。

第61号議案は、国土利用計画（吉田町計画）についてでございます。

本議案は、平成6年6月に策定されました国土利用計画（吉田町計画）について、既に制定から10年以上が経過し、町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、今後の町の土地利用に的確に対応できるよう平成27年を目標年次として策定しました第2次吉田町国土利用計画についてお認めいただこうとするものでございます。

第62号議案は、指定金融機関の指定についてでございます。

本議案は、現在当町の指定金融機関となっておりますハイナン農業協同組合の指定期間が平成20年3月末日をもって終了するため、地方自治法施行令第68条第2項の規定により、引き続きハイナン農業協同組合を吉田町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関に指定することをお認めいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします6議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

総務課からは、第57号議案の1議案につきまして御説明申し上げます。

第57号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから5ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率0.35%を解消するため初任給を中心とした若年層職員の給料月額を引き上げるとともに、子などにかかる扶養手当の額を500円引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げることを主とする内容の条例改正をお認めいただこうとするもので、全体を2条立てにし、それぞれの施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では第8条第3項中に規定されております、子などに係る扶養手当の額を6,000円から6,500円に改め、第9条第3項中におきましては、配偶者に係る文言の一部を改め、第15条の8第2項第1号中の勤勉手当の支給率を100分の72.5から100分の77.5に引き上げるものでございます。

また、人事院勧告とは別に、従来から行っておりました給与からのさまざまな控除につい

て、より適正な運用を図るため、給与からの控除できる経費について、税金など各法律の定めのあるものを除き7項目の経費を給与から控除することを明示するものでございます。また、別表第1に規定されております行政職の給与表のうち、1級から3級までの給料表を改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定により、第15条の8第2項第1号中の勤勉手当を引き上げた100分の77.5の率を100分の75に改め、平成20年4月1日以降の6月期及び12月期の勤勉手当の合計年間支給月数を、現時点の勤勉手当の支給月数より0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、第1条関係の改正規定は公布の日から施行し、第2条関係の改正規定は平成20年4月1日から施行するものでございますが、官民給与格差である0.35%は平成19年12月1日以降の給与額においては解消されるものの、平成19年4月1日から11月末日までの間の官民給与格差の0.35%分を解消する必要があることから、同附則第2項におきまして給与及び扶養手当の改正規定は本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は本年12月1日からそれぞれ適用するものとし、同附則第5項におきまして改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなして官民給与格差である0.35%の調整を図ろうとするものでございます。

以上が総務課からの1議案につきましての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、藤田光夫君、お願いします。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

第59号議案、第60号議案、第61号議案の3議案について御説明申し上げます。

最初に、第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算第2号について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条関係でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,689万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,193万3,000円とするものでございます。また、この款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページから3ページに掲げてございます第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、補正内容について6ページからの歳入から御説明させていただきます。

13款国庫支出金は、1,705万円の減額補正でございます。これは土木費国庫補助金で、地方道路整備臨時交付金事業費の榛南幹線新田工区分で、当初事業費5,000万円を見込んでいましたが、これが1,900万円と決定されたため、これに伴う国庫補助金の減額でございます。

14款県支出金は63万4,000円の増額補正でございます。これは民生費県補助金で、母子家庭等医療費助成事業費の増額見込みによるものです。

7ページの16款寄附金は、一般寄附金16万4,000円と指定寄附金5万円を増額補正するものでございます。

17款繰入金は1億6,310万円の増額補正でございます。これは、今回の補正に伴う不足財源を補うため財政調整基金を取り崩し、基金繰入金を計上するものでございます。

続いて、8ページからの歳出でございますが、全体を通じてただいま総務課長の方から説明がございました人件費の補正でございます。これは人事院勧告に伴います給与改定分に係るもの、異動や育児休業等の調整分を含め538万1,000円の増額補正となります。

人件費以外の説明をさせていただきますが、9ページの2款総務費1項総務管理費では、人事管理費の県職員派遣負担金の減額が700万円で、これは当初2名の県技術職員派遣を予定していましたが、1名の派遣となったことによるものでございます。

4項選挙費では、町長、町議会議員選挙費の減額が80万6,000円、県議会議員選挙費の減額が25万6,000円となります。これは執行済みのため精算するものでございます。

14ページからの3款民生費でございますが、1項社会福祉費では心身障害者福祉費の地域生活支援事業費において、前年度県補助金超過分の返還金として104万8,000円の増額補正となります。

2項児童福祉費では、児童福祉総務費の母子家庭等医療費助成事業が126万7,000円の増額補正、また、保育所費の保育園管理費は406万3,000円の増額補正となり、これは産休代替職員賃金及び保育園児の他市町への委託料の増額によるものです。

18ページの4款衛生費は、1項保健衛生費保健衛生総務費では榛原病院負担金が1億3,821万9,000円の増額補正となります。これは繰り出し基準内の繰り出しであります病院運営費の減額が576万4,000円、新たな財政支援分として1億4,398万3,000円を計上しました。

予防費の伝染病予防費では、予防接種委託料の991万円は肺炎球菌予防接種委託料の増額補正を計上してございます。

19ページからの6款農林水産業費では、20ページの3項水産業費の水産振興費で31万円の増額補正となりますが、これは漁業近代化資金の利子補助額の増加によるものでございます。

22ページからの8款土木費では、2項道路橋梁費道路維持費の増額が338万1,000円、道路新設改良費では大幡川幹線へ1,501万7,000円、川尻中瀬高畑4号線へ137万6,000円の増額、西の坪大浜4号線へは工事費不用額105万1,000円の減額、新たに下片岡山通り線の歩道改良事業の測量調査費を計上しました。

4項都市計画費の街路事業費でございますが、公共榛南幹線整備事業費の減額が3,100万円でございますが、これは当初事業費5,000万円を計上してございましたが、この事業費が1,900万円に決定されたことによるものでございます。

単独事業東名川尻幹線整備事業費の63万9,000円の増額は、電柱移転補償費を計上し、同じく単独事業の中央幹線整備事業費105万6,000円は側溝敷設のための工事費の増額、県費街路整備事業費負担金145万5,000円の増額は榛南幹線の県施工事業費の増額970万円の15%を負担するもので、総額では1,645万5,000円を負担することになります。また、新たな単独事業、榛南幹線整備事業費20万円の補正は、関連排水路計画のための測量調査費を計上しました。

29ページからの10款教育費ですが、30ページの4項社会教育費図書館管理費365万6,000円の補正は臨時職員賃金の増額、テラス出入り口の修繕費、団体貸し出し用書架の購入費を計上しました。

33ページ、12款公債費367万6,000円の減額は前年度借入金償還利子額が確定したことによるものでございます。

13款諸支出金2項基金費5万円の増額は、指定寄附金を公害対策基金に積み立てるものでございます。

以上、歳入歳出補正予算額は1億4,689万8,000円でございます。

続きまして、第60号議案榛原地域土地開発公社の解散について御説明いたします。

議案書の9ページと参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

榛原地域土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして平成元年4月に榛原郡8町により設立されました。公有地の取得処分の事業を行ってまいりましたが、近年は土地取り扱い事業量が減少し、今後、各市町とも公社の利用要望がないことなどにより、公社設立当初の目的を達成したとして10月15日の公社理事会において解散が同意されました。この同意を受けまして、今回公社を解散することについて公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

公社を解散するについては、参考資料5ページのスケジュール案のとおり、設立団体の議

決を経て県知事の認可を得ることとなります。以後、精算手続に入り、3月末までの精算完了を目途としております。このようなことから、議会初日の議決をお願いしたいというものでございます。なお、解散に伴う分配金でございますが、出資金の185万円と残余財産見込み額約120万円の29%余りが分配される見込みとなります。また、参考資料として公社の概要、初年度から今年度までの売り上げ実績、また、吉田町分の実績をお示しさせていただきました。本日の御審議よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第61号議案 国土利用計画（吉田町計画）について御説明申し上げます。

議案書10ページと別冊の計画書案参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思ひます。

この計画は、国土利用計画法第2条に定められました国土利用の基本理念に則して、同法第8条の規定に基づき吉田町の区域について定める国土の利用に関する計画でございます。吉田町における土地利用に関する行政上の指針となるべきものであるとともに、全国計画、県計画とあわせて国土利用計画の体系を構成するものでございます。

前年度から策定作業を進めてまいりました計画案は、ことし7月から県の関係部署との調整を続けてきたところですが、10月29日付をもって28部署すべてから意見なしとの回答をいただくことができ、県調整が終了しました。また、隣接します島田市、牧之原市、大井川町及び大井川土地改良区においても、この計画案について協議をいただきまして、すべての団体から問題なしとの回答をいただいております。

この県調整後の計画案について、11月6日に開催しました吉田町開発審議会において慎重に御審議をいただいた結果、第2次吉田町国土利用計画案として適当であるという答申をいただくことができましたことから、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき議会にお諮りするものでございます。

計画の内容につきましては、土地利用の基本方針と利用区分別の土地利用の基本方向を定めた土地利用に関する基本構想、平成27年における町域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び目標を達成するために必要な措置の概要の三つの柱から構成され、町の区域における土地利用に関する基本的事項を定めたものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によって御説明をさせていただきます。

現行計画から変更のありました箇所アンダーラインをつけてございます。1ページをごらんください。

前文につきましては、現計画から第2次の計画になること及び策定の基本となる県計画及び整合性を図った町総合計画の策定期等が変更となります。なお、県計画につきましては、策定年月が入っていませんが、これは県においても現在計画を策定中のため、県の現行計画と策定中の計画の両方を参考としているためでございます。また、土地基本法の基本理念に関する記述でございますが、これは国土利用計画法第2条にも同様の基本理念が定められているため削除をいたしました。

2ページをごらんください。

第2次吉田町国土利用計画策定の意義につきましては、現状に合わせて農業投資に関する部分を削除するとともに、養鰻業の衰退に伴う養鰻池の跡地に無秩序な開発が進んでいること及び整備中である北部幹線、榛南幹線などが今後の当町の土地利用に大きな影響を与えることと見込まれることについての記述を加えました。また、本町の目指す都市の姿を第4次吉田町総合計画の将来都市像、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」に変更し、今回の国土利用計画のポイントとなる持続可能な町の土地利用の重要性に関する記述を加えました。

3ページをごらんください。

土地利用の基本方針につきましては、現在策定中の全国計画の改定のポイントとなっております「安全・安心、循環・共生、美しさ」の三つの観点を考慮した自然環境の保全に配慮し

た土地利用の推進、安全で安心できる土地利用の推進、美しくゆとりある土地利用の推進の三つに、県計画と同じ長期的、広域的姿勢に立った土地利用の形成及び町民の意見を反映した土地利用の推進の二つを加えた五つの方針としました。背景には経済社会情勢の変化によって人口の減少等による国土のゆとりを好機ととらえ、多様化、複雑化する課題に対応すべく、従来の旺盛な土地利用転換に伴う国土利用調整から持続可能な国土管理の考え方への転換があります。現在策定中の県計画においては、「美しい景観の形成や自然と共生した県土利用、災害に強い安全な県土利用、豊かな県民生活をはぐくみ快適で潤いある県土利用」の三つを基本方針としております。

4 ページをごらんください。

利用区分別の土地利用の基本方向についてでございます。農用地につきましては、保全する農用地と都市的土地利用を図る農用地を見きわめ、効率的な利用を図ることについての記述を加えました。また、生産緑地法の改正に伴い市街化区域内の農地などを生産緑地と呼ぶことになったため、生産緑地に関する記述を削除しました。森林につきましては、災害や地球温暖化の防止といった森林の持つ多面的な機能に関する記述を加えました。

水面、河川、水路につきましては、雨水対策や自然災害の防止といった安全、安心に関する災害のリスクを考慮した事項を、道路につきましては防災機能の充実や暮らしやすい町の実現といった質的向上をさらに推進していくための方向性について加えています。また、宅地の住宅地、工業用地、その他の宅地につきましても、質的向上に向けた用途地域への誘導や周辺環境の緑化、既存の低未利用地の有効活用など、生活環境の向上に向けた内容を加えています。

その他につきましては、公園緑地や漁港が町に潤いと安らぎを与えるだけでなく、安全、安心な生活につながる防災的な面も担うといった内容や海岸など自然の保全に関する内容を加えています。

6 ページをごらんください。

土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標につきましては、基準年次、目標年次を第4次吉田町総合計画に合わせてそれぞれ平成17年、平成27年と変更するとともに、第4次吉田町総合計画による推計人口の内容に変更しています。

7 ページをごらんください。

利用区分別土地利用の目標につきましては、昨年度より各課から提供していただいた今後の各種のプロジェクトに関する資料や、現行計画策定時から近年までの各種数値データなどにに基づき設定をしてあります。

農用地につきましては、近年の農地転用面積の推移に基づく設定になりますが、道路、宅地の増加などにより30ヘクタールの減少としています。森林原野は変化はありません。水面、河川、水路につきましては、河川改修による河川面積の増加と農地減少に伴う水路面積の減少に基づき1ヘクタールの増加としています。

道路につきましては、整備中の幹線道路面積による増加と農地減少による農道面積の減少などに基づき14ヘクタールの増加としています。宅地につきましては、将来人口フレームに応じた宅地の需要を想定し、36ヘクタールの増加としています。その他につきましては、道路、宅地の増加などにより21ヘクタールの減少としています。個別の数値に関する計算式など詳細につきましては、説明は省略をさせていただきます。

8 ページをごらんください。

地域別の概要につきましては、第4次吉田町総合計画と同じ地域区分としており、現行計画からの変更はありません。

9 ページをごらんください。

Ⅱに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要につきましては、現行計画では一つだ

った安全で良好な生活環境の確保及び自然環境の保全の項目を、土地利用の基本方針に合わせて安全で良好な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全の二つに分けました。特に、安全で良好な生活環境の確保については、水害や土砂災害などの防止に向けた治水に関する内容を重視したものとしています。

10ページの4、恵まれた自然環境の保全につきましては、内容を自然環境の保全、健全な水環境の確保、適正な廃棄物の処理の三つに分け、現行計画より自然保護に関する内容を充実させるとともに健全な水環境の確保及び循環型社会への形成に向け、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に向けた内容としています。

現計画の快適で健康的かつ文化的な土地利用の形成の項目は、これまでの積極的な都市的土地利用から持続可能な土地利用への変化を受け、緑化や保全による豊かな居住環境の創出に向けた美しくゆとりある土地利用の形成に変更をしました。また、新たに地域住民がさまざまな方法により町土の適切な管理に参画していく町民参加による町づくりの推進の項目を追加させています。

11ページをごらんください。

土地利用、利用項目別の有効利用の促進についてでございます。農用地につきましては、今後も減少が予想されますが、農用地の持つ公益的機能の観点から無秩序な農用地の転用防止、農用地の集積や遊休農用地の有効利用による効率的な利用及び自然との触れ合いの場としての利用など、多面的に農用地の利用を進めながら保全を図るとしています。

水面、河川、水路につきましては、治水、利水などの機能の維持、向上を図るとともに、水辺空間の有効利用及び保全に配慮し、景観、水質の保全や水生動植物の保護といった循環、共生に関する内容と、安全、安心のための自然災害防止に関する内容を加えております。

道路につきましては、具体的に東名川尻幹線と榛南幹線の名称を記載し、整備を進める箇所をより明確にした内容とし、また、道路の質的向上に向け良好な生活環境を目指したユニバーサルデザインへの配慮など、人に優しい道づくりについての内容を加えています。

宅地につきましては、多様なニーズに対応した量から質への転換を進めることとし、住宅地につきましては無秩序な宅地化の防止や量的調整に関する内容を示し、工業用地につきましては公害防止対策に関する内容を、事務所、店舗等の用地につきましては、商業施設の集積に関する内容を加えています。また、住居系、工業系、商業系すべての用途地域内の未利用地の有効利用に関する内容を加えております。

その他につきましては、吉田漁港の港湾機能の充実やにぎわいの場づくりの推進、海岸の津波、高潮対策、文化の香り高い町づくりの推進に関する内容を加えています。

13ページをごらんください。

地域別整備施策等の推進の項目でございます。参考として17ページの新旧構想図をあわせてごらんいただければと思います。

北部地域につきましては、平成21年に予定されている富士山静岡空港の開港や東名吉田インターチェンジ、大井川新橋につながる北部幹線等恵まれた交通条件により本町の玄関口となる地域としています。

商業・流通拠点ゾーンにつきましては、現行計画の東名吉田インターチェンジに接続する東名川尻幹線周辺だけでなく、北部幹線沿道も範囲に加え、立地の優位性を生かした商業・流通業務系の土地利用を推進します。

企業が集積する大井川沿いには、総合計画の土地利用の構想に合わせて工業集積ゾーン、工業集積促進ゾーンを新たに設定し、工場等の集積を図るとともに工場緑化や公害防止対策を促進します。

集落地域整備促進ゾーンにつきましては、本計画の期間中は国営大井川用水農業水利事業に関連し、基盤整備を進めるのが困難であるため、集落環境保全ゾーンと名称及び範囲を変

更し、集团的農用地の保全を全面に出しました。都市的土地利用への転換に当たっては、営農環境や環境保全に配慮した土地利用を推進します。

大井川の河川敷につきましては、現行計画の水辺環境保全活用ゾーンの整備が既に進んでいることから、範囲を富士見橋の上流区域に変更し、大井川河川敷活用ゾーンに名称を変更しました。養鰻池跡地が集团的に存在する計画的面整備促進ゾーンにつきましては、既に跡地の開発が進んでいることからゾーンを削除しています。

14ページをごらんください。

東部地域につきましては、自然環境との調和に配慮しつつ、整備中である浜田土地区画整理事業や榛南幹線など幹線道路の整備の促進をする地域としています。海浜環境保全活用ゾーンは現行計画のまま残し、環境保全に努めながら自然環境との触れ合いの場となるよう活用方法の検討を図ります。

計画的面整備促進ゾーンでは、浜田土地区画整理事業区域を中心とし、土地区画整理事業東名川尻幹線、榛南幹線の整備を促進し、良好な居住環境の形成を図ります。

計画的市街地形成誘導ゾーンは、スプロールの宅地化が進んでいる東名川尻幹線沿道から西部地域まで範囲を広げ、市街地形成誘導ゾーンに名称変更としまして、計画的な土地利用の推進を図ります。

工業集積促進ゾーンは、第4次吉田町総合計画の土地利用の構想に合わせて範囲を広げ、工場等の移転集積を図るとともに工場緑化や公害防止対策を促進します。

河川敷については、北部地域と同様に既に整備が進められている水辺環境保全活用ゾーンから大井川河川敷活用ゾーンへの名称及び範囲を変更しています。養鰻池活用ゾーンにつきましては現状から削除としています。

15ページをごらんください。

西部地域につきましては、本町の特徴的な自然環境の保全、活用を図りながら、快適な居住空間の整備を促進していく地域としています。吉田田んぼを中心とした農業振興促進ゾーンにつきましては、土地基盤整備や施設の近代化、農地の流動化を促進し積極的に保全を図ります。海岸線一帯につきましては、海浜環境保全・活用ゾーンを継続して設定しまして、良好な自然環境の保全に努めます。

計画的面整備促進ゾーンと計画的市街地形成誘導ゾーンにつきましては、二つのゾーンを合わせて範囲を変更しまして、スプロールの宅地化が進行している区域を新たにゾーン設定をしまして、東部地域と合わせて市街地形成誘導ゾーンに名称を変更しております。

能満寺山公園周辺につきましては、土地利用の方向性がわかりやすくなるように、ふるさとシンボルゾーンから小山城周辺交流ゾーンに名称を変更し、本町の歴史、文化、産業を生かした交流の場としての活用を図ります。

吉田漁港及びその周辺につきましては、三星跡地の方向性が決まったことに伴い、地域活性化拠点ゾーンから吉田漁港周辺交流ゾーンに名称及び範囲を変更し、土地利用の方向性がわかりやすいものとし積極的な活用を図ります。

都市拠点ゾーンにつきましては、現在の土地利用の方向性と合わなくなっているため、第4次吉田町総合計画に合わせて削除しています。

16ページの土地に関する調査の実施及び管理の充実につきましては、特に変更はございません。

以上、変更部分を中心に説明をさせていただきました。

この計画の活用は都市計画、農業振興地域整備計画など個別法に基づきます計画の見直しを行う際の町の指針として、また、土地利用の誘導に当たって町の望ましい土地利用の実現のための行政上の調整に利用するなど、土地利用に関する行政上の指針として役立てていくとともに、将来のあるべき土地利用の姿を提示することにより、住民の皆さんの合意形成や

土地利用行政に対する住民の意識高揚に役立てていきたいと考えております。

以上、3議案について説明をさせていただきました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 議長（吉永満榮君） 引き続き、会計課長、町田吉久君。

〔会計管理者兼会計課長 町田吉久君登壇〕

- 会計管理者兼会計課長（町田吉久君） 会計課でございます。

第62号議案 指定金融機関の指定につきまして、御説明申し上げます。

提出議案書の11ページをごらんください。

現在、吉田町の公金取り扱い指定金融機関はハイナン農業協同組合を指定しておりますが、平成20年3月31日をもって期間満了となります。これに伴いまして、4月1日から継続しハイナン農業協同組合を指定金融機関に指定したいから、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

ハイナン農業協同組合につきましては、過去から通算しまして13年間の実績がございますが、その間問題もなく良好な運営をしていただいております。平成18年度の経営状況を見ましても、自己資本比率、またそのほかの指標も大変良好で健全な経営内容でございます。また、町民の利用者も多く、利便性、信頼性等総合的に見ましても、指定金融機関として指定することに支障はないと思われまますので、継続しハイナン農業協同組合を指定することにつきましてお願いをするものでございます。

なお、契約期間でございますが、ハイナン農業協同組合との協議の中で、次の2年間につきましては内諾をいただいておりますが、その後におきましては双方協議し、特別なことがない限り継続させていただき、交代することがございましたら、改めて議会の御協議をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原弘幸君。

〔学校教育課長 芝原弘幸君登壇〕

- 学校教育課長（芝原弘幸君） 教育委員会、学校教育課でございます。

第58号議案 吉田町教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ、参考資料ナンバー2の1、2の2をあわせてごらんください。

現在、当町では教育振興を図るため、経済的理由により就学が困難な高校生に対して奨学金を交付しておりますが、この制度は給付を前提とするものであり、給付額も少額で福祉的傾向が強い内容となっております。

このため教育委員会では、吉田町教育振興基金を有効に活用し、さらなる教育振興の充実に図るため、従来からの制度を改め、資金が循環する貸し付け型の奨学金制度の新設を検討してまいりました。この新たな奨学金制度構築に当たりましては、第三者機関である吉田町奨学金制度検討委員会を立ち上げ、検討委員会から各種の御意見をちょうだいするとともに、10月4日に新たな奨学金制度の創設についての答申をいただきましたことから、この答申をもとに教育委員会では吉田町教育振興基金を原資とした貸与型の奨学金制度の創設のための事務を進めているところでございますが、現行の吉田町教育振興基金条例には本基金を処分できる規定がないことから、当該基金の一部を新たな奨学金制度の原資に充当することを可能にするため所要の改正をお認めいただくとうするものであります。

改正の内容としましては、第3条の次に新たに第4条に「基金は教育の振興を図るために必要とする場合に限り、その全部または一部を処分することができる」の処分規定を設けることとし、第4条以降をそれぞれ1条ずつ繰り下げるものでございます。

また、附則につきましては、募集期間等を考慮し、公布の日から施行しようとするものでございます。今回の改正は、経済的に恵まれないが学習意欲が高く、将来有望な子供たちに就学の機会を提供することにより、吉田町の将来を担っていける若者をより多く輩出しているというものでございます。

以上、58号議案につきましての説明とさせていただきます。御審議をよろしく願います。

○議長（吉永満榮君） 担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第57号議案、第58号議案、第59号議案、第61号議案、第62号議案の5議案につきましては全員協議会で協議し、議会最終日に御審議いただく予定でありますので、よろしく願います。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第6、第60号議案 榛原地域土地開発公社の解散についてを議題とします。

これより、第60号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

次回は12月10日月曜日、午前9時から全員協議であります。よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時26分

開議 午前 9時00分

- 議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。
本日は定例会第9日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 市 川 陽 三 君

- 議長（吉永満榮君） 3番、市川陽三君。
〔3番 市川陽三君登壇〕
- 3番（市川陽三君） 改めまして、おはようございます。3番、市川陽三でございます。
私は、第4回12月議会において、今年度町長が重要施策として掲げられております子育て、健康づくり、教育の3つの施策の中で、教育について質問をいたします。今回は、不登校問題、子供の安全・安心の確保、学校の連絡網の3点についてお伺いをいたします。
まず初めに、不登校問題について伺います。
不登校問題につきましては、一時期、現場の教職員、保護者、教育委員会等のさまざまな取り組み、努力により減少してきておりましたが、最近の調査によりますます増加傾向になっているとのことであります。文部科学省の平成19年度学校基本調査速報によりますと、平成18年度間の長期欠席者——長期欠席者とは30日以上欠席者のことをいいますが——のうち、不登校を理由とする児童・生徒数は、小学校においては2万4,000人、前年度間より1,000人増加、対前年度比4.9%増、中学校におきましては10万3,000人、前年度間より3,000人増加、対前年度比3.4%増の合計12万7,000人、前年度間より4,000人増加、対前年度比3.7%増であり、全生徒数に占める不登校児童・生徒数の比率では、小学校が0.33%、中学校が高く2.86%、小・中学校合計で1.17%との報告が出されております。
さて、不登校がなぜ起きるのかということについては、特定の子供に特有の問題があることにより起こるものではなく、どの子供にも起こり得る問題であり、また、不登校という状況が継続すること自体が本人の進路や社会的自立のために望ましいことでなく、単なる学校内から排除したり保護者任せにせず、教育行政上の課題として、対策を検討することの重要性について認識を持つことが必要なのではないかと思うところであります。

不登校の原因としては、友達とのトラブルによる不登校、いじめによる不登校、学校や先生とのトラブルによる不登校、青年期に顕在化してくるさまざまな精神障害などによる不登校等のケースがあり、また、幾つかの要因が重なって不登校になっているケースもあります。文部科学省が平成14年度に外部の専門家の協力を得て調査した、今後の不登校への対応のあり方についての報告の中の、不登校経験者に直接聞いた不登校経験者の実態調査においては、友人関係をめぐる問題が最も多く44.5%を占めており、続いて、学業の不振が27.6%、教師の関係をめぐる問題が20.8%であるなど、学校生活にかかわるものが顕著となっているとのことであります。

このような不登校の増加に対して、学校関係者もさまざまな取り組みや努力により減少していたものが、ここに来て増加に転じてきたことは、大変憂慮すべきことではないかと思うわけであります。不登校児童へ接していく場合、まず、気をつけなくてはならない点は、本人が明確に不登校の理由、原因がわかっているのかいないのかという最初の見きわめが大事であるとの指摘もあるということであります。

そこで伺いますが、吉田町における義務教育の段階である小・中学校において、不登校となっている児童・生徒の人数はどのくらいいるのか、また、不登校となっている児童・生徒がなぜ不登校となっているのかについてお聞きいたします。

次に、子供の安全・安心の確保について伺います。

吉田町の人口は、町長の施策、子育て支援、医療費完全無料化等により、今後も若い世代を中心としてさらに人口増加が期待されております。ちなみに、11月末現在で3万人という人口を超したということでございます。

過疎で悩んでいる自治体から見ると、うらやましい限りという声も聞こえてくるような気がいたしますが、その一方で、社会においては、子供、特に園児・児童が殺害、誘拐等の痛ましい事件に巻き込まれるケースを目にし、耳にし、日がないと言っても過言ではないくらい発生しております。特に最近では、10月16日夕方発生した、兵庫県加古川市別府町における小学2年女児刺殺事件は、地域の防犯活動において大きな衝撃を与えた事件だと言われております。それというのも、加古川市別府町の新野辺第一町内会という地区は、きめ細かな防犯活動で全国的にも有名な地区だったということで、子供を守ろうと住民有志による巡回パトロールの時間帯の間隙をねらわれた犯行とのことで、有志の方々は、断腸の思いをされているとのことであります。

この痛ましい事件を対岸の火事とせず、町長のキャッチフレーズではありませんが、吉田町に住めば安心だ、吉田町に住みたい、住んでよかった、住んでよかったを実感できる町になっていくことを望んでいるわけであります。

若い世代に永住してもらうためには、この町の将来を担う子供たちの安全・安心を確保していくことは、行政における重要な業務の一つであり、また、行政の使命でもありと考えておるわけであります。子供の安全・安心を考えたとき、私は大きく分けて3つのステップがあると考えております。1つ目は、子供が被害に遭ったとき、または子供に対する犯罪の前兆と思われる声かけやつきまとい等が起きたとき、どう対処するのか。次に、犯罪または犯罪の脅威から子供を守るために、日常生活、学校生活や地域住民による交通安全活動や防犯活動の中で、どう取り組んでいくのか。また、子供自身が自分を守るために、どう教えていくのか。3つ目は、犯罪に巻き込まれた子供やその周りの子供たちへのケアをどうするのかの3段階であります。

これは、人間の一生を元気に暮らす例えである、健康・医療・福祉の流れの考え方と似ていると思っております。私が調べたところでは、今日の情報化社会と言われる情報通信技術が発達した社会において、この情報通信技術を活用した子供の安全・安心の確保について、さまざまな地域において研究がなされ、かつ取り入れている自治体が多くあります。先ほど

私が述べた3つの段階でいいますと、1つ目の事件や不審者等の発生が起きたときの対応としては、携帯メールを利用した一斉メール配信サービスという仕組みを利用している学校がありました。これは、子供が犯罪に巻き込まれた、または巻き込まれそうになったという事象が起きた場合、いち早く保護者や地域の役員の皆さんと情報を共有し、素早く対応していくというものだと思います。

2つ目の犯罪または犯罪の脅威から子供を守るために、日常生活、学校生活や地域住民による交通安全活動や防犯活動の中でどう取り組んでいくのか、また、子供自身が自分を守っていくためにどう教えていくのかについては、警察や学校、さまざまな自治体において不審者マップや犯罪発生マップなどの情報をホームページに載せています。これについては、我が吉田町でも防災・防犯・不審者・不明情報として吉田町のホームページから情報提供がされているところであります。また、冒頭紹介しました登下校時において、各町内会役員の皆さんやPTAの方々による交差点等における交通安全活動や防犯活動をしていただいているところであります。

こういった問題を考えてみますと、今、私が紹介したような対策、活動により子供の安全を守っていくということは大切なことではありますが、何よりも大切なことは、子供みずからが犯罪の危険な場所を察知し、危険な場所には近づかない、やむを得ず近づかなければならない場合は一人では行かないというような、子供自身の被害防止能力を向上させる取り組みが重要ではないかと思うところであります。

立正大学文学部犯罪社会学専攻の小宮信夫教授の犯罪機会論によりますと、犯罪が起きやすい場所には2つのキーワードがあるそうです。1つは、入りやすいというキーワード、もう1つは、見えにくいというキーワードだそうです。この2つのキーワードで考えたとき、犯罪者にとって、入りやすく見えにくい場所が犯罪を実行しようとする場所だということです。つまり、犯罪が見えにくく、逃げやすく、捕まる可能性が低い場所を選ぶということだそうです。裏を返すと、入りにくく見えやすい場所が犯罪の起こりにくい場所ということになると思います。このような、入りやすく見えにくい場所は、どこの地域においても星の数ほどあると思います。しかし、このような場所を減らしていくこと、一方では、地域住民による交通安全活動、防犯活動や防犯意識の向上により、地域の安全・安心が確保できるはずだと考えております。

そこで、伺いますが、今後、人口が増加傾向にある中、交通事故や犯罪から子供を守る、子供が被害者となる痛ましい事件をこの町から出さない、出させないために、事前、事中、事後においてどのようにして子供の安全・安心確保をしていくお考えなのか。

また、今日の情報化社会におけるさまざまな新しい仕組みについての検討はされているのか。例えば、地理情報システムという、地図データ上と交通上の危険箇所データや防犯・防災上の危険箇所データなどを簡単に関連づけることができる仕組みが世の中にはあります。この仕組みは、視覚的に危険箇所などを把握できるものであり、交通安全教育や防犯教育、学校教育における地域学習、さらには地域の交通安全活動や防犯活動の改善にもつながるものであり、子供の安全・安心の確保には大変役立つものではないかと思うところであります。一度検討してみたいかでしょうか。

また、学校教育においてどのように子供たちに教えているのかについてお聞きいたします。次に、学校の連絡網について伺います。

9月12日の朝日新聞に次のような記事が掲載されておりました。「消える学校の連絡網」ということで、「『個人情報』を理由に、これまで当たり前だったのにこの数年で学校現場から急速に姿を消していったもの―それは連絡網だ。いち早く児童・生徒や保護者に伝えなければならないことがあるのに連絡に手間取ったり、連絡がつけられなかったりといった不都合や不便を生んでいる。何よりも、信頼を前提とするはずの教育現場で進む『匿名化』に、

教師や親たちからは戸惑いの声が漏れる。」

そこで、伺いますが、緊急時における小・中学校の連絡網への取り組みについてお聞きいたします。

以上、1回目といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（黒田和夫君） 我が町の学校教育についてという御質問にお答えをいたします。

まず、不登校児童・生徒の人数についてのお尋ねであります。

不登校児童・生徒の人数については、毎年国による調査があります。国の基準では、年間30日以上欠席を不登校児童・生徒としております。その基準に従いますと、10月までの調査では、町内3小学校の全校児童に対する割合は0.2%、中学校は3.5%であります。実質ほとんど登校できない、いわゆる完全不登校の児童・生徒数は、小学校3校ではゼロ、中学校では数名あります。

次に、不登校の原因であります。国では、不登校の原因をいじめ、いじめを除くほかの児童・生徒との関係、遊び、非行など9項目に分けて調査しております。不登校にはさまざまな要因があり、簡単に分類できるものではありません。不登校の原因は、百人百様と言った方が正しいと思います。したがって、はっきりした解決策も見つからず、家庭でも学校でも手探りの状態の中で必死に取り組んでいるのが現状であります。

吉田中学校では、2学期に入り、学年別に不登校生徒の親の会を開き、親御さんたちの考えや要望をお聞きしながら、解決の糸口を見出そうと努力しております。今後も、この会を継続しながら、学校と家庭で子供の立ち上がりを見守っていきたいと考えております。

不登校問題は、子供たちの心のありようの問題であります。私たちができることの1つは、批判することではなく、まず子供のために苦しんでいる親御さんの気持ちを理解しようとすることであると思います。私の尊敬するある方は、著書の中で——現在は不登校という言い方をしておりますが、以前にはこれを登校拒否という言い方をしておりました。これは、不登校のとらえ方、考え方の違いであると思いますけれども——「登校拒否とか家庭内暴力とか、そういうお子さんをお持ちになった親御さんたちのお苦しみやお悩みは、それがどんなに深刻でどんなに苛烈なものであるか、とてもその深刻さと苛烈さ等言葉でも文字でもあらわすことはできません。世にいう地獄の苦しみとは、まさにこのようなことであろうと思います。そのような地獄の苦しみや悩みを第三者として冷静に客観的に眺め、分析・整理して助言や指導するというのではなく、その苦しみや悩みがそのまま私たち自身の苦しみであり、悩みであるとして、私たち自身の身と心に深く真剣に受けとめさせていただくことにこそ」と書いております。こうした周りの接し方で当事者にゆとりを持っていただくことが、この問題の解決のために大切であると考えます。

これらのことを踏まえ、各学校においては、定期的な家庭訪問や電話による家庭と学校の連絡、保護者と子供への相談体制としての子供と親の相談員の配置、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施などを行っております。また、教育委員会事務局においても、教育相談員を配置し、家庭との連携と相談体制の充実に努めております。

次に、子供の安全と安心の確保についてお答えします。

近年、学校や地域における凶悪事件が大きな問題となっており、平成13年6月に大阪教育大学附属池田小学校で児童が殺傷された事件、平成16年11月に奈良市で児童の幼い命が奪われた事件、また、先ほどもお話がありましたが、最近発生したいたいな幼児の殺人など、痛ましい事件が発生しております。

当町の各学校における防犯対策につきましては、学校の安全確保のため、防犯ブザー、さすまた、カラーボールやネットランチャーといった防犯機器等の設置とこれらを利用した防

犯教室の実施、あるいは元警察官のスクールリーダーによる定期的な小学校への巡回活動と警備指導などの安全体制整備を行うとともに、保護者や地域の方々の協力のもと、通学路の危険箇所の点検による安全マップの作成や青色回転灯による防犯パトロールなど、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら、地域ぐるみで子供を守るさまざまな取り組みを展開しているところであります。

一方、交通安全につきましても、各小学校において牧之原警察署の交通課、交通安全指導員の協力による交通安全教室を開催し、さらに交通安全リーダーと交通安全を語る会を実施しております。この事業は、各登校班のリーダーである交通安全リーダーが、警察及び地域の方たちと交通安全について話し合うことにより、リーダーとしての交通安全に対する意識を高め、生徒が通学路や地域で交通事故に遭わないようにすると同時に、防犯意識を高めることを目的としております。

さらに、学校保健法という法律があるわけですが、この学校保健法により毎年、学校保健安全計画をつくり、校内施設の安全点検、交通、防犯、消防、地震防災の安全対策を実施しており、本年、県学校保健大会において自彊小学校が学校安全優良校の表彰を受けました。

また、本年度から子供たちの自転車マナー向上を目指して、新たに県教育委員会及び県警察本部が連携した自転車運転免許制度がスタートしました。当町では、住吉小学校で11月22日に4年生全員を対象に安全講習としての筆記と実技の試験が行われ、108名全員が免許証の交付を受けました。

これらの防犯活動、交通安全活動を通し、子供たちが犯罪や交通事故等の被害者にならないよう、安全・安心の確保に向けてより一層の努力をしてまいります。

最後に、学校の連絡網についてお答えします。

近年、子供たちを取り巻く悪質な事件の多発、台風や風水害の発生など、緊急時における連絡網は大変重要であると考えております。現在、各学校における連絡網の状況は、年度当初に各学級の連絡網を作成し、保護者から保護者への言い継ぐ電話による連絡が主流であります。この電話連絡は、不在家庭が多く、全保護者へ連絡が十分できない場合があること、言い継ぎによる伝達は時間がかかり過ぎること、さらに学校の電話やファクスの台数が少ないことに起因する保護者への連絡のおくれなどの問題点があります。

このため、最近、携帯電話の普及の高まりに伴い、瞬時に情報が配信される携帯電話メールでの情報伝達システムが注目されております。しかし、この携帯電話メールの情報伝達システムについても完全ではなく、携帯電話を持たない家庭への連絡や送られたメールが確実に読まれたかの確認、あるいはメールでの情報伝達システムを委託する会社の個人情報の取り扱いといった問題があります。これらを踏まえると、現状では、臨機応変に対応できる人から人への言い継ぎによる電話連絡の方法が最良かと考えますが、メールでの情報伝達システムは、学校側の電話機の台数にかかわらず瞬時に情報が配信されるという利点があり、将来的に問題点が解消されるなら導入の方法で検討していきたいと考えます。

なお、もう一つ、地理情報システムについては、これは教育委員会だけでなく、町全体で活用するものと考えます。もしそういうものが町に導入されることになれば、学校教育についても活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川です。

それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問に移らせていただきます。

まず、不登校の問題についてでございますが、聞くところによりますと、不登校の相談を

受けるとき、親御さんからこんな言葉がよく出てくるそうでございます。「私の育て方が悪かったから、子供は不登校になってしまったのでしょうか」。それまで楽しそうに学校に行っていた我が子が一転して不登校になってしまう、同じクラスメートは楽しそうに行っているのに自分の子供だけが、などとそんな状況に置かれると、親御さんはついつい自分の子育てが我が子に影響を及ぼしたのではないだろうか、そのために不登校になってしまったのではないかと、そんな思いに駆られるようです。

不登校児童への対応として、私は何よりも大事なものは、不登校の原因は原因でしっかりと考えていきながら、責任追及ではなく、問題解決型的な取り組みが重要ではないかと常々考えておるわけであります。不登校になったのがだれのせいだったとか、育て方がどうだとかいわずらに親の養育態度に原因を求めても、それはせんなきことではないかと思うわけであります。何よりも大切なものは、今、不登校となって家にいるお子さんにどう接していき、その悩みをどう解決してあげて、少しでも早く通常の学校生活ができるように導いていくというような、問題解決型的な取り組みを今後も期待するところであります。

そこで伺いますが、不登校となった児童・生徒に対して、学校側としてどんな対応、指導をしているのか。また、指導の結果、過去不登校から立ち直ることができたケースで、どのような取り組み対応により立ち直らせることができたのかお聞かせください。

次に、子供の安全・安心の確保についてですが、犯罪から子供を守る取り組みに警察力や教育委員会、学校の取り組みを推進することはもとより、家庭や子供を取り巻く地域ぐるみで子供を見守るという意識を持つことが重要であると考えております。吉田町においても、登下校時において自主的な防犯活動を子供セーフティガードの方々が交差点等において見守っていただいております、本当に頭が下がる思いであります。

先月、静岡新聞の「ひろば」、県民のさまざまな意見を載せているコラム欄に、ある中学生のこんな記事が掲載されておりました。少し紹介しますと、「私の家にはパソコンがあります。今の時代、パソコンや携帯電話がだれでもすぐ使える時代です。それはとても幸せなことだと思います。しかし、本当に幸せなことばかりなのでしょう。特にまだ善悪の判断がしっかりできない年ごろの子供に持たせていいのか疑問に思います。世の中、危ないのはわかりますが、携帯電話を持たせて子供を新たな危険にさらしていることを、いつも心に置いた方がいいのではないかと思います」という内容でした。

この中学生が言うように、情報化社会というのは大変便利な時代で、幸せな時代だとは思いますが、一面、影の部分もたくさんあるということも事実なのであります。この情報化社会に私たちは好むと好まざるにかかわらず生きていくわけであり、子供たちは情報化社会における新たな危険にさらされているということでもあります。

ある教育関係の雑誌、NEW教育とコンピュータ2007年11月号に、子供をネットの危険から守るという記事がありました。記事の中では、ある中学校で携帯電話の利用経験のある生徒にアンケートを実施したところ、「携帯電話のメールを利用したことがあるか」の質問に約73%が「利用している」と回答しておりました。また、「携帯電話のメールで嫌なことを書かれたことがあるか」の質問に、5%が「ある」と回答しており、「携帯電話が原因で仲間との人間関係が悪くなったことがあるか」の質問に7%が「悪くなったことがある」と回答しておりました。このことは、情報化社会、特にインターネットの仕組みを利用するに当たっての知識、いわゆるネット利用の知識不足や利用するに当たってのルールやマナーが不足しているからではないかと思うわけであります。人間生活にはさまざまな規則や規律があるように、インターネットを利用するにおいても安心して利用するためには、最低限守らなければならないことや犯罪に巻き込まれないための知識が必要なのだと思うわけであります。聞くとところによりますと、国、総務省、文部科学省、経済産業省や通信事業者が勧めている無料の講座もあるやに聞いております。

そこで伺いますが、大変便利と言われている情報化社会の中で、子供たちがいわゆる影の部分の被害に遭わないようにするために、どのような取り組みをお考えなのかをお聞かせください。

次に、学校の連絡網についてであります。従来の連絡網ですと、時間がかかり過ぎたり正確な伝達がなされない場合があります。つくりづらくなった連絡網にかわり、パソコンなどを使って保護者の携帯電話に一斉配信する緊急連絡システムを活用する動きが広がっています。

一例を申し上げますと、静岡県三島市では、今年度約320万円の予算を計上し、NTTデータが開発したシステムを市内全21の小・中学校に導入した。連絡網が消え、教師が1軒1軒電話するなどの不便が生じたためだ。保護者は、学校などは介せず、個々に電話番号などを登録する携帯電話の受信が確認できないときに、別の登録先に連絡するオプション契約もでき、この場合は各校のPTA会費などから負担しているとのこと。同市教育委員会では、学校が個人情報管理しなくて済み、流出の危険もなくなったと話しているとのこと。

そこで伺いますが、パソコンなどを使って保護者の携帯電話等に一斉配信するシステムを活用するお考えはあるかお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

まず、1点目の不登校児の対応につきましては、先ほど教育長から教育委員会の取り組みということで御答弁させていただきました。ここで、不登校の方が学校に出てきた例ということで、一、二例報告させていただきます。この例につきましては、不登校の問題につきまして各家庭の中でやっているということがわかりますので、例等を挙げさせていただきます。

不登校児が学校の方に登校した例でございますが、中学3年生の男の子ですが、1年生から不登校ぎみで学校に登校してきても別室におりました。この子は球技が大変好きでありまして、学校では得意の球技の種目でありまして選択体育というのがありまして、そちらの方に出席するように勧めました。大変この子はその球技が得意でありまして、授業に出て、生徒たちが大変褒めたというんですか認めたということがありまして、ほかの授業にも少しずつ出席し、3年からは教室に入ることができたと聞いております。

この原因としまして、やはり1つは教員の支えと得意な球技を持っていたということで、これから高校でやるという3年になりまして目標ができたため、一生懸命そういう自覚ができた、目標ができたということでしょうね。

それから、また不登校になりますと、勉強についてもおくれるのですが、この家庭につきましても、家庭で家庭教師をつけていたということも聞いております。

2つ目の例でございますが、中学2年生の女の子の例でございます。

この方は、大変心が優しい子でありまして、1年生のときから人間関係で不登校ぎみになりまして、お母さんに大変不安や焦りが起こりました。それが原因になりまして不登校になってしまったということです。

対応としましては、子供やお母さんに学校でスクールカウンセラーによるカウンセリングを行いまして、母親がカウンセリングを受けてから、お母さんの焦りというんですかそういうものがとれまして、それを父親の方がサポートしながら、結果、現在は教室に入っているという状況でございます。

次に、2点目の情報化社会の問題点でございます。

小学校では総合的な学習の時間とか、中学校では技術の時間で携帯電話やインターネット

の情報モラル教育を実施しております。議員のお話にございましたe-ネットキャラバンというんですか、保護者への啓蒙活動として、小・中学校で外部講師によりますe-ネットキャラバンによる保護者、教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた講習会を実施しております。また、中学校では、「ネットの光と影」をテーマとしました講演会を実施しております。講演内容を生徒指導だよりという形で各保護者に伝えております。

子供たちが情報の被害に遭わないようにするには、家庭でのしつけが大切と考えておりますし、また、有害ソフトが閲覧できないようにフィルタリングを行うなど、家庭で被害に遭わないような対策が大変大事であると考えております。

3点目の連絡網についてでございますが、先ほど教育長から答弁させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

一問一答方式でやってください。お願いします。

○3番（市川陽三君） それでは、質疑終了に当たりまして、今回、不登校問題と子供の安全・安心確保をキーワードに質問させていただきましたが、教育長、教育委員会の考え方をお聞かせいただき、町としての取り組み姿勢について私なりに理解することができたと思っております。

情報化社会と言われても、具体的にはなかなか理解できない住民も実際にはいるのではと思っておるわけでありまして、そのように考えていきますと、我々が生きている複雑な情報化社会という時代の安全・安心の確保とは、子供だけではなく大人、住民も含んだ安全・安心の確保の仕組みを検討する必要があります、よいと思われることは迅速に実行していくということが、ひいては吉田町に住めば安心だ、吉田町に住みたい、住んでよかった、住んでよかったを実感できる町になっていくのではと感じているわけでありまして。

災害は、いつ、どこで起きるのか予測は非常に難しいのであります。ぜひ御回答いただいたものは必ず実行に移していただき、我が町吉田町から子供がかかわる犯罪を発生させない、被害者を出さないという意気込みでさまざまな取り組みに頑張っていたいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 以上で3番、市川陽三君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（吉永満榮君） 続きまして、4番、杉村嘉久君。

〔4番 杉村嘉久君登壇〕

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村でございます。

さきに通告させていただきましたとおり、2つの点についてお考えをお聞きしたいと思います。

1つ目は、滞納率改善の一環としてのカード納税導入についてお伺いをします。2つ目は、先ほどの市川議員の質問と重複、関連する部分があるかと思っておりますけれども、小・中学校におけるいじめ問題への対応、それから、情報モラル教育についてお伺いしたいと思います。

最初の滞納率改善の一環としてのカード納税導入についてでございますけれども、最近、税金や水道料金などをクレジットカードで支払える自治体が増えております。来年春からは、国民年金保険料でもこのカード納税が認められるということでございます。総務省が昨年、地方自治法を改正してカード会社を指定代理納付者にしたことによるものと言われておりま

す。カード払いでは、住民が決済手続をした日とカード会社が自治体に入金した日が異なるわけですが、住民が決済した日を納入日に決めたと、このように制度を整えたことが各自治体の導入にもつながっているとされており。

その一例として、カード納税を導入して滞納が減った人口約1万5,000人の三重県の玉城町では、4月から住民税、固定資産税、国民健康保険料など、町に支払う合計12の税金や料金をカードで払えるようにしたそうです。玉城町によりますと、現在納税者の約73%が口座振替を使っている。毎月3%から6%が残高不足で引き落としができないと言われていたわけですが、その理由というのがうっかり入金を忘れたなど、知らせれば払う人がほとんどで、カード払いにすればこういった未納や滞納が発生しないのではないかとのことです。

カード払いは、住民が役所の窓口やホームページでカードの番号を登録します。カード会社がまず住民にかわって自治体に入金をして、その後、住民の口座から引き落とすと。町はカード会社に手数料を納めるわけです。未納者への督促は、口座振替の場合は町がするわけですが、カード払いにしますとカード会社が担うということです。

玉城町では2006年度、残高不足で口座振替できなかったのは4,545件あったそうですが、督促のための人件費や郵便、電話代などに約440万円かかったと。カード会社に払う手数料は、扱い額の1%、町の試算では残高不足で口座振替できなかった件数の7%以上がカード払いになれば、手数料を回収した上で督促コストを削減できると、このように説明しております。

このカード払いにつきましては、他の自治体でも導入が相次ぎまして、大阪府は、この4月から調理師やクリーニング師の免許申請など32種類の手続の手数をカード払いで払えるようにしております。そして、兵庫県の猪名川町と香川県丸亀市では、水道料金の支払いをカード払いも認めていると。それから、東京23区と横浜市もこの年度内に水道料金に導入する予定だそうです。

また、神奈川県藤沢市は、軽自動車税で試行テストしまして、ことしの春、本格導入をしたそうです。対象8万件のうち昨年度は2,200件、ことしは3,985件がカードで払ったということです。1カ月間という期限内の納付率は、2005年度の72.56%から今年度は3.26%上がったという記事がありました。

しかし、このカード払いは、1つ壁といいますか課題があるわけですが、手数料負担が税金の導入ということになるものですから、公平性を損なうおそれというものが当然出てきます。

ところで、また経済産業省が2005年に各都道府県と人口の多い全国の104市区を対象に実施した調査では、90%以上の団体がカード納入導入に関心を示す一方で、95%以上が課題として手数料を挙げております。

また、金融機関の口座振替やコンビニでの支払い手数料というのは定額制になっているわけですが、それぞれにつきゼロから10円、50円から60円ほどで、しかし、カードの場合は支払い額の何%という定率制をとっているわけです。ですから、手数料が1%なら1万円の納税で100円、10万円で1,000円と、これが余り多額になれば徴税コストの圧縮部分を上回ってしましまして、税金のむだ遣いと指摘されかねない部分というものもあります。水道料金で導入する自治体が非常に増えているというのはそのためで、水道なら一般には料金が極端にこう高くなりません。ですから、手数料も高額にならず、一方で対象件数が非常に多くて徴収コストがかかるものですから、カード納入にするメリットが大きいということで導入するところが増えておるといってごさいます。

また、最近ではコンビニのATM（現金自動出し入れ機）を主力にする銀行が、系列のコンビニの全店でATMを置きかえて、ほとんどの銀行のカードが使えるようになったことに

よる影響もあって、カード納税が増えておるといことのようにです。

しかし、先ほども言いましたように、他の納税者との公平性問題も指摘されます。ですから、カード払いの人はそれと同時にカード払いをしますと、皆さん御存じだと思うんですけども、ポイントがたまっていくわけです。だから、ポイントという利益を受けられる上に、ほかの払い方の人と比べて手数料に税金を使われるケースというものが出てくるものですから、導入についてはカード払いのメリット、それからコストなどの課題を検討して、不公平の度合いを少なくする必要というのが当然あるわけですが、収納率の改善策の一環としまして、カード納税の導入についてのお考えをお伺いいたします。

次に、2つ目ですけれども、いじめ問題への対応・情報モラル教育についてでございます。

これは、先ほど言いましたように、市川議員の質問と若干重複するところもございますけれども、さきに文部科学省がまとめて発表した生徒指導上の諸問題の現状（問題行動調査）の調査結果によりますと、静岡県内の――全国版の中でまた県内版ですけれども、県内の学校で確認されたいじめですけれども、2006年度県内公立の小・中学校に限ってみますと、いじめの認知件数は、小学校で753件、中学校で1,215件の計1,968件ということです。この数字は、2005年度前年度に比べて小学校では約5倍、中学校では約2倍に増えているわけです。これは、調査方法を今回から従来のいじめの定義を見直ししまして、児童・生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的また物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと、生徒・児童の人間関係の範囲を学校の内外を問わず拡大した結果、件数が一挙に多くなった、拡大したということだそうです。

このいじめで最も多いのが、冷やかし、それからからかい、悪口や脅し文句で小学校で471件、中学校で859件、次に多いのが仲間外れ、集団による無視、軽くこうぶつかるのかなども多かったということです。

それから、先ほどもありましたけれども、携帯電話やインターネットの普及とともに、生徒・児童に対するネットいじめがより複雑な様相を呈してきておりまして、小学校で7件、中学校で50件ほどの調査結果ということでございます。

また、最近では直接的ないじめから携帯電話の掲示板などへの誹謗中傷の書き込みとか、実態が特定しにくい、いわゆる学校裏サイトでの言葉での嫌がらせなどの相談が増えていると言われております。

学校の外で進行するこうしたいじめは、書き込んだ子供の特定制も非常に難しく、指導する側も暗中模索の状態、先生方も暗中模索の状態ではないかと言われております。携帯電話などを許可する保護者への理解と啓発、校内の地道な情報モラル教育の取り組みに期待する声が非常に多いと思っております。

また、直接的ないじめについて、授業の合間にいじめに目を光らせるなど、ただでさえ忙しいと言われていた先生方に満足にできる、お願いするということもなかなか難しく、見逃しも多数あるのではないかと、このようにも思われます。

いじめ問題の対応は、各地で非常に問題になっておりまして、解消策への取り組みも積極的に行われて、いろいろいい結果を出している学校もたくさん紹介されておりますけれども、その一例としまして、いじめ問題撲滅に向けて、生徒が自発的に取り組んで成功した茨城県の下館中学校の実践事例をちょっと紹介しますと、生徒が自主的に結成したパトロール組織によりまして、いじめ発見、解消を実現させたということです。このパトロール組織は、平成8年に発足させまして、生徒会の呼びかけに応じて参加を名乗り出た有志の生徒で構成をしまして、当番を決めて、2人1組で校内を巡視すると。その巡視するとき、一人でいる生徒がいないとか、空き教室で何かトラブルが起きていないかといったことを見て回りまして、記録ノートに異常が見つかったかどうかを書いていると。それから、パトロール当番は、学年ごとに毎日2人ずつ自分と同じ学年の教室を回る。このパトロールを担当

する生徒は、その学校では情報収集部員と呼んでいるそうです。また、校内でいじめを見聞きした生徒は、部員に話をし、部員はいじめなどに関する情報を先生方にも伝えるように指導をしていると。それから、生徒会などでもいじめ問題を議題として、生徒同士で話し合う場所を設けていることも学校を挙げての対策につながって、ここはいじめ撲滅に完全にといえますか、もう成功したと言い切っているわけです。現在ももちろん続いているわけですが、

吉田町の小・中学校のいじめの実態と早期発見・対応策並びに情報モラル教育の現状と対応策についてお伺いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 滞納率改善の一環としてのカード納税導入についてお答えします。

地方税並びにその督促手数料、延滞金等の地方公共団体の徴収金につきましては、地方税法第20条の6の第三者納付の規定に基づき、いわゆる立てかえ払い方式によってクレジット会社等を通じて納付することが可能となっております。

また、昨年5月に可決成立し、6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律によりまして、地方公共団体の使用料、手数料、保育料、水道料、下水道料などの公金につきましても、クレジット会社等を通じて納付することが可能となりました。

このクレジットカード納付につきましては、住民の納付手段を多様化することにより、住民サービスの向上を図ろうとする地方公共団体の取り組みを支援する観点から制度化されたものでありますが、その導入に当たりましては、各地方公共団体は、地域住民のニーズや導入に伴う費用対効果などについて十分に検討する必要があるものと思われま

す。このクレジットカードを利用しました地方税等の納付方法には、クレジットカード利用者があらかじめクレジットカード番号等を地方公共団体に申込書により事前登録し、クレジットカード会社が立てかえ払いする方式や、クレジットカード利用者がインターネット上の地方公共団体のサイトへアクセスし、クレジットカード納付に必要な所定の手続を済ませることにより、クレジットカード会社が立てかえ払いする方式など幾つかの方式がございます。

これらのクレジットカードを利用しました納付制度を導入した先進事例としましては、議員もお話ししてくれましたけれども、神奈川県藤沢市の軽自動車税、三重県玉城町の住民税、固定資産税、保育料、水道料、町営住宅使用料など、また香川県丸亀市の水道料を対象としたものが挙げられますが、全国的に見ても実施例はまだ限られております。

その要因としましては、制度そのものが発足して間もないことに加え、3つの大きな問題が考えられます。

1つ目は、クレジットカード納付に係る手数料負担の問題がございます。クレジットカード納付の場合、当然のことながらクレジットカード会社に対して相応の手数料を負担することとなりますが、通常は定率方式によることが一般的でありますので、納付額が高額になればなるほど手数料負担が大きくなることとございます。

2つ目は、クレジットカード納付に係る期限の利益の問題があります。納付期限内にクレジットカードで決済した場合、その時点では納税者等の金銭負担はなく、クレジットカード会社が定める支払い方法、例えば翌月一括払いなどにより金銭負担するため、支払期限の前に伴う期限の利益を受けることとございます。

3つ目は、クレジットカード納付は、クレジット会社の特典の対象となることです。通常クレジットカード会社は、クレジットカード会員に対し、その利用額に応じて特典を受けられる、いわゆるポイントサービス等を設定しているため、地方税等の納付もその対象となり、ポイントサービスによる利益が納税者等に還元されることとなりますが、これは指定金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等を利用した現金での納付や口座振替などにはない利

益を受けることとなることとございます。

以上の諸点を勘案いたしますと、クレジットカード納付に係る手数料負担につきましては、仮に地方公共団体が負担するとしても、先ほど申し述べましたように、他の納付手段における手数料との均衡を保つ必要がございます。

例えば、さきに掲げましたクレジットカード利用者に付随する特別な利益にかんがみ、他の納付手段に係る手数料を超える部分につきましては、クレジットカード利用者の負担とするなど、クレジットカードを利用したい者との公平性を考慮する必要がございます。

また、定率方式による手数料負担を採用すれば、さきに述べましたとおり、納付額が多額になるにつれ当然手数料負担も多額になり、徴収コストも増大することから、費用対効果の観点からもクレジットカード納付制度の導入につきましては、慎重に検討する必要があるものと思います。

先ほど述べました先進事例を含め、クレジットカード納付制度を導入している地方公共団体は、納税者等の利便性の向上を図るとともに、納期内納付の向上も目指して導入しているものと思われます。しかしながら、クレジットカードを利用しました地方税等の納付につきましては、他の納付手段を利用して納付する納税者等との公平性を欠くこと、手数料の増加による徴収コストの増加などの課題も多く、収納率改善策の一環としての地方税のみにとどまらず、水道料、下水道料、保育料、住宅使用料等の公共料金を対象にした本制度導入は、現時点では時期尚早と考えております。今後、本制度が全国的にどのように展開されていくのか、その趨勢を見守りつつ、先進事例や評価結果等をもとに導入の是非について判断してまいりたいと思います。

議員がこれを滞納率改善の一環としてという形でこの一般質問をされたわけでございますけれども、私の考えでは、クレジットカード等を使った納付は、基本的に税金等を払われる方の選択肢を広げるという意味においては確かに効果はあると思いますけれども、払わない人は結局払わないわけでございますので、幾らクレジットカードをやっても払わないということになりますので、なかなかこれについては、滞納率を低下させるという一環としてクレジットカードを導入するのは非常にこう難しいのではないかと、私は思っております。

続いての問題につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） いじめ問題の対応と情報モラル教育についてお答えをします。

子供たちの間に発生するいじめは、成長期特有の不安定な心の状態が生み出すものであり、防止も発見も極めて難しいものであります。本年4月から7月までの町内小・中学校でいじめの件数は5件と報告されておりますが、これ以外に隠れたいじめがないとは言い切れません。

いじめの防止のためには、まず、家庭も学校も子供たちが安定した心を持てるように生活環境を整えることです。これは、不安定ですさんだ心がいじめを生み出す大きな原因になっているからであります。また、常日ごろ、家庭や学校でいじめ行為がいかに卑劣で非人間的なものであるかを教えることが大切です。いじめは、人権侵害の最たるものです。そして、いじめ行為が見つかったとき、大人はこれをあいまいにせず、断固許さないという毅然たる姿勢を示すべきであります。あいまいにすることは、被害者はもちろんのこと、加害者にとってもためになりません。

このため学校では、いじめは絶対に許せない行為であることを道徳以外の教科でも取り上げるとともに、生徒によるいじめ撲滅集会を行うなどの意識づけを図っております。さらに、相談箱を設置し、いじめに悩んでいる子供の声を吸い上げる体制もっております。

一方で、大人と子供の間には、いつでも相談できるという間柄をつくっておくべきです。子供にとって相談できる大人が近くにいることは、大変心強く、気持ちが落ち着くものであ

ります。このため、学校では、いじめに悩む子が悩みを打ち明けやすいように、年2回相談の時間を設け、事前にアンケートをとり、これをもとに子供が相談しやすい教師と相談できる機会を設けております。さらに、子供と親の相談員を各学校へ配置し、教育委員会事務局にも相談員を置いて相談体制の充実を図り、いじめの防止に努めております。

また、ここ数年の特徴として、情報機器を悪用したネットいじめも発生しているようです。日進月歩で開発される機器は、良識ある善意の利用者による活用が前提であります。この前提が破られ、良識のない悪意のある使用者が使用することになりますと、この文明の機器は一変して凶器となります。

ネットいじめで今、問題になっているインターネットのブログと言われるものの中には、書き込んだ内容が一方的でありながら、これに反論も否定もできないものがあります。そうすると、言われっ放し、書かれっ放しになります。以前、県外のブログに町内の子供の事実無根の非難が書き込まれていたことがありました。たまたま知らせてくれる方があり、何とか抹消することができましたが、その子はこの事実を知っただけで大変心を傷つけられたという事件が発生したことがありました。

このような事件を未然に防ぐためには、情報モラル教育の実施が大切と考えます。既に中学校ではインターネットなどの機器を使う心構えを第2学年の技術科のパソコン授業の中で指導し、さらに外部講師によってもモラル教育を実施しております。また、各小学校におきましては、情報学習の時間において情報モラル教育の実施、道徳の時間において情報モラルに関する心の教育などを実施しており、さらに保護者を対象とした情報モラル研修会の実施なども行っております。

教育委員会としては、今後とも大切な心の指導を充実してまいります。時代の変化に伴ってあらわれるさまざまないじめを根絶することは難しいのですが、いじめは成長期の子供の心をゆがめ、時に不幸な結果を招くことさえもあります。学校では、教職員がいじめが発生することのないよう、学校生活の中で子供一人一人の行動に異常な変化はないか、あらゆる機会に注意を払っております。次代の国民を育てるという大人の責任としても、今後とも学校、家庭、地域が一体となっていじめ対策に取り組むたいと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） カード納税の関連ですけれども、確かに払わないものは払わないというんですけれども、窓口を広げるということでは、一応そういう広報のいろいろなPRをして、そういった手続をすれば、いわゆるうっかり忘れとか中にはそこで、督促はカード会社がするものですから、その辺で窓口が1つ増えたという考えもできるのではないかと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） これは私の考えでございますけれども、滞納者、一般的に特に問題となるのは悪質な滞納者でございますけれども、悪質な滞納者がそもそもクレジットカードを、今申し上げたように、税金等を払うための選択肢の中にみずから自分がそれを認め、カード会社に口座とかそういうものを設定するとはほとんど考えられないです。

だから、滞納者に対しましては、基本的には、やはり会って説得して支払いをしていただくようお願いすると。そして、応じていただければ、分納であるとかさまざまな手段を提示すると。どうしても払わない場合は、今度はさまざまな権限を行使して、最悪の場合にはやはり差し押さえというような形でやっていかなければならないと思っております。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） ちょっとこれは納税の関係ですけれども、いわゆる社員の給料から税金等市町村税を天引きして納める特別徴収の件について伺いたいんですけれども、町内事業

所の中で実施している未実施状況といますか、その辺は現在どういう状況ですか。

○議長（吉永満榮君） 税務課長、鈴木君。

○税務課長（鈴木光雄君） 特別徴収の未実施状況と、そういうお尋ねでございますが、現在のうちの方は特別徴収、普通徴収と二本立てでございます、納入していくのは。特別徴収というのは、企業の方から従業員の方のお給料から天引きして当町へ納入していただくと、普通徴収は個人の方に納付書を送ると、そのとおりでございますが、19年度の状況を申しますと、普通徴収による納税義務者数が7,599人、特別徴収による納税義務者数が8,019人、計1万5,618人の納税義務者でございます。6月現在で変動しますけれども、6月にうちの町・県民税が決定したときの状況でございます。

それで、これは納税義務者ですけれども、特別徴収義務者ということで会社の数ですけれども、それが1,835社でございます。普通徴収の中にも給与でお勤めの方でも特別徴収されていないものがありますが、ただ細かいちょっと数字的なものは把握できておりませんが、例えば未納者の方等が相談しておる中で会社の方に特別徴収できないかとか、そういうのをうちの方は相談の中で話したりとかをいたします。本年になりまして、やはり特別徴収の方が一番効果的なものですから、以前からもあると思いますが、町内で1社、事業所へ行きまして、特別徴収をお願いしてきた経緯がございます。

それから、県外に当たりましては、静岡、これは派遣会社のようにございましたが、それから浜松、そちらの方面にも行って、外人の関係の未納もございまして、そういうのを兼ねましてお願いに行ったような経緯がございます。派遣の場合には、なかなか会社がいろいろかわるものですから、ちょっと特別徴収は厳しいなという状況ですけれども、いろいろ調査をさせていただきまして、収納に持っていくようなという形で話してきた経緯がございます。

ということで、回答にはあれですけれども、一応今後も特徴への切りかえが一番効果的な部分がございますので、そこら辺をとにかく進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） まだ未実施の企業についても、こう訪問してPRするとか、それは行われているわけですね。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 未実施の部分は、把握というのではちょっとないんですけれども、今、そういうのが生じれば、そういう中でうちの方からもその納税者等に特別徴収で対応できないかとか、すぐさとなるのはなかなかなくて、一度でなっただけであればありがたいことなんですけれども、ですから、そういうのを折を見て私の方もやっていく一つの方策として考えていくと、そういうふうに考えております。

○4番（杉村嘉久君） 何かせんだっての新聞によりますと、浜松市が納税意識啓発市民会議というものを発足させて、そういった企業へのかなり特別徴収をまだやっておらないところへのアタックといたしますか、そういったものも官民一体で始めたとか、そんなことも載ってあったものですから、ちょっとお聞きしました。

そうしますと、督促のための人件費というものは、今どのくらい使っているといえますか……。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 口座振替が今現在50%弱ぐらいですけれども、これも推奨したいと考えておりますが、口座振替で一たん落ちない場合には、うっかり忘れが先ほどありましたが、そういう方たちには再振替という形で、もう一度通知等を出して、中ごろまた口座か

ら落とす、再振替をそういう形でやっております。ということで、再振替手数料には1件10円がまたかかるんですけれども、その後、20日になりますと督促状を税法上発送しなければならないと、それに対する督促手数料がかかるということでございまして、ちょっと金額で今、ここで……

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 専任の人はおらないわけですか。高額な、いわゆる企業を訪問するとか、長年払わない人に対してお宅に訪問する、そういう係といますか。

○税務課長（鈴木光雄君） 係は、収納管理部門で対応しておりますので、はい。

○4番（杉村嘉久君） はい、わかりました。どうもありがとうございました。

いじめの関係ですけれども、私先ほど文科省の発表結果を言いましたけれども、その中に生徒が起こした暴力行為というものも別であったわけですけれども、1,169件という数字が出ておりました。それも1年前は883件と1.3倍で、同じ生徒が繰り返し暴力行為をする傾向が非常に強いということですので、こういったことに対して、小学校でもあるか、中学あたりでは、町内の学校の場合の実態というものは把握をされておりますでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

議員のお話にございました町内の学校内の暴力行為でございますが、平成18年度につきましては9件、17年度につきましては12件、16年度につきましては19件ということで、この3年間を見ますと、吉田町内の暴力的な行為を行う件数につきましては減少しているような状況でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 杉村議員、挙手をしてください。

はい。

○4番（杉村嘉久君） すみません、4番、杉村です。

先ほどの市川議員の質問の中にもありました不登校と関連すると思っておりますけれども、現在、特に中学1年生のうつ病が非常に多いと。それもうつ病が25分の1と申しますか4.1%、これはいじめとの相関関係と申しますか、あろうかと思っておりますけれども、その辺をどのようにお考えですか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

議員の指摘のうつ病についてでございますが、あるマスコミ等で議員ご指摘のように中学1年生の方で4.1%ぐらいのうつ病の方がいるということのご質問でしたが、このうつ病につきましては、私ども各学校ともそういう調査とかいろいろなものをしてあるかというところの照会をとらせてもらったんですが、このうつ病につきましては、専門的なお医者さんでないとうつ病の判断ができないということで、町内学校ともどの児童がうつ病かという数字はつかんでいないと、そういう状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 先ほど御答弁の中にもありましたけれども、携帯電話のフィルタリング機能、これは、その調査時の文科省のやったものと、小学生の所持者の1%が保護者の指導でフィルタリング機能をつけていると、有害サイトを排除するものを。そういうことでしたが、小・中学生の所持台数というものは把握されておるんですか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

携帯電話の所持状況でございますが、小学校では143人、全小学校で約7.8%でございます。

また、中学校につきましては194人ということで、全体的に22.9%の方が携帯電話を持っているということでございます。

今、議員のお話のようにフィルタリングですか、それについては、多分文科省の方等の調査等にはないものですから、そのところはわかりませんが、親御さんが子供携帯ですかキッズ携帯ということで、インターネットをとらないという携帯、そういうもので保護者が対策をしていると、そういうふう聞いております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） すみません、失礼しました。

今、図書館におきましては、町内の小学生のいじめ問題の絵というよりもポスターが展示されておりますけれども、私はそれを見まして、いじめ防止のポスターと言えばいいんでしょうか、見ていますと、非常にポスターを見ただけで深刻といいますか、苦しみを本人が抱えておって、それをまともに表現しているというようなものがかなり多いわけです。中には、これはおれとは関係ないというものとはっきりこうわかるんですけども、ああいったものなんかを見ますと、各学校の、いわゆる教育委員会で把握している件数よりももっと多く実際はそういう問題を抱えているという、本人はただそれを言わないだけであって、そのポスターからわかりますけれども、その辺のちょっと、これは感想ですけども、ごらんになった方もあろうかと思っておりますけれども、非常に参考になる展示ではないかと思って感心しました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） 以上で4番、杉村嘉久君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

10時45分までということにします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（吉永満榮君） 引き続き一般質問を行います。

5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

さきの一般通告書に上げた、ちいさな理科館事業と中山三星建材株式会社工場跡地町有地について一般質問を行います。

我が町の教育指標となる「教育吉田21」の原案に盛り込まれている、ちいさな理科館事業が本年度より開始されました。理科の実験や観察の機会を子供たちに提供し、自然への関心を喚起させることを目的としたちいさな理科館建設を目指し、施策が行われております。

まず、児童・生徒、保護者に対するアンケートを実施し、50名の理科教諭へのヒアリングも実施。そして、それと並行して理科教師を中心にコンセプトを提案する研究部会Aは、視察を含め8回開催されました。その検討内容に沿って構想図案作成の研究部会Bも2回開催

され、また、各研究部会の提案を受けて、ちいさな理科館の活動内容、建設後の運営、建設構想などすべてを決定する建設準備委員会を2回開催し、内容は、一部新聞報道されているとおりでございます。現在、調査審議途中ではございますが、町民の意見の聴取として1月中旬に予定されている公聴会に向け、具体的な内容がまとまったと思われるが、行政報告等現在公表されている以外の事案で報告できるものがあればお伺いいたします。

ちいさな理科館の発表されているコンセプト案や趣旨は、これからの吉田町を担っていく子供たちに広い視野と豊かな心、そして生きる力を育む事業として大変期待している町民の一人でもあります。

文部科学省の新しい学習指導要領が過日発表され、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、学習指導要領の理念である「生きる力」を実現するため、その具体的な手だてを確立する観点から、今回学習要領が改訂されました。標準時間数も小学校において理科時数が350から405と55時間、中学校は290から385と95時間の改正案が出され、基礎的・基本的な知識・技能の習得から理科授業時数も増えております。

ちいさな理科館の目的もこの要領に合致したものであり、自ら学び、考え、判断し、問題解決する資質や能力をこの事業体験を通じ習得していただきたいと考えます。

しかしながら、行財政改革を行っている見地から建設の設計、場所、時期については、従来の事業プロセスにとらわれず、フレキシブルな対応を期待するものでございます。つまり、本年度まとめた調査や企画などの報告をベースに、2年から3年ぐらい実際に活動し、その結果に基づいて再度検証し決定してはいかかが。なぜならこの事業は、理科館を建設しなくても指導者と活動費があれば、若干の制限はございますが可能であると考えます。以下の理由からでございます。

一例ではございますが、独立行政法人科学技術振興機構のホームページの日本の科学館めぐりによると、現在全国には約660カ所の主な施設が紹介されております。さまざまな切り口の分野で展示や活動がなされており、また、ホームページ上の関連サイトにおきましては、JSTバーチャル科学館、理科ネットワーク等で模擬体験や教材等の膨大な情報が蓄積されております。それらを使い、子供たちへのきっかけや気づきの手伝いが十分可能だと考えます。

また、近隣においても、車で1時間以内に全国区の施設、ディスカバリーパーク焼津、静岡科学館る・く・る、浜松科学館、浜岡原子力館があり、また小さな施設ではビオトープを含め多数近隣に存在している現状でございます。子供たちの興味のあるところへ活動費があれば自由に体験できる、実際に接する機会を与える自然観察は、屋外の現場へ連れていくため施設は必要ございません。

町内を見渡しても、利用・使用制限等はございますが、4地区の自治会館、中央児童館、はあとふる、中央公民館等利用できる既存施設が存在しています。また、現在、資料整理のため臨時休館中でございます郷土資料館の利活用も考えられる。薬品を使用する実験等の場合に限り、学校の理科室をお借りできないか等検討の余地は十分あると考えます。活動主体をちいさな理科館事業と考えれば、内容等で開催場所は変更可能であり、町内全域の子供たちが対象となるのではございませんでしょうか。

また、土日や夏休みなどの長期休みでの実験・観察・実習プログラムを行う計画は児童・生徒にアンケートを行っております。既存施設の利用で2、3年試行検討しながら実施し、現在、実施計画にある設計や建設予算の一部を活動費に充てれば、町内全域の子供たちに「ちいさな理科館」の趣旨に基づく活動への参加が可能である。事業の活動を通じて子供たちの心の中に「ちいさな理科館」ができれば十分目的が達成だと思いが、いかがか。

最後に、運営について。

指導スタッフボランティアに、元理科の先生や会社で研究・開発している技術者などにお

願いする予定とのこと。我が町には、多数の進出企業や地元の農業、水産、工業、商業等さまざまな産業が地域活性化を担っております。現在、商工会が中心となり町も開催主体となって参加しております「Y o s h i d a 異業種交流会」には、その方々の一部が参加し、過去4回開催し交流を行っております。その会にこの「ちいさな理科館」事業を紹介し、人的、物的協力の依頼を行ってはいかがでしょうか。

スタッフボランティアの輪を広げる手段として、また中学生職業体験とともに地元産業を知る教育の一環となると考えるが、他にもさまざまな活動をしている団体があるが、どのようにお考えですか。

以上、ちいさな理科館について教育長にお尋ねいたします。

さて、2点目の事項について御質問いたします。

9月の一般質問の続きで、中山三星建材株式会社工場跡町有地について一般質問を行います。

さきの一般質問でお伺いいたしました売却については、現在、中山三星建材株式会社工場跡地売却先選定審査委員会において御答弁のとおり行われており、よりよい結果報告を町民とともにお待ちしている次第でございます。

また、次の中山三星建材株式会社工場跡地購入についての総括においては、特に取得までの経緯につきましては、新たに中山三星建材株式会社工場跡地買収事務検証委員会を設置され、行政としての説明責任を果たすとのこと。大いに期待している次第です。この2点は、各委員会にて行われており、この事案が出たときにまたお伺いいたします。

今回の一般質問では、平成16年11月に中山三星建材株式会社跡地検討委員会が報告した4案から、本年8月の売却先応募までの3年間についてお伺いいたします。

第1に、平成16年11月に提出された中山三星建材株式会社跡地検討委員会報告書の4点の活用案を受けてから、庁舎内の審議・協議内容と平成17年第1回議会定例会で御答弁された優良企業誘致と表明されるまでの方針決定の過程をお伺いいたします。

第2に、「広報よしだ」で掲載されている土壌調査と水質調査、コンデンサーのPCB、また本年度行った現地測量及び不動産鑑定、これら現在発表されている以外の企業誘致を進めるため、過去答弁にあった都市計画上の用途変更など、さまざまななされた準備やその他の動きがあればお伺いいたします。

第3に、平成17年3月の第1回議会定例会で優良企業誘致と表明してから本年8月までの、過去の企業誘致活動を行っていた担当と内容をお伺いいたします。

最後であります。厳しい財政事情の中、毎年利子を含め約1億4,000万円の返済を現在行っております。町にとって大変な重荷となっている事案について、なぜ本格的な売却活動が今までなされなかったか。

以上、町長にお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（黒田和夫君） 初めに、ちいさな理科館事業について、教育委員会の方からお答えをいたします。

ちいさな理科館の本年度事業は、ちいさな理科館の建設構想を立てることです。小・中学校の理科教諭を中心とした研究部会で協議を重ねて構想案をつくり、静岡大学の丹沢教授を委員長とした建設準備委員会で検討していただきました。協議、検討の過程では、子供や保護者や理科教諭も対象としたアンケート調査の結果も参考にしました。また、昨年、町の教育講演会に講師としてお見えになった元東大総長である有馬朗人先生からも幾つかの貴重なアドバイスをいただいております。構想ができますと、来年2月をめどに町民代表の方々に対しての説明会を開く予定であります。

以上がおおよその経緯であります。

続いて、お尋ねの幾つかの質問にお答えします。

まず、インターネットのホームページなどで模擬体験ができるのではないかという御質問です。確かに、インターネットの映像を通して疑似体験ができることも承知しております。それも1つの学習であると思います。しかし、ちいさな理科館では、自然検証や事物の変化を画面上でなく直接自分の目や耳でとらえ、頭で判断し行動する機会を与えようとするもので、子供たちが目の前で見たり触ったり実験したりする経験を大切にしようと考えております。

また、静岡、浜松、焼津など近くに全国区の施設があるではないかという御指摘でございますが、必要に応じてそれぞれの特徴を持つ近隣の施設を利用するのは、それはそれで結構なことだと思います。私たちが考えているちいさな理科館は、文字どおりちいさな理科館なのです。本年10月にお目にかかったときの有馬先生のアドバイスの1つは、「理科好きの子供や大人の居場所づくり、たまり場をつくるといいですね」でした。私たちが幾つかの施設を見てきましたが、吉田町にしかできない、地元の子供たちに夢と感動を与えるちいさな理科館をつくりたいと思っております。

町内には自治会館など場所が幾つもあるのではないかという御指摘でございます。確かに10年前から図書館でも夏休みなど科学教室を行っております。ほかにも、別な場所で子供たちのために実験教室をやられている方もおります。それは、今後とも並行して活動が続けてほしいと思っております。なぜなら私たちは子供たちをいろいろな形で実験や観察に参加させ、子供たちの心に自然への関心が喚起できればと考えております。そのために基地となるような居場所をつくりたいのです。

指導スタッフボランティアについてであります。これにつきましては、来年度早々から人材育成と細かな指導内容の研究に取り組んでいく予定で準備しております。

また、既設の施設の利用で2、3年先へ延ばしたらという御意見ですが、理科館のスタートは平成22年度からであります。このため、平成20年度、平成21年度の2年間をかけ、今までの経験の上に十分な研究を重ねてまいりたいと考えております。

御質問の中で、議員から厳しい御指摘を受けましたけれども、これは、私たちとしては謙虚に受けとめてまいりたいと思っております。しかし、私たちは、アンケート調査にあらわれた子供や保護者の期待にこたえるべく、このちいさな理科館の建設に努力してまいりたいと思いますので、議員にもぜひその点を御理解、御支援いただきたいというように思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（吉永満榮君） 町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 続きまして、中山三星建材（株）工場跡地町有地につきましてお答えいたします。

まず、1点目の平成16年11月に中山三星建材（株）跡地検討委員会の報告を受けてから、平成17年3月に議会で企業誘致を図る方針を表明するまでの過程についてであります。中山三星建材（株）工場跡地につきましては、多目的広場用地や総合運動公園用地という取得目的を掲げて議決いただきました行政財産であるとともに、平成14年に設置されました検討委員会からは、総合運動公園整備を示唆する内容の提言をいただいておりますので、その公有財産は、総合運動公園整備用地でなければならぬわけでございます。

しかし、平成14年度の検討委員会の提言には、財政面への配慮が付記されておりましたので、私はこの点を重視し、さらに検討をしていただくため、平成16年度に再び中山三星建材（株）跡地利用検討委員会を設置させていただきました。この結果、皆様御承知のとおり、平成16年11月24日に4つの案の中から財政面や総括的な基盤整備面を念頭に置いて、さらに

検討しながら町において結論を出すようにとの内容の提言を賜りました。この提言は、平成14年度の検討委員会からいただきました提言以上に財政面を重視した内容となっており、逆に総合運動公園整備につきましての重要度は低くなっております。

このため、当局といたしましては、報告内容についての検討をまず担当課レベルで行い、その後、平成17年2月に助役、総務課、企画課、町民課、産業課、建設課、社会教育課による検討を命じ、その利活用の方向を探ることといたしました。この検討会では、総合運動公園整備について財政的な見地からも整備費を捻出できるとの意見はなく、また、当町が整備すべき施設の優先順位につきましても、高い順位に掲げる強い主張はありませんでした。また、当時、実施いたしました財政シミュレーションの結果からも、総合運動公園を整備し維持管理する余力は、当町にはないと結果は歴然としておりました。さらに、中山三星建材（株）の工場があった土地の用途は、工業などを誘致すべき工業地域であり、町有地として活用すべき土地とは考えにくい状況でもございました。

こうしたもろもろの判断要素を集約し、最終的に私が中山三星建材（株）工場跡地には企業を誘致すべきであると決定し、その結論を平成17年3月15日の三輪正彦議員の一般質問の際に公表をさせていただいたわけでございます。

次に、2点目の企業誘致を進めるために行った準備行為についてお答えします。

私は、企業誘致を進める方針を表明してからは、即座に企業誘致担当窓口は産業課、土地売却を可能にするまでの条件整備は総務課で行うように指示をいたしました。さらに4月には、助役、総務課、企画課、産業課、社会教育課、町民課、都市建設課という関係の部署を集め、企業誘致を進めるために必要な対応などを認識させるとともに、有害物質と土壌汚染に関する調査の実実施スケジュール、企業誘致窓口の産業課への集約、売却を行うまでの土地の管理手法などについて確認し合いました。

土地を売却するという事は、大変難しい事業であります。しかも工場用地として使っていた土地を販売することは、土壌汚染対策法が施行されてからはさらに難しくなっております。議員も御承知だと思いますけれども、工場用地というものを売却する場合は、現在ではグレード1、グレード2のいわば土壌に関する調査というものを売買につきましては通常求められます。町でやりました土壌調査は、グレード1でございます。普通一般にこの工場用地等の売却等をする場合は、購入側は基本的にこの土地等につきましてグレード2の土壌調査を要求されることが一般的でございます。この土壌調査をうちの町でやろうとする場合、大体数千万円、恐らく5,000万円ぐらいのお金がかかると思います。そういう意味におきまして、これまでやってこなかった土壌調査というものが、このような結果をも招くことを御認識賜りたいと思っております。

中山三星建材（株）工場跡地につきましては、余りにも大ざっぱな方法で取得したことから、売却条件を整えるだけでも容易なことではなく、さまざまな問題を一つ一つクリアするように今も引き続き取り組んでいるところであります。

こうした状況の中で、売却のための条件整備として最初に手がけた事務は、平成17年度に実施した有害物質と土壌汚染に関する調査でありました。この土壌汚染は、グレード1でございます。この調査により、PCBを含有する絶縁油の入っている変圧器の存在を確認いたしました。このPCBの発見によって、町は多大なリスクを背負っていることを知ったわけでございます。そして、これを契機に町は、有害物質のPCBを適正に処理するために予想外の事務を手がけ、予想外の経費を支出しなけりばならなくなったわけでございます。

また、他方では、誘致する企業の選択肢を広げる試みにも取り組みました。誘致する企業を製造業に限定せず、経済効果が期待できる多様な業種を誘致できるようにと、準工業地域や商業地域への用途変更も模索し、平成18年度には県にも相談を持ちかけながら、その可能性を探った経過もございます。

しかしながら、一たん町が榛南広域都市計画の中で設定しました用途を変更することは、至難のわざでございまして、用途を設定した当初の事務手続をしのぐようなハードルをクリアしなければ実現できないことを痛感いたしましたことから、他の用途への変更は断念することといたしました。

さらに、土地を販売するには、販売する面積や条件を確定しなければなりませんので、平成17年度以降から、この土地を売却するために必要となる条件の整備に地道に取り組んでおります。そして、その中の一つには、行政財産として取得しました土地を売却するという、施策の大転換の妥当性を説明するための資料づくりも入っていることは、言うに及ばないこととございます。

続きまして、3点目の平成17年3月から本年8月までの企業誘致活動についてお答えします。

平成17年3月から本年8月までの間につきましては、PCBの処理も含めてクリアすべき問題が余りにも多くありましたことから、積極的な誘致活動を行うことはできませんでした。このため、町に引き合いがあった企業に対して公募予定などをお知らせしたほか、県や金融機関などの紹介窓口に対して公募予定情報を流すなどにとどめ、一応の売買条件を設定できるまでになった本年8月から、ようやく本格的な誘致活動を展開するに至ったわけとございます。

最後に、今まで本格的に売却活動ができなかった理由はについてお答えします。

今さら申し上げるまでもございせんが、議会の皆様には御承知のこととございますけれども、中山三星建材（株）工場跡地は、議会が議決して購入した行政財産でございます。そして、平成14年度に設置されたこの土地の利活用を検討するために設置された委員会からは、総合運動公園整備の方向性も示唆されておりますので、先ほども申し上げましたとおり、総合運動公園として整備することが妥当な土地であると考えざるを得ません。それにもかかわらず、こうした経緯を有する公有地を売却するということは、行政としては通常はあり得ない選択であるわけですが、このあり得ない選択をしている行政に対し、なぜ早く売却しなかったのかと議会側から問いかけられること自体、大変奇異なことであると感じております。

当町の実情から考察しまして、中山三星建材（株）工場跡地に総合運動公園を整備し、運営することが可能であるかという点につきましては、過去において取得を議決した議会がまもなくして考え、結論を出していただくことではないかと私は考えますが、そうした意見集約もない中で、これまでも売却に向けた御質問があったことに対しましても、違和感を覚えております。

議会の議決というものがどれほど重いものであるかというものを痛感しております行政側といたしましては、現在、この時点でありましても取得当時の議決に反した施策を展開することに対しまして、議会側からの厳しい叱責があるものと戦々恐々としておりますが、そうした中で今回の御質問は、行政にとりましては行政側の戸惑いを払拭してくれるほどに力強いものでございます。きっと、中山三星建材（株）跡地検討委員会の委員を二度とも務められ、これまでの経緯も熟知されておられる藤田議員でありますので、町の現況につきましても冷静に分析された上で、過去の町の方針や議決の不適切さを素直に認められて、ただいま進めております行政の施策を応援していただいているものと心強く思っております。願わくば、そうした正義感あふれる冷静な目をお持ちの藤田議員には、多くの疑問が残る中山三星建材（株）工場跡地の取得につきまして、その全容を解明し、町民の皆様方に明らかにするために一層御奮闘いただき、トップランナーとして走っていただきたいと切に願っております。

行政にとりましても、疑問を残したままで取得当時の議決に反して中山三星建材（株）工場跡地を売却するということは、難問中の難問を解決することとございます。まして、取得時点におきまして実測もせず、有害物質や土壌の調査も行わず、果てには利用目的も定めて

いない建物まで有償で買い取るような、まさにずさん極まりない契約のもとで取得した土地を売却することは、容易なことではありません。性急に事を進めれば、売却後に新たな問題を生み出す結果ともなり、さらに深刻な事態を引き起こす可能性もございます。このため、行政としましては、新たな負の遺産を将来に持ち越さないようにするために、極めて慎重に対応しているところでございます。

行政というものは、町民の皆様方のためにあるものであり、常に町民の皆様方の御支持を得ることができるような、透明な事務を行わなければならないと考えております。こうした考えのもと、先般、議会に対しまして異例な調査依頼を提示させていただきましたが、この願いがかなわなかったことから、やむなく町民の皆様方の目から見ますと大変奇異に映ることを覚悟しながら、みずからの組織の中に中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会を設置し、取得事務についてみずからの手で検証して、みずからの不手際について公にする決心をしたわけでございます。過日の毎日新聞の記事にこのような文言がございました。「みずからの失政をみずから検証する。」異例中の異例でございます。こんなことは基本的にありません。あり得ないことをやらなければならないというふうなことです。その辺の事情につきましても、ご斟酌賜りたいと思います。

その目指すところは、町民の皆様方が行政を評価する上で必要となる正確な情報を提供することです。議会としましては、こうした行政の目指すところを斟酌いただき、議会が有する調査権を行使して、町民の皆様方により正確で詳しい情報を提供できるようにしていただきたいとの強い思いを現在も抱いております。恐らく前は異例でございましたので、次回お願いする場合は、異例中の異例という形容詞が使われると思います。

ただいま行政といたしましては、説明責任を果たすための事務と売却のための事務を並行して進めておりますが、議会におきましてもその一端を担っていただき、中山三星建材（株）工場跡地が一日も早く町民の皆様方にとりまして何の憂いもない土地となり、町の発展に寄与する土地に生まれ変わりますように、行政と一体となって取り組んでいただけることを強く期待するところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。議長、再質問いたします。

まず、ちいさな理科館事業について再質問させていただきます。

先ほどの御答弁で2月に町民の御意見を聞くということで、私がいただいていた資料と若干スケジュールが違っておりますけれども、町民の意見を反映するということが大変喜ばしい限りでございますけれども、その中で10月5日に行われました第1回建設準備委員会の新聞報道によりますと、平成22年開館を目指し、来年2月までに建設構想案を取りまとめるということというようなもので報道発表されております。

平成19年度の10月に発表されました統計要覧によりますと、現在、吉田町の小学生が1,824人、中学生849人、計2,673人の規模の小・中学生で理科の授業を行っていると考えます。その中で限られた予算の中、ハード整備よりもソフト重視でより多くの児童・生徒に本来の目的であります気づきやきっかけ、また先ほど御答弁ありましたたまりの場、そういったものをひとしく享受できるようなことを考えてはいかがでしょうか。

また、10年前にさかのぼりますけれども、平成9年の統計要覧と比較いたしますと、小学校においては1学級増、教員数では15人増員となっておりますが、児童数におきましては172名の減員でございます。中学校においては、5学級減で教員数が7人減員、そして、生徒数においては253名の減です。これは、我が町吉田町も他市町村と同等に少子化という問題が今あらわれている事案だと考えます。そうした中、インフラ整備で各地区4つの小学校と中学校があるわけでございますけれども、教育の多様化等で現在、空き教室はないというお話ではございますが、土曜日、長期休暇においては、このような理科事業とは限りません

けれども、数学とかさまざまな事業がボランティア等で行われておりますけれども、その辺の利活用はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） この事業は、町内のすべての小・中学校の生徒に同じように理科の経験の場を与えるという意味ではありません。まず、土日とかあるいは長期休業にやるということでもありますけれども、ちょうど野球の好きな子が野球のスポーツ少年団に入り、バレーの好きな子が体育館でバレーを練習するように、理科の好きな子供たちがその理科館に集まって、場合によっては親と一緒に実験や観察を楽しもうと、そういうものであります。理科館には、それなりの施設も必要であろうというふうに思っておりますので、ただ単に空き教室を使うという、そういうレベルとはちょっと違うというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

現在、町内にも、先ほど御答弁がありましたけれども、児童館におきましてボランティアでやられている方がございます。毎月、児童館だよりに載っているわけがございますけれども、いたずら研究室ということで、先般の12月8日にもきれいな結晶をつくろうということで行われております。図書館においてもあります。各小学校においても夏休みの長期休暇においては、夜空を見ようということで天体望遠鏡を持った父兄の方が近隣のお子様を集めて夜の天体観測をやられていると、そのような地道な活動も行っております。

先ほど御答弁あったとおり、その辺のボランティアの活動も一緒にやった中でのちいさな理科館というようなお話でございますけれども、近隣の市町村でこのような活動をされているディスカバリーパーク焼津に過日お伺いいたしました。そこでは、年間予算1億5,000万円の予算の中でさまざまなものを行っております。先ほど教育長が御答弁なされましたけれども、そのような大きなものではないと。たまりの場だということではございますけれども、大小問われず、やはりかかるものはかかるということと考えております。やはりその中で、限られた予算の中で市の公社としてディスカバリーパークは現在運営されておきまして、その運営は市からの予算で委託業務で行っております。1億5,000万円の中の人件費部分が非常に多くて約9,000万円ぐらいです。それ以外の予算でさまざまな企画等を考えて、約10名ぐらいのスタッフで今、運営が行われております。市からも1名派遣して、事務長として活躍されているとのことでございます。大変憂慮して、どうしたら子供たちを集められるかということで、大変企画等で苦勞されている実態がありますので、ぜひとも近隣市町にこのような大きなものがありますので、我が町にとりましても、実際、建設構想が立ってから修正というものは非常に難しいと思えます。

先ほど冒頭の質問で行いましたけれども、小山城にございます郷土資料館、小山城の建設とともに補助事業で行った郷土資料館があるわけがございますけれども、残念ながらさまざまな理由で今、臨時休館中であります。そちらの方も過日見学に行ってきましたけれども、どの程度の事業か理解してはございませんけれども、多少の展示物を整理すれば、中の物が十分活用できるのではないかなど。遊休と言っているかどうかはちょっとあれですけども、そのようなものもあるということは御認識されていると思っておりますので、その辺のところを十分考えていただいて、実際さまざまな試行錯誤をやはり行っていかなければならないのではないかと。

今、産業建設委員会に私は所属しております、過日、我々町長御同行のもと、NPOのからりという道の駅の第三セクターを行政視察に行ってきました。道の駅で地産地消ということでさまざまな物産のものがある中で、からりが毎年急激な増収増益で大きな力で今伸びている現状を視察してきました。その中で、元助役であります社長のお話の中で、やはり一遍に整備するのではなくて、少しずつ試行錯誤しながらやって、もしその道がちょっとうま

くいかないなと思ったら引き上げると、それで、また違った方向に行くというようなお話もありました。一番感じたのは、365日私は同等の施設に対して気になりますと。年に3回は四国じゅうの施設を回って、我がからりと比べて行っていると。そのようなやはり熱い心を持ったリーダーがこの事業にはぜひとも必要だと考えます。

そのようなところを官主導でなく民主導で、ある程度ボランティアの方々にお任せするような形で運営等を図るためには、やはり今実施計画にうたわれております事業を粛々とこなすことでは、非常にフレキシブルな対応はとれないのではないかなと考えます。子供たちは逃げません。理科の事業、教育も逃げません。ぜひとも少しずつ方向転換を模索しながら、すばらしい事業を行っていただきたいと思いますので、その辺の事業計画の見直し等をどのようにお考えかを尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁は、教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） 見直しというお話ですけれども、4月からそういう内容とか、あるいはどういうふうにして人材を育成していくかというのをこれから検討する段階です。

それで、もともとこれは教員のOBとか、あるいは会社なんかでリタイアした人たちの技術を活用させていただくと、そういうつもりでやっておりますので、専門の職員を5人も10人も置いてという、そういう考え方ではありません。もちろん全体の計画をする担当者は、それは設けなければいけないだろうと思いますけれども、できるだけ経費を使わないようにというのは最初から考えていることです。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほどOBの職員の方々とか民間の方々との協力で今後やるということで、これも行政視察に行った四国の西条市の事案でございますけれども、そちらに進出している企業の方で地元の子供たちに対して事業を行っております。会社名とかは言ってもいいんですか。

〔「いいです」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） 株式会社クラレ西条事業所は、市内の小学校五、六年生を対象に年3回でございますけれども、化学実験を行って、化学のきっかけづくりを行っております。

また、我が町に進出しております富士フィルムさんにおかれましては、みらいグリーンマップということで、それぞれの地域に対して緑の気づきということで、グリーンマップづくりの補助事業ということでなされている企業も我が町に進出しております。

また、川尻にあります栗田さんにおかれましては、財団法人クリタ水・環境科学振興財団というものを設置して、水についての啓蒙活動をなされていると。

まさしく、我が町は、やはり豊かな水の中でさまざまな企業が誘致されているわけでございますけれども、そのさまざまな企業で働いている方々も大勢いらっしゃいます。また、いろいろなサービスを地元に対して享受するべく、企業の方々が窓口を広げていると思いますので、ぜひとも町単独ではなく、経済界、産業界、さまざまな方々を巻き込んだ形でこのちいさな理科館事業が大きなものとなるような形で、いろいろなところにチャンネルを広げていただいて投げかけをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） お話のとおり、建設準備委員会の中にも今、名前の挙げられました企業にも代表といいましょうか委員を出していただいておりますし、それから、企業の方からもこれは内々ですけれども、ぜひ場合によっては協力させていただきたいと、そういうお話も承っておりますので、これを官とか民というふうな言葉はどうかと思いますけれども、町全体として力を合わせてやっていきたいと、もともとそういう計画であります。

○5番（藤田和寿君） わかりました。

ちいさな理科館について最後ですけれども、ディスカバリーパーク焼津の方へお邪魔したときに、池ヶ谷事務長がお話しされたことを公表させていただきます。手づくりイベント参加の子供たちの写真を見せながら言った言葉を紹介させていただきます。「どうです、どの子も目が輝いているでしょう。」ぜひ我が町も企画と工夫を盛り込んだちいさな理科館を期待したいと思いますので、よろしくお祈りします。

続きまして、中山三星に関しまして再質問をさせていただきます。

先ほど町長の方からさまざまな理由、取得についての不明瞭なきさつ等で今まで売却に向けてなかなか進まなかったということは御説明をいただきました。さまざまなチャンネルで町長の方から情報発信をされているわけで、きょう言われたことは、少し町民の皆様方に情報が出ていなかったのではないかとということで今回一般質問させていただいたわけでございまして、過去の議会答弁においても現在議長であります吉永議員の答弁に、先ほどありましたけれども、「基本的には岡部町から掛川、菊川までを含めた70万人圏を対象として、かつ名古屋から東名で1時間、それから東名吉田インターから5分という地の利を生かして、むしろ集客の形で企業誘致を図ることは、私は得策であると思いますし、我が吉田町の次の都市基盤整備のための重要な契機になると私は思っています。そのような方向で話を進めておりますし、先日、知事ともお話ししましたし、知事の方からも応援していただける旨の印象を受けました」ということで、先ほどの用途変更の手続をするということでありましたけれども、榛南……ちょっと急にあれですものでちょっと正確には言えませんが、非常に膨大な事務量があるため断念したというようなお話がありますけれども、その辺のところの話は非常に興味のある話ですので、お教えをお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、答弁願います。

○町長（田村典彦君） まず1点、訂正をしてもらいたいところがございます。

膨大な事務量があるから用途変更ができないわけではありません。用途変更そのものが、それ自体が非常に高いハードルがあって、これを越すことが非常に難しいということです。

先ほど議員がおっしゃられたことは、確かにあそこを準工業であるとか商業地域であるとか、その用途変更を前提としたものでございます。それにつきましては、当然のことながら東京にも行ってまいりましたし、さまざまところにもアクセスさせていただきました。しかしながら、知事からは応援していただけるというお話はございましたけれども、最終的には用途変更のところで基本的にそのハードルを越えることができないと。大店舗三法ですか、この新しい法律がございますけれども、そういうものによっても、基本的にあそこを越えることが非常に難しいといったことで断念したわけでございます。

それから、本格的な売却活動という場合でも、確かに組織的なことにつきましては先ほど答弁の中で申し述べたとおりでございますけれども、個人的なことにしましては、例えば三菱商事の執行役員であるとか、それ相応のトップクラスの人間たちには何名かお話をさせてもらっております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 先ほど御答弁の中で、話が決まってから産業課が中心となり、募集要項の情報をさまざまところ、銀行等になされているというお話がありました。ことしの3月の議会で、同僚の八木議員への答弁の中でございますけれども、2点御答弁されております。「三星の土地の売却に関するさまざまな当機関のミーティングに関しましては、すべての一件書類がそろっております。売却に影響がない」という御答弁がありました。できれば、どのようなものをやられたかというのが我々はわかりませんので、今回は、今、売却の手続までにかかった町の動きというものをやはり町民に情報を出す必要があるのではないかなど私は考えますので、あえてお伺いいたしますけれども、どのような回数でどのような内容で実際、今回7月26日に正式に売却先検討委員会で条例を設置して正式に公募をする前に、ど

のような形でやられたかというのをお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 基本的に売却に向けて現在やっておりますので、その売却の条件であるとか、どのようなことを今までやってきたかとか、どういう会社と交渉したかとか、それについて当然話すことはこちらがアドバンテージの反対をこうむることになりますので、それにつきましては、売却が決まり次第議会が求められれば、すべて公開いたします。一切隠し事はありませんので、一件書類としてお出しします。まさに取得とは全く逆のことになりますので、それらについては、私は自分の責任においてするつもりでございますので、その点については御心配なきようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

また、それと同時期の御答弁であります。「あそこの土地につきましては、まず数社から売買の情報がございまして、また、もうはっきりと企画書を添付して買い入れの申し込みをした業者もございまして」という御答弁がある中で、過日産業課の方へ行行ったわけですが、今度は新しい公募要項においては、まだ現在、資料請求はありますけれども応募がないということがあります。その企画書等は怎么样了のでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） どちらか御答弁をお願いします。

産業課長ですか、契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

ただいまの正式な売却、公募を始める前の状態でございますが、実際にその時点で企画書を提出した企業がございまして、ただし、実際に公募を正式に始める段階でこちらの設定しました契約条件が一括売却ということで、しかも相手方は製造業を営む者ということになっております。以前出されましたのは、直接的に製造業を営むものというのではなくて、全体の土地開発をこのようにしたいというような企画内容を盛り込んだものでございました。

したがって、今回正式な売却条件を提示いたしました中で、それに見合うだけの企画が整っていないということで、現在もその企業につきましては、窓口としての接触はございますけれども、販売の相手方と定めるまでには至っておりません。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほど町長の答弁の中で、産業課がさまざま町内の売却企業誘致に向けて公募を行っているというお話がある中で、ことしの8月1日から正式に出したわけでございますが、その前、3月の時点で出ている事案について、8月の公募要項に合致していないからだめだというのは、ちょっと時系列がおかしいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

さきに出されました企画書というのは、こちらで企画書の提示を求めたというものではございません。ですから、こちらの考え方にのっとった企画書の提示を受けたわけではございませんので、先方から出された経緯があるという中で企画書を紹介されただけでございまして、時系列的に先に、企業側の考え方にのっとって出されたものに沿うような売買条件をこちらが提示するかどうかということになりますと、それは全くお話がおかしいことになりますので、企画書は出されていけれども、その後の売買条件を設定する段階になって、その企画書と合うかどうかというのは、その時点で判断すべきことだと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

もう時間もありませんので、最後です。ということは、8月1日以前は、企業誘致及び売却活動は正式には行っていないということによろしいですか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 正式というのは、組織的という意味で、私、町長として今申し上げましたように、大企業の執行役員を含めてトップクラスにはお会いしてあります。

3分でございますので、こういう機会を与えていただきましたので、議員にお話ししたいことがありますけれども、議会また議員というものは、当局について質問されます。私、お願いでございますけれども、みずから手で私は売却事務について検証しているわけです。これは異例中の異例でございます。議会においても、審議結果について、先ほど中間報告で3つほど疑問に思う点を皆様に報告させていただきました。議会におきましても、なぜこのようなずさんな議案というものをあらかじめわかっているにもかかわらず、通してしまったその理由につきまして、議会で検証委員会をつくられて、その経緯について町民の皆様にお知らせするのも、これはやはり大事なことではないかと思っております。

○5番（藤田和寿君） 三星に関しましては、取得に関しましても理事会の臨時会等、現在5年経過して、なおかつ貴重な血税を使ってこの本会議の中でも再々同僚議員が質問して、当局においてもさまざまな形で事務量の消化をなされているわけで、非常に大きな問題だと思いますので、私も議員の一人として今後ともこの問題に関しましては追及をしていきたいと考えております。

以上、質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田和寿議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は明日13日木曜日午前9時から本会議、一般質問です。よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時45分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めておはようございます。

初めに、傍聴者並びに報道関係の皆さん、昨日に引き続きまして御苦労さまです。ありがとうございます。

本日は定例会第10日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

私は、2点について質問します。

1点目は、公文書の管理についてと、2点目は、吉田町子ども読書活動推進計画についてです。

初めに、公文書の管理について質問します。

町では、平成13年4月から情報公開条例が施行されました。条例第1条では、町民の知る権利として町民が町の保有する公文書の開示を求める権利を保障するとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の説明責任を明らかにし、町民と町との信頼関係を深め、もって町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、地方自治の本旨に即した町民のための町づくりに寄与することを目的にしています。

町民の知る権利がきちんと保障されるためには、公開の対象となる公文書そのものが適正に作成・管理されていなければなりません。

次の2つのことについてお聞きします。

1つ目は、毎年、「広報よしだ」に情報公開の請求状況が報告されていますが、そのうち、「一部開示」、また「文書不存在」と示されているものは、文書紛失、あるいは規則どおりに作成されていないための不存在というケースは含まれているのですか。

2つ目は、わかば保育園建設時の基本設計等、実施設計が随意契約で実施されたことにつ

いて関連する書類の開示を求めました。実施設計に関しては開示を受けましたが、基本設計については、文書不存在のため、契約書のみ2枚開示を受けました。改めて調べてもらいましたが、当時の担当課において手順どおりに作成し事務処理をしたが、管理・保管の不徹底から一連の関連書類を紛失したものと思われまますとの回答をもらいました。

これは、条例にも、公文書は適正に管理しなければならない、また文書取扱規程でも文書の保存年限が定められています。これは、どこに問題があったのかをお聞きします。

2点目は、吉田町子ども読書活動推進計画についてです。

町では、平成11年に町立図書館が開館し、町民にとって利用しやすく、便利になっています。また、町内の小・中学校にも段階的に司書を学校に派遣し、子供たちの読書への関心を高めてきました。また、学校では、毎週、読み聞かせボランティアの人たちが子供たちに本の読み聞かせを実施しています。幼稚園や保育園でも絵本の読み聞かせや絵本の貸し出し、図書館や児童館、子育て支援センターなどでも乳幼児に絵本の読み聞かせをするなど、絵本に接する機会を増やすなど取り組みがされています。

また、文部科学省の学校図書館資源共有ネットワーク推進事業を活用して、学校間、町立図書館とのネットワーク化を進めるなど、行政の積極的な取り組みで当町の読書をめぐる環境は進んでいる町の一つであるというふうにお聞きしているところです。

子ども読書活動推進法では、市町村が子ども読書活動推進計画の策定に努めなければならないとしていますが、我が町の進捗状況はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） まず初めに、「公文書の管理」についてお答えします。

吉田町情報公開条例は、議員も御承知のとおり、町民と町との信頼関係を深め、町民参加による一層開かれた町政の実現を図るため、住民代表者から成る住民懇話会や議会議員の皆様方と協議を重ね、平成12年12月議会において承認され、平成13年4月1日から施行しております。施行から6年8カ月が経過しております。

この間、この情報公開条例に基づく公文書開示請求制度の利用状況につきましては、同条例第17条の規定に基づき、運用状況を「広報よしだ」に掲載しております。平成13年度には13件、平成14年度には1件、平成15年度には6件、平成16年度には9件、平成17年度には19件、平成18年度には5件の開示請求がございまして、そのうち、一部開示を含め開示決定したものが43件、非開示決定が3件、文書不存在が7件でございました。

また、当町では、この開示請求制度とは別に情報提供を積極的に行っており、非開示情報がなく明らかに支障がないと判断できるものや、既に開示請求により開示決定を行った文書等につきましては、開示請求手続を行わず利用者の方に情報を提供したり、「広報よしだ」やホームページ等を活用し、町民の皆様方にさまざまな情報を提供してきております。

さて、これまでの情報公開条例に基づき開示決定を行ったもののうち、一部開示や文書不存在となっているものは文書紛失により文書不存在というケースかという御質問でございしますが、まず一部開示決定につきましては、開示対象文書の中に個人に関する情報や事務事業に関する情報など、条例で規定されている非開示事項に該当する情報の部分に限り非開示としたものでございまして、請求者が必要とする情報に影響のないものとなっております。

また、平成18年度までに文書不存在が7件ございましたが、いずれも当町では保有しない公文書について開示請求等がなされたものでございまして、文書の紛失によるものではございません。

当町では、情報公開制度の円滑な運用を図るため、総務課内に情報公開総合窓口を設置し、開示請求者の要求を聞き、担当課と連絡をとりながら開示請求者が必要とする情報を確認するとともに、対象文書を特定し、情報提供を行いながら、条例の趣旨に基づく制度の円滑な

運用に努めているところであります。

しかしながら、平成19年9月26日に議員から開示請求がなされました「わかば保育園建設に関する契約関係書類」のうち、基本設計業務契約に関する書類の一部が不存在となり開示の決定ができなかったことにつきましては、まことに遺憾であり、大変申しわけなく思っております。

この情報公開制度を運用していく上では、文書管理が大変重要になるものでございます。特に、文書事務につきましては、町的意思決定、町行政事務の基礎となりますことから、当町では平成12年3月31日に文書取扱規程と公文例規程を制定し、公文書のルール化を進める一方で、契約事務におきましても、契約事務の手引を作成し、マニュアル化を図ってまいりました。

さらに、平成15年4月からは、事務の効率性と適正化を図るため、パソコンによる文書起案システムの導入を図ってまいりまして、文書取扱規程に規定されております手続を電子化し、膨大な文書事務の省力化を進めてきているわけですが、今回の文書不存在となりました「わかば保育園の基本設計業務契約に関する書類」は、平成14年度の文書で、文書保存年限が5年保存文書に該当するものでありますので、今年度の3月末までは文書が保存されていなければならないものであり、規則に沿った文書管理の重要性を改めて痛感するとともに、反省した次第でございます。

今回の「わかば保育園の基本設計業務委託契約に関する書類」の不存在の原因についてありますが、議員からの公文書開示請求に基づき、書庫等をくまなく調査いたしましたところ、平成15年度の実施設計業務発注以後に係る一連の書類は確実に保存されていることを確認いたしました。

しかしながら、平成14年度に発注いたしました当初の基本設計及び追加の基本設計業務委託に関する書類につきましては、それぞれの成果物、支出負担行為伺伝票及び支出票は確認できたものの、その他の書類は確認できませんでした。

その後、引き続き調査を進めた結果、当初契約に係る書類で、本来、町長決裁と定められているにもかかわらず、課長専決で処理された「支出負担行為伺及び契約の締結について」の決裁文書のかがみと未処理の着手届及び業務完了届を発見するにとどまり、また追加の契約に係る書類では、見積書と未処理の業務完了届のほか、収入印紙が貼られていない契約書の発見のみでありました。

しかも、これらの書類は、いずれも正規につづられた状態ではなく、当時作成されたと思われるメモ的な文書とともに束にされた状態で放置されているものを探し出したものであります。

また、当初契約に係る契約書につきましては、契約書そのものが発見できないばかりか、支出負担行為伺伝票には収入印紙が貼られていない契約書の写しが貼付されていることも確認いたしました。

こうした状況から推察いたしますと、平成14年度に実施された2つの基本設計業務委託に係る事務は、適正な処理とはおよそかけ離れたものであったのではないかと考えざるを得ませんが、どうしてこのような事態に立ち至ったかにつきましては、現段階では明快にお答えすることはできない状況であります。

今回、議員からの御指摘によりまして、こうした実態を把握することができたわけですが、今日まで常識を逸脱していると類推できる事務処理ばかりか、その後のずさんな文書管理についても承知し得なかったことにつきましては大変遺憾に思っております。お許し賜りたいと思います。

平成15年4月以降は、文書起案システムの導入によりまして、起案した文書等がいつ、だれが作成したかなどの履歴がすべて残るようになっておりますが、個々の文書は紙媒体であ

り、各職員が責任を持って管理していく必要がございます。このため、文書の適正な管理、保存、廃棄までの文書管理サイクルの徹底を図り、今回のような事態の再発防止のため、今月中に文書管理手引書の改訂版を全職員に配布し意識啓発を図るとともに、町の説明責任及び情報公開制度のさらなる推進を図るため、文書起案システムのバージョンアップもあわせて検討してまいりますので、議員におかれましては御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の御質問に関しましては教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 2点目の子ども読書活動推進計画の策定状況についてお答えをします。

初めに、「国の読書活動推進計画にかかわる法律と施策」の御説明をいたします。

子どもの読書活動の推進は、子どもの「活字離れ」や国語力の低下、話し合いによる問題解決能力の低下等が指摘されたことを受けて、平成11年8月に、衆参両院で行われた平成12年を「子ども読書年」とする旨の決議をもとに展開されてきたものであります。

翌年の平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が議員立法で成立しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国は「子どもの読書活動推進基本計画」を策定し公表すること、県及び市町村もこれを基本として子ども読書活動の推進計画の策定に努め、公表することが定められ、また4月23日を「子ども読書の日」として、施策の総合的かつ計画的推進を図り、子どもの健やかな成長に資することとしております。

政府は、この法律の第8条に基づき、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。計画には、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、平成14年からおおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的方策が示されており、その計画の内容は、「家庭、地域、学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備など、諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体などが連携、協力した取り組みの推進」、「社会的機運醸成のための普及・啓発」の4つの項目に分けられております。

文部科学省は、この計画を踏まえ、子どもの読書活動推進のための施策の充実を図ってきております。

一方、都道府県は、国の計画を受けて、平成18年度までに計画の策定を終了しております。

静岡県も、平成16年1月に、「静岡県子ども読書活動推進計画ー『読書県しずおか』を目指してー」を公表しております。県の計画は、国の計画を基本とし、平成13年度から独自に展開しておりました「子どもの読書習慣づくり総合推進事業」を継続的、発展的に推進するものと位置づけ、内容については、県下すべての子どもたちの読書活動を支え推進するための施策や推進体制のあり方などについて、おおよそ2010年までの方向性を示しております。

市町につきましても、県と同様の努力義務がありますので、それぞれ計画を策定し、公表していくことになっております。県内市町の現状は、本年11月1日現在、42市町のうち、策定済みが27市町、策定作業中が5市町、未着手が当町を含めまして10市町という状況です。

本町では、平成21年3月を目標に計画策定を進めてまいります。本年度の当初予算に、「吉田町子ども読書活動推進計画」策定のための関連予算として、報償費7万5,000円を計上させていただきました。これは、「吉田町子ども読書活動推進計画」策定のための検討会の委員報酬です。

検討会の委員は、吉田町図書館協議会、PTA連絡協議会、幼稚園・保育園の保護者会の代表者、小・中・高の司書教諭と学校司書、行政の関係課などから14、5名を選出させていただく予定でおります。

ここで、開館9年目を迎えた吉田町立図書館の「読書活動推進」について御説明いたしま

す。

吉田町におきましては、「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議が行われた平成11年7月に、当町の読書活動推進の核となる町立図書館が開館しました。以来、町立図書館は、子供にとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所として、保護者にとっては、自分の子供に与えたい本を選んだり、子供の読書について相談できる場所であり、さらには読み聞かせやお話し会が行われる場所として、子供の読書活動を推進する上で大変重要な役割を果たしてまいりました。

また、建物自体も、児童室と一般開架室が分離された構造で、子供や保護者が一般利用者に気兼ねなく利用できる施設となっており、利用環境面での配慮がなされております。

児童図書の蔵書冊数につきましても、本年3月31日現在で3万3,801冊に達し、全蔵書の約3割を占めております。このような環境のもとで、静岡県が目標値として定めた数値と比較しますと、町内の12歳以下の子供1人当たりの蔵書冊数は9冊となり、静岡県が2010年までの努力目標としております7冊を既に超えております。同じく、12歳以下の子供1人当たりの貸出冊数につきましても、県の目標値が14冊であるのに対し、約17冊と目標を上回っている状況であります。

このほか、町立図書館で行われる子供たちを対象とした事業としては、毎週木曜日と土曜日に、読み聞かせボランティア「おはなしぼけっと」の皆さんに協力していただき、お話し会を開催しております。昨年度は、延べ1,428人の親子が参加しております。さらに、児童館や保健センターからの依頼により、司書が読み聞かせを行ったり、図書の選定方法などの指導にもそれぞれ年2回程度出かけております。

学校におきましては、町立図書館建設中の平成10年度から、ほかの市町に先駆けて小・中学校に学校司書を派遣し、書架の整理、選書、調べ学習の補助、読書指導、さらに読み聞かせボランティアの育成等も行い、現在では町内すべての小・中学校でボランティアによる朝の読み聞かせが行われております。

このほか、平成13年度から15年度の3年間、文部科学省から「学校図書館資源共有型モデル地域事業」の指定を受け、小・中学校の蔵書のすべてをデータベース化し、コンピューターによる蔵書管理ができるようになっております。

さらに、平成16年度から18年度にかけましては、同じく文部科学省から「学校図書館資源共有ネットワーク事業」の指定を受け、町立図書館と学校図書館や学校間の連携のあり方を研究し、今ではテーマ別の本の分担収集と相互貸借など効率的なネットワークシステムが構築されるなど、大きな成果を上げております。

このように、当町における子どもの読書活動を推進するための環境は、図書館・学校におきましては静岡県が目標とする水準を相当程度上回っている状況でございます。

そこで、これからの目標としては、こうした良好な状態をますます確かなものとするとともに、子どもが生まれたときから読書活動が継続して行われるように保護者が配慮していくことが肝要と考えますので、今後は、家庭における子どもの読書活動の推進と就学前の幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進に重点を置いた計画の策定を視野に、現在、先進事例等の収集を進めております。検討会の皆さんに十分議論を尽くしていただけるよう、鋭意作業を進めてまいりたいと考えております。

また、図書館では、御承知のように、本年10月より休館日及び開館時間の見直しについて試行を始めておりますが、今後、町民意識調査等も実施していきたいと考えており、その中に子どもの読書活動推進のための項目も織りませ、その結果を参考にするとともに、町民の皆様方の御意見等も伺いながら、平成21年3月を目標に計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともそういう図書館を核とした読書活動推進のために御理解、御支援をお願いいたします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1 番、佐藤君。

○1 番（佐藤正司君） 再質問します。

今回、私なぜ、わかば保育園建設の基本設計の開示請求をしたのかということなんですけれども、8月に、さゆり保育園の基本設計が予定価格670万円で予定されていたのに対し52万円で落札されたということが、議会でも質問されたし、広報にも掲載されたわけなんですけれども、その結果を見て町民から、このことはどういうことなのかということで、私も質問も受けました。

保育園を建てる時の基本設計というのは幾らぐらいなのかなと私は思いまして、町では、さくら保育園とわかば保育園が建てかえが終わったところだったものですから、それを参考にしようと思いまして入札価格を調べたんですね。

平成13年10月のさくら保育園の基本設計というのは、基本設計と実施設計を合わせて落札価格が1,260万円、わかば保育園の基本設計を見たところ、15年2月と3月に2回随意契約でやられていたんですね。なぜかなと思って総務課の方に情報公開の開示請求をしたわけなんですけれども、そこで関連する文書が文書不存在ということだったわけです。開示されたのが契約書2枚。2枚というのは、2回に分かれていたものですから、その2枚だけ受けたわけですよ。それで、何でこれを随意契約にしたのかなということも含めてちょっとわからなかったものですから、開示した結果がそういうことになったんですね。

随意契約のことについて、ちょっと管理課の方にお聞きしますけれども、本来、随意契約をする場合には、地方自治法の施行令でも定められているわけで、町ではどのように運用されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

ただいまの当町における随意契約の方法ということでございますが、ただいま議員からも御指摘がありましたとおり、随意契約につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項によりまして、競争契約によらない場合の例外という中でできる場合が定められております。その中で、9項目できる場合が定められておりまして、その9項目に合致しない限りにおいては随意契約はできないと。競争入札によらなければいけないということになっております。

それで、当町では、先ほど町長の答弁の中にも入っておりますが、平成9年4月1日に、町の契約実務の手引というものを定めております。その中では、その以前からの事務事業を踏襲したもの、それから法令等をすべて踏襲して、吉田町における契約の実務的なやり方を踏襲したものでございます。その中に、平成7年になるわけですが、随意契約における場合の見積業者の数の基準等もございまして、この中では、500万円未満の規模の場合には3社、500万以上になった場合には5社から見積もりを徴取しなさいというような、細部にわたる定めもございまして。

それと同時に、決裁を受けるような書類につきましても、すべてフロー化をしております。職員だれがどのような状況で行ってもすべて同じ処理がなされるというように、手続的には定めてございます。その中で、必ず町長決裁を受けなければいけないというのは、随意契約であっても、当初の実施伺ですね、これは町長まで必ず決裁が回るというものでございます。

それと、見積もり等を行いまして、業者が決定をする場合の支出負担行為伺及び契約締結伺いというのがございます。伺いがなければ契約書に押印をすることができないわけですが、これにつきましても町長決裁ということになっております。

それから、契約を締結した後の契約書の供覧についても町長まで回るというようなシステムを全庁的に知らしめまして、事務を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 随意契約はしてはいけないということではないと思うんですけれども、今回このケースで、町長の答弁の中で幾つかは残っているようにちょっとお聞きしましたけれども、ちょっと私メモし切れなかったものですから、残っている範囲でよろしいので、わかるところをちょっと幾つか確認させてください。

実施設計の方は、さっき町長も答弁されましたけれども、10月に1,449万円で同じ設計会社と随意契約は結んでいますね。そのときのコピーは、単独随意契約理由書とか見積書とか13枚にわたって、私、コピーはいただきました。

この基本設計の随意契約の方に戻りますけれども、このときの予定価格というのは幾らぐらいというふうに見ていたんですかね。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 書類がございませんので、一切わかりません。

○1番（佐藤正司君） 予算はわかっているわけですよね。

○議長（吉永満榮君） 担当課の方から答弁をさせます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 予算計上は110万円というふうに理解しております。予算書を確認したわけではないんですが、もろもろ見ていきますと、110万円であるというふうに解釈します。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） これ100万円だったと思うんですけれども、私の予算書の見方が間違っていないければ、これその年の12月議会で、5号補正予算で100万円というのは、たしか13節ですか、100万円が計上されていると思うんです。私、ちょっとコピーとってきたから、これが間違いでなければ、多分100万円だったと思うんですけれどもね。

それで、資料がないからわからないということですので、これ以上聞いても、じゃ、わからないということになりますよね。

それでは、私、幾つかちょっと疑問点があるんですけれども、聞いてもわからないのでは仕方がないと思うんですけれども、2回に分けてやったというところは、私、初めに再度調べてほしいと言ったときに、初め2階建ての園舎を設計して44万1,000円の、これが15年2月のことなんですよね。これが県の事前審査で指摘を受けて、基本設計をやり直したということになっているんですけれども、2回目を3月に31万5,000円でやって、合わせて75万6,000円。これは、その年の決算書にも載っているんですよね、75万6,000円で決算されています。

何で県に指摘されなければならないような計画を立てたのかということのもちょっとよくわからないものですからお聞きしたかったんですけれども、結局わからないということなんですけれども、町長、これ再度調べていただけませんか。

○議長（吉永満榮君） この件について答弁できますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 私は、本職につきましたのが平成17年4月の異動で参りました。現在の担当者も平成17年4月の異動で参りまして、14年当時のことは、わかる者は現在我が課に、社会福祉課にはおりません。

当時は健康福祉課ということで実施してまいったと思うんですが、当時の担当者等から課長、当時、課長補佐、主幹、係長から、その2回の理由ということで聞き取りをしたことの突き詰めた話で、これは両方とも随契の理由が見当たらないものですからその当時の様子を聞いたということで、当時は、今、南側の用地、山内様とか小塩様に借りたり譲ったりして

いただいた土地の手当てがないということで、拡張する前のわかば保育園の敷地内に建てるという条件のもとに、2階建てにする、または仮の園舎を建てるということの中で工事を進めるという計画でやっていると聞きました。県の基本設計審査において、例えば2階建ての場合、園庭で遊ぶ幼児・児童を安全・安心に確保することが難しいのではないかと御指摘があったということの中で、また南側の山内様、また小塩様の用地の確保ができる見通しがついたということで、2度目の、いわゆる現在あるような形の中の敷地で設計を再度委託したというふうに聞いております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 私、こういう計画を進めていったということで、なぜ随意契約でやられたのかということとか、なぜその会社が選ばれたのかとか、最終的な決定はだれがされたのかとか、幾つかこうお聞きしたいことがあるんですけども、結局今の段階ではわからないと思うんですけども、これちょっと町民の知る権利をということで条例で決められているにもかかわらずなされていないというのは、非常にまずい状態だと私思うんですけどもね。

ぜひ、これもう一回調べて報告してほしいと私思うんですけども、どうですか。

○議長（吉永満榮君） この件について答弁をお願いします。

町長。

○町長（田村典彦君） 当時15年2月とか3月は、私まだ一町民でございましたので、そのことよくわかりませんが、現在首長でございますので、この件につきまして、また検証委員会などのたぐいのようなものをつくって精査した上で、また議会の皆様に改めて報告申し上げたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） では、そういうことで、ぜひ調べていただきたいと思います。

最近、私も、町民の方から、町の当局も議会も何か昔のことばかりやっているんじゃないかというような印象を持たれているということをちょっと指摘されまして、そんなことないですよと、問題があるからやっているんですよというふうに言ったんですけども、本来、私もこういうのを一般質問で取り組むことではないと思いますので、今後、こういう問題は早く解決して、町政を前向きに進めていくべきだと私思いますので、こういう事態、先ほどの説明では、今はパソコンも導入されてきちっとやられているから、今後はこういう問題は起きないとは思いますが、ぜひ職員の研修とか教育を徹底してやっていただきたいと思っております。

では、もう一つの方の質問にします。

吉田町の図書館の、町立の図書館のことも、それから学校司書の配置のことも、具体的に他の市町より大分進んでいるというのは私よくわかります。ですから、もっと進めるべきだと私は思うので、今度こういう計画があるということで、つくるとということで、ぜひよりよい計画にしていっていただきたいと思っております。

私、学校司書のことなんですけれども、今、各校に1人ずつ4人いますけれども、1日4時間、週5日、20時間ということで配置されていますけれども、これで時間的に、20時間で足りているのかなというのをちょっと、というのは、私たまたま大井川中学の学校司書の方と話す機会があったんですけども、その方は、もう1時間あればもっとやりたいことができる、仕事ができるというようなこともおっしゃっていましたので、吉田町の司書の方も同じではないかと思うんですけども、例えば1日5時間、週5日、週25時間にするというようなことをすると、本当にもっと子供たちのためになるのではないかと思うんですけども、そういうことをぜひ、私、検討していただきたいと思うんですけども、どうですかね。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

ただいまお話しのように、確かに学校司書につきましては、4校、1日4時間で5日の週20時間と、長期休暇を除いた中で4時間としていただいています。

御存じのとおり、学校には司書教諭もごございますし、先ほどの議員さんからお話しのように、読み聞かせボランティアの皆様も朝の会のとき15分やっただけです。

司書の時間数につきましては、学校司書についてはそれこそ1時間が2時間、そういう多ければ多いほど大変よろしいんですが、1つは学校の中で地域のボランティアの皆様とか、教員の皆様と一緒にあって図書館の方を運営していただきたいという中で、私どもも各学校司書の皆様からの時間数の要請等も聞いておりますが、今の時点では私どもの勤務の中でできるのでないかと、学校の司書教諭と協力しながらやっていると、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 実際は、多分サービス残業しているんじゃないかと思うんですよ、司書の方ね。それにぜひ甘えないようにきちっとすべきだと私思うんですけれども、もうちょっと実情を調べてほしいと。これ時間は増やせば増やすほどいいのはわかっているし、切りがなくなるのもわかりますけれども、でも今課長言ったように、春、夏、冬と休みも入りませし、そういう中で、私、1時間増やすと予算どのくらいになるのかなと思ったんですけれども、大体幾らぐらいになるんですかね。お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

大体、金額的には100万円未満の金額じゃないかと思いますが。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 多分100万はいかないと思います。100万近くはなるかもしれませんけれども、ぜひ検討していただきたい課題だと思います。

それから、私、この間、学校の図書室を見させていただいたんですけれども、設備が古いということで、大分老朽化しているのではという感想を持ちました。町立の図書館が立派なものですから余計感じるのかもしれませんが、ただ昔の図書机を使っているところが多いわけで、そういう中で、ちょっとした工夫で雰囲気も使い勝手も大分変わるんじゃないかと私思うんですけれども、例えば丸いテーブルを1つ置くだけで大分変わると思うんですよ。それは、そんなに大変な予算がかかるとは思わないんですけれども、ぜひその辺も検討していただきたいと思うんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

議員の御指摘のように、図書の環境につきましては、本年度、各4校につきまして空調設備を整えました。学校からは、この空調設備が整いまして、大変子供たちが図書室で読書の読む機会もありますし、調べ学習も増えたということで、学校教育課としましては、やはり学校の図書室につきましての環境整備については今後努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） いろいろ予算もかかりますけれども、子供のためにはぜひやっていただきたいことだと思います。

それから、推進計画の方なんですけれども、私、隣の牧之原市のこの計画を図書館でちょっと借りてきたんですけれども、吉田町は大体進んでいますので、近隣の学校司書の方とか

からは本当うらやましがられるような環境だと思います。

実際、図書館を利用されている方も、近隣の方からも結構来ているのが実態だと思いますけれども、牧之原市の計画の中に、子育て支援センターということで、ブックスタートということが計画にのっております。それで、これは、牧之原市は実際やっています、実施しています。吉田町の方は、これ平成14年9月議会だったと思うんですけども、勝山議員がこれ取り上げて、ぜひやるべきだということで一般質問をされています。そのときの町長は推進するということで答弁されていまして、実際、動きはあったようですけども、実質的に結局やられていないんです。そこでとまっているんですよね。それ、平成14年9月議会だと思います。

このブックスタートというのは、これ赤ちゃんとお母さん、お母さんというか保護者が本を通して楽しい時間を過ごすということが本当に必要だということで、吉田町の19年から21年の実施計画にも、これ図書館の方で一応掲載はされています。これは、今後、具体的にどう取り組むのかということについてちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課です。

この件につきまして、私が、平成17年ですか、健康づくり課に参りまして、話が出た記憶がございます。それ以前からも出ておったのは存じ上げておりますが、図書館長も含めまして担当スタッフ、保健師、司書と打ち合わせをやった経緯がございますが、その当時でいきますと、やはり会場の問題、今、健康づくり課ということなんですが、保健センターでございますが、どこの市町におきましても、保健センターが中心になりまして、会場を提供して、そこで当然、健診ですとか各講座が開催されますので、お母さんと赤ちゃんが当然講座の方、参加いたしますので、そういったときを利用してブックスタートを開始するという形をとっておるようでございますので、その件につきまして検討したことがあるわけなんですけれども、実際のところ、スタッフの問題ですとか、その当時ですね、保健センターの対応、実際、当時も行われておりましたひよこさん教室ですとか、そういった中で育児指導とかの相談ですね、個別の栄養指導ですとか、グループワークを行ったりということで、時間的な問題もあったと思うんですけども、なかなか実施まで至っておりませんが、そういった中に、今後、読み聞かせという形で実際親子の触れ合いの大切さというものをお母さん方にも当然感じていただくためにも、そういった機会を設けていきたいというふうに考えておりますので、図書館、健康づくり課、あとボランティアの関係ですね、子育て支援センターの状況も踏まえながら、読み聞かせのボランティアの方々も入れながら、当然実施に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 今、健康づくり課の課長の方から答弁ありましたけれども、1つの課だけでは多分大変だと思うんですよね。ブックスタートというのは、連携というのが一つのキーワードにもなるわけで、ぜひ図書館の司書の方の協力がないと、なかなかうまくいかないというか、本を渡せばいいというだけではないものですから、子育て支援センターだと社会福祉課になるんですかね、その辺の絡みも来るのかと思うし、今言われたボランティアの協力があるとなおいいのかなということもあります。

予算なんですけれども、今、統計要覧を見ると、19年版ですと、子供が328人生まれているんですよね。これ幾らぐらい予算かかるんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（吉永満榮君） このことについて御答弁できますか。予算的な問題。企画とか。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課です。

それこそ図書の関係もございますので、うちの方、どこが予算的なもの、実施計画の話も

出ておりましたが、うちの方では読み聞かせをブックスタートという考えで当然内容の中に入れたわけではございませんが、読み聞かせという考えでおるわけですがけれども、当然人的な問題もあるし、選書の関係ですね、そういったのは保健センターではちょっとわかりませんので、まだ予算の方、試算した経緯はございませんが、これから進めていくことになるのかと思います。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） ぜひ、私これ今子育て支援ということでは本当に効果があるというのかな、大事な施策の一つだと思いますので、ぜひこれ実現していく方向で取り組んでいただきたいと思います。

それには、やっぱり結局、担当課はしっかり予算づけする箇所もはっきりしていないとか、どこがやるかというところもはっきりしないと、また、何ていうのかな、お互いに譲り合えば話が決まらなくなっていくものですから、もし取り組むとしたら、予算づけは何課になりますかね。

○議長（吉永満榮君） 答弁願います。

○1番（佐藤正司君） ちなみに、これ牧之原市では、子供、何でしたっけ、ちょっとど忘れ、子供支援課みたいな課があって、この吉田町とはちょっと課のシステムが違うもので、はっきりそこはしているんですけども、吉田町の場合はちょっとまたがっているものですから、前回もそれで多分だめになったんじゃないかと思うんですけども、ぜひはっきりしていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、実施する内容、それから予算、どのようなものをやるか、それらにつきまして検討した上で決めたいと思います。

○議長（吉永満榮君） よろしくお願います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） では、ぜひ実現する方向で取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、13番、大塚邦子さん。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚邦子です。

私は、平成19年第4回吉田町議会定例会一般質問に臨むに当たり、事前に通告してありますとおり、一般廃棄物の拠点回収は、並びに吉田漁港の流木並びに土砂流入対策と漁業の振興策はについて、町長にお伺いいたします。

初めに、一般廃棄物の拠点回収はについてであります。

一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、その処理や再資源化及び排出抑制が図られています。

そこで、2点についてお伺いします。

1点目は、ごみステーションの利用についてです。

我が町では、住民が家庭ごみを出す場合に、通常はごみステーションを利用しています。ごみステーションを利用する場合は、燃えるごみであれば有料の指定ごみ袋を使用し、燃えないごみや資源化できるごみであれば、決められたルール、きれいに洗ってしっかり分別、

中身の見える袋に入れて出すをしっかりと守るという基本的な約束事のほか、隣組に加入していない人はステーションを利用できないという町民独自のルールも生まれています。

その背景には、隣組ごとにステーションを設置する場合、各世帯で応分の負担をしていることや維持管理の面においても同様、公平、平等の負担をすべきとの考えが住民の間にあるからではないかと考えます。

我が町は、本年11月末現在、人口が3万人を突破し、都市化の勢いは衰えることなく進み、町内を見渡すと、集合住宅があちらこちらに建設されています。また、企業立地などにより外国人居住者も年々増加し、さらに核家族化や高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者や夫婦世帯も増えています。このような状況の中、住民が安心してごみを出すことのできるシステムが構築されているかどうか、改めて考えてみる必要があると考えます。

そこで、広域施設組合指定の有料ごみ袋を利用してもごみを出せないケースがありますので、転入される方々に対して、ごみの出し方についてどのような説明を行っているのか、また、ごみを出せない方への対応策をお伺いいたします。

2点目は、新聞・雑誌・雑紙などの資源回収についてです。

平成16年度から18年度の燃えるごみ質の割合を調べると、紙・布類の占める割合は、平均でおよそ50%となっています。先日、ある自治体で市民グループが雑紙の資源回収に取り組んだところ、燃えるごみが2.7%減ったというニュースがありました。

我が町でも、町民から、より資源化を図ることを望む声が上がっています。現在は、PTAなどが行う集団回収やリサイクルセンターへの直接搬入が行われていますが、より資源化を図るため、また直接搬入できない、あるいは集団回収に出せない住民のニーズもあることから、今後、拠点回収を行う考えはないかお伺いいたします。

次に、吉田漁港の流木並びに土砂流入対策と漁業の振興策はについてお伺いいたします。

1点目として、大井川上流の森や河川の流域から吉田海岸や海域に流れ出る流木の被害は、我が町の漁業者にとって大変深刻な問題になっています。漁に出ても、船の網に流木がかかれば漁はできず、その日は再び港に戻り、漁網をさばき、レッカー車を使って流木を陸に引き揚げる作業とその日は化し、1日の水揚げが得られない状況です。

そこで、例えば私は、大井川に横たわる倒木を大雨により海に流れ出る前に処分するということが有効な流木対策と考えるものですが、我が町の流木対策の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

2点目として、漁港内に流入し、堆積する土砂についてです。

町は、毎年、漁港内に堆積した土砂を除去していますが、泊地のしゅんせつ量は、平成16年度1万9,500立方メートル、17年度6,500立方メートル、18年度2万6,700立方メートル、19年度2万3,320立方メートル、航路のしゅんせつ量は、平成16年度5,700立方メートル、17年度6,000立方メートル、18年度6,844立方メートル、19年度8,237立方メートルとなっています。

このようなしゅんせつ工事を行っても、漁港内の土砂の堆積は一目でわかり、港の構造上、あるいは潮流の変化により、土砂はさらに港の中に流入するという状況にあるかと考えています。

漁業者から話を伺いますと、堆積した土砂が漁船の進行を妨げるという深刻な事態を招いており、まさに土砂の堆積は生業を脅かす深刻な問題と言えます。科学的知見に基づいた効果的、かつ実態に即した浚渫が必要と考えられています。

そこで、浚渫時期と浚渫量について、漁船の操業の実情と海域保護の見地から見直す考えはないかお伺いいたします。

3点目として、改選前の本年3月議会において、当時の産業建設常任委員会より町長へ、新たな産業の創出についてと題して、1、町有地の有効活用を視野に、陸上養殖事業に関

心のある大手企業を探し誘致するなど、我が町の活性化と発展がなされるよう当局に要望する。2、企業誘致を進めるためには、我が町に陸上養殖に適した豊富な水資源があることを示す必要があるため、地下海水等に関する調査費を予算化するよう当局に要望するとの提言をさせていただいた経緯があります。

「魚不足の時代が来る」と築地魚市場社長の鈴木敬一氏が静岡新聞「窓辺」で警鐘を鳴らし、3年が経過しています。天然魚の漁獲量は、ここ10年、既に頭打ち状態で、資源的にも限界に達しているというのです。

一方で、日本水産社長、垣添直也氏がことし2月の新聞インタビューで、「世界各国で水産物の需要は伸びており、今後も健康嗜好や和食ブームに乗って水産物の消費拡大は続く」と答えています。

このように、水産業を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、また地場産業である漁業を活性化するため養殖技術の特許を取得する地方自治体もある中で、我が町でも、長期展望に立ち、地域資源を活用した新たな産業の創出について調査費を計上する考えをお伺いいたします。

以上が私の一般質問の要旨です。明快なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） まず初めに、「一般廃棄物の拠点回収は」についてお答えします。

一般廃棄物の収集、運搬、処分、再生を含めた処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2第1項の規定により、市町村の固有事務としてその処理の責任を住民から何託されているものであります。

市町村は、同法第6条第1項の規定に基づき、「地方自治法」第2条第4項の基本構想に即した当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画、いわゆる「一般廃棄物処理計画」を定め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第3条に定める“一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準”に従って処理することにより、住民の生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るという法律の目的を達成することを求められております。

1点目の「組合指定の有料ごみ袋を利用してもごみが出せないケースがあるので、転入される方々に対してごみの出し方についてどのような説明を行っているのか、また出せない方への対応策を伺う」についてお答えします。

当町のごみ収集は、生活環境の保全を目的に、適正な収集場所を確保するため、町民の皆様方には10軒程度以上のまとまった形で収集場所の設置をお願いしておりますが、いわゆる「ステーション方式」と言われるこの方法は全国的にも多く採用されており、町内の各ステーションに出された一般廃棄物は、吉田町牧之原市広域施設組合がその収集業務を担っております。

この収集方法は、家庭から出された一般廃棄物を、迅速かつ衛生的に収集可能であること、またごみ処理施策の中で数多く取り上げられる住民同士の合意形成の問題である、例えば「自分の家の前にごみの収集場所があって迷惑である」というようなことを事前にクリアしておくための有効な手段であると考えて、採用しております。

また、収集場所につきましては、1、2トンのごみ収集車が入り可能な場所であること。2、増水時に河川の詰まり等で、生活環境のみならず、町民の財産に支障をきたす恐れがあること。また、交通事故等、交通の支障となる恐れがあることから、水路または道路上以外の支障とならない場所であること。3、廃棄物の散乱や悪臭の発生によるトラブルを避けるため、設置前に近隣や町内会が同意することが設置の条件となっております。

御質問の転入される方々に対するごみの出し方についての説明ですが、転入される方が利用されるごみ収集場所は、転入される方の居所が属する隣組に設置されたステーションで、

利用するに当たってはその管理者、（大多数が隣組の組長でございますが、）の了承を得た上で、当該収集場所に排出されるよう指導しております。

隣組に加入されない方につきましても同様に指導し、収集場所の管理者には、「廃棄物はだれしもの生活の中から排出されるものであり、隣組等に加入されない方につきましても収集場所の使用を許可してほしい」旨を申し入れております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨にのっとり、当町においては、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、「町及び町民並びに事業者が協力して廃棄物の排出を抑制し、または廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等適正な処理をし、もって町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的に、「廃棄物の減量、その他その適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない」と町民の責務が規定されていることにかんがみ、町民の皆様方には、さきに述べました収集場所への排出方法について御理解と御協力をお願いしているところでございます。

2点目の「新聞・雑誌・雑紙などの資源回収について、より資源化を図るため、また直接搬入や集団回収に出せない町民ニーズもあることから、今後、拠点回収を行う考えはないか」についてお答えします。

町には、町民の皆様方から、特にアパート等の集合住宅に居住している方々から、資源回収に関し、「資源回収の回数を増やしてもらえないか」などの御意見が多く寄せられております。現在、町から奨励金交付の認定を受け、古紙等集団回収を実施している団体は、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校及び吉田中学校のPTAと住吉区子ども会育成連合会の5団体がありますが、平成18年度における古紙類回収実績は、年間延べ9回、913トン余りとなりました。

しかしながら、町民の皆様の中には、資源回収を知らない方や小学校児童や中学校生徒のいない隣組では資源回収そのものを実施しないところもあるように伺っております。

このような中、ごみの減量化とリサイクルの観点から、資源回収の回数を増やすなどの町民のニーズに対応する方策として、各自治会と協議した結果、新たに町内4カ所に拠点回収場所を設定することを御了解いただきましたので、現在は実施に向けての具体的な内容を検討しているところであります。

今後、実施方法など具体的な内容が決まりましたら町民の皆様方にお知らせさせていただきますので、その際には御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目の「吉田漁港の流木並びに土砂流入対策と漁業の振興策は」についてお答えします。

「大井川上流の森や河川の流域から吉田海岸や海域に流れ出る流木被害は、我が町の漁業者にとっては深刻な問題である。大井川に横たわる倒木を大雨により海に流れ出る前に処分することも有効な対策と考えるが、流木対策の現状と今後について」であります。議員の言われますとおり、集中豪雨や台風による大雨で大井川が増水するたびに、流木が大井川から駿河湾に流れ出て、川尻海岸や住吉海岸に漂着しております。

本年度では、7月14日、15日の台風4号と9月6、7日の台風9号による大雨で、大量の流木が漂着し、漁業者もその対策に大変苦労したということは事実でございます。

当町は、流木処理についての要望活動の一環として、静岡県御前崎土木事務所に対しまして、現状の視察と対処の方策等の検討を強く申し入れました。御前崎土木事務所は、現状を視察するとともに、国土交通省に対する災害関連復旧事業の申請を決断し、申請した結果、国土交通省において災害関連復旧事業の対象先としての箇所づけがなされ、流木処理が実施されることとなりました。

実施場所は、吉田町の漁港区域を除いた川尻海岸を対象に、延長1,690メートル、幅平均11メートル、漂着流木3,120立方メートルを処理していただけることとなりました。工期は、本年10月1日から来年2月15日となっております。

処理方法は、流木をチップ材として再利用するため、破砕機により破砕処理するとともに、流木以外のゴミについても分別収集し、処理することとなっております。

また、ボランティア活動として、毎年、自治会や壮年会により、住吉海岸の流木やごみの回収などを行っていただいております。

加えて、大井川改修促進期成同盟会は、河道内の中州や樹木が増水時に流水方向を変化させ、護岸洗掘や削り取られた樹木による流木を発生させることから、引き続き河道内の維持管理についての要望活動を行っているところでございます。

国土交通省が作成いたしました河川整備に関する平成20年度からの10カ年の中期計画における主要プロジェクトの一つとして、大井川の河道内の維持管理について、中流域から下流域までの河道内の樹木伐採事業を実施する計画となっております。

大井川に流入する上流部の中小の河川から、大雨時に流れ出る流木を未然に防止する方策としては、中小河川の流域に山林を所有する地域の人々などが、倒木が生じないように山林の適切な管理を充実していただくことが肝要であると思っております。大井川の最下流の町吉田町としましては、上流部の市町への流木の防止に関する協力と国・県への要望活動を今後とも実施してまいりたいと考えております。

次に、「毎年、港内浚渫事業の実施により漁港内に堆積した土砂を除去しているが、浚渫時期と浚渫量について、漁船操業の実情と海域保護の見地から見直す考えはないか」についてであります。吉田漁港の浚渫工事につきましては、湯日川及び大幡川から流入する土砂や海から流入する土砂で泊地や航路に土砂が堆積するため、この土砂を取り除くことで船舶の航行の安全性の確保と漁業活動の安全かつ円滑な推進を図っているところでございます。

昭和35年ごろから浚渫工事を継続して実施しておりますが、本年度につきましても、海から流入する土砂の防御対策として、港口部を5,600平方メートルの面積でマイナス5メートルまで掘り下げ、その場所に流入する土砂をため、漁港内への流入を防ぐための浚渫を実施するとともに、岸壁の補修工事に伴う泊地浚渫と船舶の安全な航行を確保するための航路浚渫の実施を予定しております。

また、取り除く土砂につきましては、海洋汚染防止法に基づき、水底土砂の有害成分等を分析・検定し、その結果が基準値以下の場合には漁港区域内に養浜土として利用することとしております。

浚渫工事の実施時期であります。実際に工事に入ると、係留している漁船の移動が余儀なくされたり、船舶の航行など操業に影響を及ぼすため、吉田町漁業協同組合と協議の上、禁漁の時期を見計らって実施することが適当であると判断し、その時期に実施することとしております。

また、浚渫量や浚渫場所につきましても、補助事業により計画されたものを除き、吉田町漁業協同組合の要望に応じ、場所を決定し、予算の範囲内で実施しているところであります。

いずれにしましても、安全な漁業活動を確保するために浚渫工事は必要でありますので、今後も吉田町漁業協同組合と協議を重ねながら、継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、「本年3月議会において、議会産業建設委員会より町長へ、新たなる産業の創出について提言をさせていただいた。『魚不足の時代が来る』と築地魚市場社長の鈴木氏が静岡新聞『窓辺』で警鐘を鳴らし3年が経過している。地場産業を活性化するため養殖技術の特許を取得する地方自治体もある中、我が町でも長期的展望に立ち、地域資源を有効活用した新たなる産業の創出について調査費を計上する考えを伺う」についてであります。平成17年第2回吉田町議会定例会におきまして、産業建設常任委員会の調査事項として議決された「都市整備と産業観光振興に関する調査」については、本年3月議会におきまして、「町有地の有効活用を視野に、陸上養殖事業に関心のある大手企業を探し誘致するなど、我が町の

活性化と発展がなされるよう当局へ要望する。」また、「企業誘致を進めるためには、我が町に陸上養殖に適した豊富な水資源があることを示す必要があるため、地下海水等に関する調査費を予算化するよう当局に要望する。」との内容の新たな産業の創出に関する御提言をいただきました。

当町は、南アルプスから流れ出る大井川の伏流水に恵まれ、昔から沿岸漁業が栄え、またその豊富な地下水を求めて企業等も進出してきたところであります。町の将来に向けての新たな産業を創出するために、町の財産である豊富な地下水資源を利活用する方策を立てることが大事であることは十分認識しているところでありますが、地下資源がどのような産業に適したものであるかを見きわめることが第一義と受けとめておりますので、その調査項目、調査方法等の具体的内容についての検討結果を踏まえて調査費の予算計上を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、現在、町には産業委員会が設置され、産業に関する振興計画の樹立及びその実施に関すること、各産業の経営安定化及び技術の改良と合理化に関すること、各産業の育成指導に関することなどを審議することとしており、産業の現状と課題について話し合うとともに、情報交換の場として開催されておりますので、この産業委員会の審議内容を施策に反映させていくことが大切でありますので、議員におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 答弁を伺ったところで幾つか再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、一般廃棄物の処理、拠点回収のことについて、ごみステーションのことについてお答えをいただきました。

御承知のとおり、今、吉田町は人口が増えておりまして、集合住宅、アパートもあちらこちらにできております。そうした集合住宅に住む新しい住民の方がこの吉田町の方式できちんと正しくごみを出せるかという問題でありますけれども、町といたしましては隣組の組長さんに隣組のステーションを使うように指導しているという答弁だったかと思いますが、集合住宅の管理者といいますか、業者の方に町はどのようにごみの出し方について説明をしているのか、課長に伺いたいと思います。管理会社へのごみステーションの指導ということについて、町民課長、御答弁お願いしたいですけれども。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

ごみのステーションにつきましては、先ほども町長の方からも答弁させてもらったとおり、おおむね10軒程度の軒数がまとまればステーションができるということでございますので、事業者につきましては、主に建築確認を申請する際に、町がこのステーション方式を採用していることとか、あるいは分別の仕方等についての御説明をさせていただいております。そういうことから、建築の際におおむねステーションを盛り込んだ計画になっております。中には、軒数的に少ないようなこともございますので、そういったところにつきましては、あらかじめ地元の組織、これは隣組等になるんですが、と話し合った上で出すようにということをお願いしています。

したがいまして、転入者には、管理会社がといいますか、業者が設置した場所、あるいはあらかじめ管理会社の方から地元の方と協議した結果決められた場所に出すというようなお願いといいますか、指導をしております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） そうした集合住宅に住む住民と地域住民との間で、ごみの出し方に

ついて、あるいはステーションの利用についてトラブルになっているケースがありますけれども、管理会社に対して役場はどのような対応をされていますか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

先ほども申し上げましたように、あらかじめ管理会社の方が指定した場所があったり、あるいは、ない場合については事前に最寄りの組織と相談をした上で出すようにという指導をしておりますので、仮にそれができなかった場合といいますか、若干トラブルが発生したような場合については、直接私どもの方から管理会社の方に連絡をとって、ごみ出しがスムーズにいきますようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） そうしますと、一部管理会社で、町はその管理会社に対して、隣組のステーションをもし指定する場合は当然管理会社からその隣組の組織の代表の方にそこで了解というか、申し出というような、そこでの確認が必要になるかと思っておりますけれども、それがきちんとされているかどうか、されていないから、そこで住民と地域の隣組の住民とのトラブルにこう発展していくというふうに考えられますが、役場の方で、その管理会社が指定したそのステーションというところで、きちんとその管理会社に対して、隣組の住民の代表者の方に話はされているのかというのも確認はされていますか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

すべてにおいて確認をしているというわけではございませんけれども、おおむね先ほど言いましたように、新たな集合住宅が建設される場合については、戸数的なこともございまして、既にステーションが設置されているケースが多うございます。それ以外の場合につきましては、こちらにそういった問題提起といいますか、苦情等が寄せられた時点ではその管理会社についてそういうお話をさせてもらいますけれども、一部を除きまして、余りそういった問題が発生しているというようには伺っておりません。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 先ほど、一番最初の答弁の中で、隣組に加入しているか、加入していないかという話も出されましたけれども、町の考えというのは、組長さんに対しては、加入されていない人でも許可してほしいということをお願いしている。それは当然町民の責務という範囲の中で理解を求めるとお願いをされているという、そういう答弁ありましたけれども、そのところがやはり理解が進んでいませんね。そういうこともあって、地域住民に対しては、今後どのようにこの理解を深め、ここの今の、先ほどの答弁の部分の、つまり加入されていない人も許可してほしい、それは町民の責務でもあるからというところの部分を地域住民の方々に対してどのように理解を求めていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

転入とか転居の際につきましては、町の方に、窓口の方においでいただきますので、それにつきましては、その際にお話をしております。

当然、ごみを出すということについては、隣組に加入する、しないいかにかわらず、これ当然必要となりますので、その管理組織である、おおむね組長さんになろうかと思っておりますけれども、そちらの方にお話をしてもらって、なるべくいい方法をとってもらいたいと。仮に、その組にちょっと出せないような状況があれば、付近のステーションの中でちょっと探していただきたいというお話はさせてもらっています。

ただ、今のケースではおおむねそういったことで、特段これとって問題があるというふうには聞いておらなかったわけでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 今はほとんどそういった問題は起こっていないということでありますけれども、やはりこれからトラブルが起こらないということは言えませんので、ここの基本的な考え方という部分で、ステーションの利用に関しては、10軒以内の収集方式で、そこは隣組に加入されていない人でもそのステーションに出せるということ。それから、公衆の衛生面の保持のためにも、それは町民が課されている、やらなければならないことだよというようなやはり意識を持つべきだというふうに思っていて、それは町民任せ、管理会社任せにするのではなく、やはり役場の考えをきちんと住民に知らせて、それを浸透させるという、そこが大事だというふうに思いますので、その辺の今後の啓発をどういうふうにしていくのか、その機会はどのようにして得ていくのかということをお答え聞きたかったんですけども、ちょっとそれがなかったので、もう一度お答え願います。

○議長（吉永満榮君） 答弁願います。

町民課長。

○町民課長（大石修司君） 窓口におきましてといいますか、当課におきましては、今議員のおっしゃったような説明をもう十分させてもらうつもりでいますし、また機会があれば、広報等を使いまして、そういうようなお知らせをしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 隣組のことに関係していますので、これは当然、自治会にも関係をしていることですので、私、総務課長にお伺いというよりは求めていきたいと思うんですけれども、やはりここの認識とか理解とかがまちまちでいるので、トラブルに発展をするケースが出てくると思いますので、総務課として、自治会の組織の中でこのようなごみの出し方について、ステーションの利用についての基本的な考え方というのをいま一度周知徹底をしていただければというふうに思います。そのことについて答弁をお願いしたいのと、それから、そもそもステーションのトラブルになるというのは、隣組の住民がお金を出し合ってステーションを設置している。それから、当然修理とかの関係の維持費も住民の負担という、その住民の浄財で成り立っているという部分があって、そこにやはり負担金の発生するという、そういう事情もありますけれども、そうしたことについても、例えば、ほかの自治体ではごみステーションを設置するとき一部助成金を出しているというところもあります。もしかしたらそれは、そういう出せない人がいないようにするために助成金出しているのかなというふうに考えますけれども、その点の我が町の考え方というのはどうなのか。それは、どの課長に答えていただければいいかわかりませんが、その2つのことについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） それぞれ御答弁をお願いします。

総務課長から。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 自治会への周知徹底はどのように考えているかという御質問であります。

御承知のように、各自治会というのは、今まで長きにわたって地域の住民の方々がそれなりの協調性をもって運営されている自治体ということでは御承知のことですので、その自治体の関係をどう行政が立ち入って云々することは避けたいと思います。

ただ、先ほど町民課長より話しあったように、ある一定のルール、ある一定の町からお願いする事項につきましては、町民課ともども自治会の方へお願いするなり、このように町

は考えていると、周知徹底は図る関係はやぶさかではありませんので、そのような点で対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、お願いします。

○町民課長（大石修司君） ステーションの補助につきましてお答えします。

ステーションにつきましては、先ほど来からお話が出ていますように、おおむね10戸以上ということでステーションの設置がうたわれているわけですが、実際問題としまして、もう少し大きな組織、例えば50軒とか、30軒とか、その程度の組織であってもステーションが1つという箇所もございます。こういったところにつきましては、先ほど議員のおっしゃったように、その組織が自主的にお金を出し合って、下地はこれ官地の場合もございましたけれども、少なくとも上物につきましては皆さんがお金を出し合ってつくっていただいたというケースがございます。

以前もそういった補助金のお話を聞いたような記憶がございますけれども、既にそういった自分たちの組織でお金を出し合ってつくっているところもございますので、公平性といいますか、平等性といいますか、そういった観点からもいかなものかということで、これまでににつきましては、補助金を出すというような考えは町として持っておりませんでした。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 補助金については、やっぱり現状の、いろいろな多様な住民も出てきていることから、いま一度検討していただきたいというふうに思いますので、それはお願いしたいと思います。

それから次、新聞・雑誌・雑紙の拠点回収についてですけれども、ここについて、4自治会で拠点回収の準備が進んでいるということでありました。

この4自治会での拠点回収の機会がふえるということは、住民にとっては新聞出せる機会もできるということで、これは進めてほしいと思いますけれども、こうしたことをやる場合に課題がこう出てくると思いますね。自治会で新聞を回収する新しい取り組みになりますので、町民課としてどんなリスクというか、問題が出てくるのかということを考えているのか、それに対してどのような対応の仕方を考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、それ以上に効果もあるわけですので、その効果というのをどのように期待しているのかお願いします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

まず、リスクというお話でございますけれども、これは、今まで拠点回収につきましてはやっておらないということもございまして、先ほども町長の答弁の中で申し上げたところでございますけれども、各自治会の御理解を得てということで始めさせていただくと。これ前後になるかと思っておりますけれども、効果を含めまして、非常にごみの量が多くなっている、その減量化についても考えなくてはならないということと、それから、リサイクルもこれ進めていかないといけないと。さらに、この辺リユースを含めて3Rですか、こちらも推進して、循環型社会の形成ということは当然意識しないといけないかなというふうに考えています。

資源回収の回数につきましては、先ほど言いましたように、小・中学校で行っているのと住吉の育成会で行っているケースありますけれども、住民の方からしますと非常に少ないということで、そういった資源回収の回数を増やしてほしいとか、あるいは拠点回収の場所を増やしてほしいというような御要望がございまして、そういったことを踏まえた中で、町としまして第一弾ではございますけれども、新聞に限った形で今回やらせてもらうことになりました。

これにつきましては、各自治会にその拠点場所を置くわけでございますけれども、これ新

聞紙等でございますので、雨にぬれた場合が非常に困ります。したがって、これ屋内を想定しています。そうしますと、やはりスペースの問題もございましたり、管理の問題もございましたので、余りいろんな品目というわけにはいかないかなということもございまして、当面は新聞紙で対応していくということで考えています。

先ほど言いましたごみの減量化、それからリサイクル等が進んで、さらに従来、聞いたところによりますと、可燃ごみの中に新聞紙等を機会がないということで一緒に出しているというようなケースも聞いておりますので、そういったことから、ごみの減量化、ひいてはごみ処理費の削減ということにもつながっていくんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） ただいま課長の方からも答弁の中にありましたけれども、今後、雑紙の回収について、これはどのように進めていく考えなのかお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

雑紙につきまして、先ほど議員の方からもお話ありまして、近隣の市町村の中でもやっているというふうには聞いております。

ただ、先ほど言いましたように、今回第1回目、第一弾ということで、新聞紙だけに限定をさせてもらっておりますけれども、この実施した内容をまた評価なり検証した上で、当然見直しとか改善する余地があれば進めていくという考えを持っておりますので、そういった中で今言った雑紙についても検討させてもらいたいというふうに考えています。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 続きまして、吉田漁港の流木、土砂流入対策と漁業の振興策について再質問をしたいと思います。

1点目ですけれども、流木のことに關しては、今、県の方の事業が始まっているということでありました。流木が海に流れ出るのを防ぐのが1つ、それから流れ出ない対策を講じること、それから流れ出てしまったら、その流れ出た流木、沈木をどういうふうにするかという、その対策の問題と2つこうあると思うんですけれども、流木が流れ出ない対策としたら、安倍川の取り組みとか、先進的にやっていたので、それに対して、じゃ大井川の取り組みはどうかというふうに思っていたわけです。

御答弁の中で、平成20年度から10カ年計画で大井川の中・下流に生えている木の伐採計画があるということでしたけれども、これは、具体的にその予算とか量とか、計画がはっきり決まっているのでしょうか。担当課長にお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） どなたが答弁を。

都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 今後10年間の中につきましては、国土交通省の方で今現在、計画を組んでいるところございまして、ただ予算的なもの、それから量的なものにつきましては、まだ計画的には聞いておりません。

これにつきましては、ことしも、昨年も、ずっと、現在もやっております。ことしは新幹線の上流、昨年につきましては新幹線下流、それから2、3年前だと思っておりますが、富士見橋の下流の方を実際に河道内の倒木等も処理をやってもらっております。これは引き続き向こう10年間もお願いしたいということで、町長を先頭にして、いわゆる大井川の話の中のたびに要望している事業でございます。今後も改めて今後10年間も河道内の伐採につきまして要望するというところございまして、多分、国土交通省の方もそれによりまして計画するというふうに聞いております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 海に沈んだ木の被害がとても深刻な問題になっています。これは産業課長に答弁求めたいと思いますけれども、その救済、支援の手だてというのがないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

沈木等によりまして、操業いたしました網が傷むということで、その救済方法はないかということですが、現時点ではそのようなことはありません。

ただ、漁港内の流木等、ごみ等が入ってきた場合につきましての補助としましては、漁港関係の保全対策事業の補助金ということで毎年50万円の補助金を出しております、その中で対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） このまま流木の量が進み、対策がおくれた場合、漁業者の被害というのが、すぐには解消するどころか、場合によってはもっと深刻になるのではないかというふうに考えます。

漂着流木に対しては、国庫補助事業とか、県の単独事業とか、あと流木等処理事業で市町村が一般廃棄物として処理をするという事業もあるというふうに調べましたけれども、今後、至急検討していただきたいのは、やっぱり実態に即して対策をとってもらいたいというふうに考えます。その点いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） どなたが答弁できますか。

○13番（大塚邦子君） まず、課長にその考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 過去に、吉田町におきましては、町単独事業におきまして、漁港区域内におきまして、平成10年度、14年度、16年度ですね、3カ年実施した経緯がございます。その中では、町単とということで、金額としては3カ年で950万円弱という形で単費での対応を図ってきたところであります。

また、補助につきましては、平成13年度に災害関連の緊急大規模漂着流木等処理対策事業ということで、金額として460万円弱の国庫をいただきまして対応を図ってきたところでありますけれども、漁港区域というものは、先ほど言いましたように、一番流れ着くところでありまして、原因者が上流といいますか、そういう中でありますものですから、その都度、台風等で漁港の中が汚れた場合に、やっぴりすぐまた来る可能性もあるという形の中、対応が大変苦慮するところでありますと、ただ、その状況に応じまして単費での計上等も考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 浚渫ですけれども、1年に1回、禁漁のときということで工事がなされています。次年度の工事を待たずに、土砂が堆積しています。それが漁に支障が来ているので、そういった1年待てない場合は、間にどのような対策を講じるということが手だてとしてはあるのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

浚渫につきましては、本年度実施いたします東防波堤の航行部につきまして、先ほど答弁で言いましたように、マイナス5メートルのこの辺の浚渫しておりますが、深みをつくりまして、外からの漂砂のたまりをつくりたいという考えをしておりますので、その辺で御理解いただきたいと思っておりますけれども、今までも禁漁期というときと言っておりますけれども、組合と業者と要望が町の方へ来まして時期等を早めたという経緯もございまして、その辺

もあわせて協議して進めていきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） その点、くれぐれもよろしくお願いをしたいと思います。

最後になるかと思えますけれども、新たなる産業の創出について調査費を計上する考えについて、町長の答弁の中から、今後、地下資源というものがどのように役立つのかという、意義があるということで、予算計上の方、検討していただけるということでありましたけれども、やっぱり漁業者の中にも、当然、問題意識を持つ方々がおられます。町民参加で調査をしていくようにしていったらどうかというふうに考えまして、これはぜひとも我が町の活性化のためにも、それから足腰の強い自治体にしていくためにも、新たなる産業の創出、必要だと思いますが、町長からその点の考え方、調査費を計上していただけるかというところでお答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 答弁でもお答えしましたとおり、調査費は計上いたします。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 今、質問をさせていただいた流木の問題にしろ、それから土砂の問題にしろ、湯日川と大幡川から土砂流入していると答弁ありましたけれども、天竜川水系の方からも流れて海に入ってくるという、これは漁業者にはどうしようもない問題で、漁業者は真綿で首を絞められている状態と嘆いております。

漁協の自主財源も大変、漁獲高に応じた手数料収入ということで限りがありますので、今後、町長に求めたいのは、そうした第一次産業をどうして守っていくかということですので、その点、考え方お聞きして終わりたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 漁業は、この町にとりまして重要な産業でございます。従事者もたくさんおられます。そういう意味におきまして、今後この町の漁業というものがどういう展開をするか、その際の基礎データとして地下水資源等につきまして調査費を計上し、調査をしたいと思えます。

当然のことながら、このプロジェクトに関しては、漁業者の皆様の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○13番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で13番、大塚邦子君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 八 木 栄 君

○議長（吉永満榮君） 引き続き、一般質問を行います。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。

私は、平成19年第4回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、環境汚染防止対策について質問をさせていただきます。

私たちが日々の暮らしの中で安全で安心な生活を送るために、また健康で長生きをしていくために欠かせないものの一つとして、快適な生活環境が挙げられます。

町内における環境の状態は、今現在いかなるもののでしょうか。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音・振動、地盤沈下の典型7公害だけでなく、ぜんそくの原因となる雑草の繁茂、不法投棄や野焼きなどによる環境汚染が心配されるところです。

静岡県においては、静岡県生活環境の保全等に関する条例が施行されており、第1条の目的から第128条の罰則までが定められています。

私たちの吉田町では、平成18年度に第4次吉田町総合計画がスタートしました。この計画は、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」を将来都市像として、住民一人一人が知恵を出し合い、自分たちの町の将来を考えることができる環境を整備しながら地域住民と連携し、その実現を目指して邁進していくという、町民として将来に大きな期待が持てる計画であると思います。

1番目の質問ですが、スタートから1年半が経過したこの総合計画の中で、基本計画第2章、生活環境、環境汚染防止対策の目標として掲げられた環境基本条例の制定を検討するについては、住民、事業者、行政がどのように連携し、今現在どのような形で進んでいるのか、結果とあわせて進捗状況をお伺いします。

2番目の質問ですが、現在、公害防止のために、任意で町と事業者との間に公害防止協定を締結しているとのことですが、このような業者は町内に何社か存在すると思われます。大手企業の中にあつては、環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得し、会社として目標を定め、環境管理に取り組んでいる企業もあるようですが、この協定書締結事業所への立入検査の実施や監視、また協定書の内容がきちんと守られているかの調査はどのように行われているのか、その結果についてもお尋ねします。

これについても、総合計画の中で、環境汚染防止対策の目標として、「環境汚染を防止し、住みよい環境をつくるため、事業者への指導と監視体制の強化に努めます」と掲げてあります。

3番目の質問ですが、川尻の産業廃棄物処理業者についてお聞きします。

最初に断っておきますが、私は、個人的にもこの業者に対して何ら特別な感情を持っているわけではありません。このような迷惑施設と思われる施設は、どこでも嫌われがちです。しかし、今の社会にはなくてはならない施設であると認識しています。

しかしながら、この施設に対する苦情はかなりあります。ことしの5月の連休中のことですが、旭テクノグラスの野球場にて学童の野球大会が開催され、試合中に、近くにあるこの産廃処理施設の煙突から噴き出る煙がグラウンドへ向かって舞いおり、子供や父兄がおおよそ四、五十人いた中で、五、六人が気分が悪いと訴え出ました。このほかにも気分を悪くした人がいたようですが、みずから訴え出た人は五、六人だと聞いています。これは、5月6日日曜日のことであつたと伺っています。一応、役場には連絡を入れたとのことですが。連休中は、吉田公園にも大勢の家族連れが訪れ、大変なにぎわいを見せているわけですが、風向きによっては楽しい時間を過ごしている皆さんのところへ煙が舞いおりてくるのかと思うと、がっかりというか、とても嫌な気持ちになります。また、これより反対向きの風が吹いたならば、小さな子供が通う幼稚園や高齢者が入居している施設へ煙が向かっていくことになります。

町においては、町民が健康で長生きできる、また吉田町に住んでよかったと思えるように数々の事業を実施しているわけですが、このように健康を脅かす施設が存在するのは事実で

あります。これでは、町で実施している事業も、体調不良になってからでは参加することが難しくなると思います。体の不調を訴える前に何とかしなければならないと思います。だれもが健康で毎日を送りたいと、そう願っているはずです。

協定書によれば、日曜日は操業しないが、祝祭日及び土曜日は午前8時から午後5時まで操業し、平日は午前8時から午後8時までの操業となっています。したがって、5月の連休中であっても、日曜日以外は、日中は煙突から煙が出ているわけです。

また、この施設は、過去において3度火災が発生した事実があります。そのうちの1つは、早朝の火災であります。時間は6時45分ころで、建物全焼火災でありました。私も、消防団に所属しておりましたので、会社への出勤前に消火活動へ出動した記憶があります。

操業時間についてであります。私が仕事へ出かける時間、早朝8時前にもかかわらず、煙がもくもくと上がっていることが何度かありました。先週の土曜日、12月8日は、朝7時40分にはもう煙が出ていました。昨年1月においては、私が確認できた朝8時前の煙の噴出は、4日ありました。

このようなことから、幾つか質問させていただきます。

1、煙突から噴出しているものは、私は今までの話の中で「煙」と言っていますが、煙ではなく水蒸気であると過去に伺っていますが、当局としてはどのようにとらえているのか。また、調査をしたことがあるのかお伺いします。

2、この施設は、当初、養鰻池の加温施設であり、養鰻を商いとしなくなったら即刻施設を撤去すると地元の住民との約束があると吉田議会だより創刊号、平成8年5月発行に記載してありますが、当局はどのようにとらえているのか。また、ウナギの出荷の実績を確認しているのか。

3、この業者と締結している公害防止協定の内容をどのように調査しているのか。また、その結果はどのようなのか。それについて、どのように指導しているのか伺います。

4、この協定書の有効期限や内容の見直しについてはどのようになっているのか。

5、施設の改善については、指導はしないのか。

以上の質問について御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「環境汚染防止対策について」お答えします。

まず、1点目の「平成18年度からスタートした『第4次吉田町総合計画』から1年半が経過しました。この中で、『環境基本条例の制定を検討する』と記してありますが、住民・事業所・行政とどのように連携し、今現在、どのような形で進んでいるのか、結果とあわせて進捗状況をお伺いします」についてお答えします。

環境基本条例は、環境基本法第36条で、「地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする」と定めており、市町村では、環境政策を総合的に実施していくために、近年、環境基本条例及び環境基本計画を定める団体が増加する傾向にあります。

静岡県におきましては、平成8年に「静岡県環境基本条例」を制定し、市町村の責務として、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施することを掲げております。

当町においては、すばらしい環境を守り育て、将来の世代に継承していくために、従来の公害や廃棄物問題のみならず、各般にわたる環境の保全と創造に関する総合的、計画的な施策を推進していくことが重要だと考え、第4次総合計画の中に環境基本条例の制定について記述したものであります。

環境基本条例を制定するためには、まず第1に、過去から現在に至るまでの当町の環境に関する情報を収集し、そこから当町の環境に関する「強み」「弱み」を抽出する必要があります。

また、環境基本条例に盛り込まれる分野は、自然的環境から社会的環境まで多岐にわたるため、このデータ収集が条例を地域に適合したものとするための重要なポイントになります。

このため、現在はデータ収集と分析を行っているところであり、この後に、環境基本条例に定めるべき事項など、条例の骨子を住民の皆様方の御意見を取り入れながら形づくっていくこととなります。

したがって、条例の制定後には、実際に環境を保全していくための具体的な施策を「環境基本計画」として策定し、実施していくこととなります。環境基本条例や環境基本計画が将来の吉田町にとってより有効なものとなるよう、制定に当たっては慎重に作業を進めているところであります。

2点目の、「現在、公害防止のため、任意で町と事業者との間に公害防止協定を締結しているとのことですが、この協定書締結事業所への立入検査の実施・監視、また協定書の内容が守られているかの調査は、どのような内容で行われているのか、その結果についてお尋ねします」についてお答えします。

公害防止協定書につきましては、静岡県生活環境の保全等に関する条例第3条第3項において、「事業者は、工場又は事業場を新設し、又は増設する場合は、生活環境の保全等に関し、県又は市町村と協定を締結するように努めなければならない」と明記されており、事業者の努力義務として県または市町村との間に公害防止協定を締結することとしており、当町でも現時点で60事業場との間に協定を締結しているところであります。

その協定の内容につきましては、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭、土壌汚染等の公害防止のための指針を盛り込んであります。例えば、水質汚濁で申しますと、BODの排出上限値何ミリグラム／リットルといった数値的な上限・下限値を定めることを主眼としております。

それでは、「その内容が遵守されているか」についてですが、先ほど申し上げました協定の内容のうち、水質汚濁や大気汚染というものにはそれぞれ個別法が存在し、その中に実施方法や監視方法も規定されているため、これに準ずる形での立ち入りを行っており、監督権限を有する静岡県でも、同様に年1回の立入検査を実施しているという報告を受けております。

具体的な実施方法について例を挙げますと、水質汚濁では、協定締結事業場のうち、その排水の環境への負荷が大きいと考えられる事業場を選定し、年に1回、環境調査分析業務委託事業の中で計量事業者による水質の測定を実施し、また騒音及び振動、悪臭につきましては、それぞれ個別法の趣旨を「生活環境の保全」としており、その特性から影響範囲は大きくないことから、町民の方々から苦情が寄せられた事業場に対して立ち入りといった形で実施しております。

そこで得られた結果につきましては、協定書と比較し、すべての立ち入り事業場には結果の送付、また協定違反事業場に対しましては是正の要請と可能な限りの技術的指導をしているところであります。

昨年の立ち入り結果を申し上げますと、水質汚濁が協定締結事業場以外の10事業場を含む21事業場にて立入検査及び調査を実施し、協定値超過が1件、大気汚染が1事業場に2度立入検査を実施し、協定値超過が1件ございました。

また、参考までに県が実施した立ち入り検査の結果を申し上げますと、水質汚濁が23件中、基準値超過なし、大気汚染が3件中、基準値違反なしでございました。

公害の防止につきましては、まず未然防止策を講じ、万一発生した場合は迅速な対応を講

ずるべく、今後とも計画的な調査、対応マニュアルの運用を行ってまいり所存でございます。

3点目の「川尻の産業廃棄物処理業者について」お答えします。

最初の「煙突から噴き出しているものは煙ではなく、水蒸気であると過去に伺っているが、当局としてはどのように考えるか。また、調査したことがあるのか」についてであります。まず「煙の成分」についてですが、町といたしましても、当該業者に公害防止協定書に基づく立ち入りを実施しており、得られた結果を見ますと、煙は燃焼ガスと水蒸気でありましたが、そのうち約30%が水分であり、残りの70%のうち、ほとんどは窒素であるとの結果が得られております。

しかしながら、立ち入り時に採取する煙は、多く出ている煙のうちの一部にしかすぎないこともありますから、今後も継続して調査を実施し、状況に応じて指導してまいりたいと考えております。

次に、「この施設は、当初、養鰻池の加温施設であり、養鰻をやめたらこの施設もやめると過去の議会だよりに記載してあるが、当局はどうとらえているのか。また、鰻の出荷の実績を確認しているのか」についてであります。この施設は、養鰻池の加温施設として届け出をされたもので、鰻の養殖については現在も継続していると聞いておりますので、施設を中止するという事にはなっておりません。

また、鰻は、自家消費が主なものと伺っておりますので、出荷の状況についての確認はしておりません。

次に、「この業者と締結している公害防止協定書の内容をどのように調査しているのか。その結果はどうか。また、その指導はどのように行っているのか」についてですが、1点目の御質問の答弁の中でも申しましたが、大気汚染等の公害には、それぞれ個別法が存在し、その中に実施方法や監視方法も規定されているため、これに準ずる形での立ち入りを行っております。

当該事業場の大気汚染に係る立入検査結果につきましては、直近5年間を見ましても、“すす”などを主な成分とする“ばいじん濃度”や窒素酸化物濃度、硫黄酸化物排出量、塩化水素濃度について、施設工事を行い、稼働が不安定であった昨年12月につきましては、規制値基準はクリアしていたものの、若干の協定値超過が見られましたが、平常どおり稼働した状態において排出基準値及び協定値をともに下回っております。

昨年12月の結果を受けての町の対応といたしましては、「施設整備工事を早期に完了させ、通常の稼働状態にすること」との指導を実施したところであります。

煙に関する苦情につきましては、住民の皆様方から風向き等の影響により、引き続き寄せられておりますので、今後も必要に応じて技術的指導を関係機関に要請するなど、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、「この協定書の有効期限や内容の見直しについてはどのようになっているのか」についてですが、平成4年10月7日に締結され、平成9年12月2日に全部改正をされました協定書には有効期間は特に明記してありませんので、当該事業場において産業廃棄物の中間処理である焼却行為が続いている間は、期限を設けることなく、この協定書は有効であり、協定による効果も継続するべきものであると考えております。

また、内容の見直しにつきましては、町と事業場、さらには地域の意見として川尻自治会も協議に加わるものとされておりますので、地域からの要望などを踏まえた中で、必要に応じて見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「施設の改善については指導はしないのか」についてですが、現在、当該事業者は、排出ガスの処理装置の1つである「バグフィルター」の設置作業を進めているとのこと。これは、家庭用の電気掃除機のように、排ガスがバグフィルター内に装着された“ろ布”を通過するときに、排ガス中のダスト成分が“ろ布”表面に堆積されて集じんを行うもので、

排ガス中のばいじん濃度のさらなる低下が期待されます。

町としましては、このような排出ガスによる環境負荷を低減させる技術の導入や施設の設置について、関係機関と連携し、可能な限り情報提供及び導入を要望してまいりたいと考えております。

議員におかれましても、このような事情をお組み取りいただきまして、御理解、御協力を賜りたいと存じます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。

御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、この川尻の産業廃棄物処理業者に対しての苦情というものが先ほど答弁の中であったということですが、どれくらいの、風向きによってあるところとないところということがあります。大体年間にどれくらいの件数で、割合であるということかお教え願います。

苦情の連絡というんですか、電話というんですか、そういうものが、役場に対しての苦情の問い合わせが何件くらいあるのかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 答弁は。

町民課長、お願いします。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

今の御質問のこの事業所につきましては、年によっても若干違いますけれども、年間10件内外というふうに記憶しています。

○10番（八木 栄君） わかりました。

次、この施設自体を改善して、周りの住民に迷惑がかからないように、そういう施設としての経営をしていただくということは望むところですが、施設の改善というと、結局、投資というものもかかると思います。

しかし、あくまでも商売でやっているという言い方ちょっとあれかもしれませんが、お金をもらってやっている、運営をしていると思いますもんですから、事業を行うには設備投資というものがかかると思います。

今後、ただいまの話でバグフィルターということがありましたが、それを進めているということがありましたが、おおよそどれくらいの期間で、目安として、その設備がなされるのか、当局としてその辺を伺っているかどうかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 議員がおっしゃっているのは時期のことでよろしいでしょうか。

○10番（八木 栄君） そうです。

○町民課長（大石修司君） 明確にいつまでということは伺っておりませんが、近いうちということ聞いております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ただいま近いうちということで答弁いただきましたが、この辺のことは、近隣の自治会といいますか、そういう方との話し合いということも行われると思いますけれども、そういう中で、近いうちというものがもう少しはっきりするめどが立つのかどうかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 近いうちをお願いします。

町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

何月ということでおっしゃっているのか、その辺、確実に何年何月ということちょっと

今申し上げることでできませんので、これは我々がやる、設置するということではございません、相手があることですので、はっきりとした年月、あるいは日ですか、年月日につきましてはちょっとこの場では申し上げることでできませんので、また詳細を聞いた上でお答えしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） すみません、手を挙げるのを忘れていましたけれども。

ある程度、その辺はいつごろにこう改善されるかというのが気になるところでありますものですから、とにかく今回私がこうして一般質問したことがあったということで、また業者の方へ連絡していただきまして、大体いつごろになるかという、その辺を伺っていただきまして、またわかり次第連絡をいただきたいと思います。

それから、続きまして、この業者は、敷地内に、道路沿いに建築中の建物のようなものがありまして、鉄骨で2階建てで屋根が乗っかっているわけですがけれども、何だかそれが中途半端な状態で終わってしまっていて、本来の建物であればちゃんとした申請が出してあって、完了検査も受けて、土木事務所の検査を受けて使用するということが常識であると思いますが、この辺のことで、その鉄骨の建物2階建てで、中には電気の受電のキュービクルというものが設置してありますが、これが合法であるかどうかということをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 私の方からちょっと答弁させていただきますが、建築確認を必要とする燃料用の管理の倉庫と煙突等は現地確認を出してあるというふうに聞いております。

それから、その後、16年4月現在でございますが、敷地内にある建物の建築物につきましては、その構造等から建築確認が不要な建物というふうに判断するというので県の方から聞いておりますので、報告させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

了解しました。

自分もそういう関係の仕事、建築の仕事をやっているものですから、大変気になりました。ですが、県の方が不要であるというなら、それに間違いはないと思います。

それから、あとはその敷地内の鰻が飼育されている池の上に鉄板のようなものを引いて、処分するための廃棄物ですか、そういうのを一時ストックしておく、そういう場所として池の上を使っているように見られます。だれが通っても見えるようになっていますけれども、それが結局、池、地目が池・沼なのかちょっと調べていないのでわかりませんが、池の上をそのような形で鉄板をこう足をつけて引いて、そこが資材の仮置き場に使っているということ自体も、それも見たところも何だか悪いし、その辺も合法かどうかということでちょっとお伺いしたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） この辺について。

都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 先ほども申しましたが、今現在と16年の当時、どのような形で変化しているかちょっとわかりませんが、16年4月当時につきましては、今と同じであれば建築確認必要という形の中で土木事務所の方が判断しているというふうに理解しておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

今言いました現在につきましても、議員さんの御指摘があったような形の中で、地元から問い合わせがある場合につきましては、その産業の方に説明を求めたり、現地の立ち入りも、確かめていただくような話を土木の方へさせていただくような形をとりたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今伺ったのは、さきの2階建ての建物の方は県の方で申請が要らない建物であるという判断をいただいたということで、先ほどはそういう話で了解しました。

今の質問は、養鰻池の上にごう仮設的な資材置き場がつくってあって、それが池として、その場所が池として見られているのか、それともちゃんとした資材置き場としての場所として見られているのか、その辺がはっきりわからないので、そういう使い方をして、池というと、池であって利用することもなかなかできないと思うんですけども、そういう上を利用していると。道路へついた河川なんかでいうと、橋を渡したりして、仮に自分のうちへ入りたときごう橋をつけたりすると、河川占用とかという形で、換地、要は借りる場合はそういうのを出して、お金を払っているわけですが、これ自分の土地なものですからそこまではないと思いますけれども、池というものの利用の仕方として、それが間違っていないかどうかということでお伺いしましたが、その辺いかがでしょうか。

これ税金の関係であれですか……

○議長（吉永満榮君） 御答弁をどこでお願いをしたらよろしいでしょうか。どこにもあるようなことだけれども。

○10番（八木 栄君） 町の見解を聞きたいわけで、別段どういうことかということ、自分がどうだからということじゃないですけども、見ていて、見た感じが、何ですかね、鰻を飼っている池の上にああいうものやってもどんなもんかなとも思いますものですから、その辺で。そういう使い方しても別に問題はないですよという話かどうかということですけども。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、これはどこで、担当は、ちょっと僕もお願いしたいけれども、わからない。

税務課長さん。

○税務課長（鈴木光雄君） 判断つきませんが、課税上は現況主義ということでございますので、池沼の状況でしたら池沼の、評価的には低いですけども、現況で判断をしておりますので、現況が活用されていけば、いろいろその宅地並みに取ると、そういう課税でございますので、今あそこがどうなっているか私はちょっとわかりません。

現況主義でやっております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

現況主義でいうと、池があって、水が多少入っていて、そのところへ足を立てて、その上へ鉄板を引いて、それで資材を置いていると。地目の池沼というのは、埋めたりすると、周りを1.5メートルだけ残して真ん中だけ埋めなさいと、それが池沼だよということで、全部埋めてしまうと池沼でなくなってしまうというのは、そういう税金の査定があるとそういうことがあると思いますけれども、そういう形から見たとき、あくまでも池沼でいいのか、それとも、その上を利用しているから違うのかということが判断はいかがなものでしょうか。

別に今ここでわからないことを伺っても仕方ないものですから、一回現場、見たことあると思いますけれども、もう一度見て、どのような状態になっているかで判断をして、また報告をいただければいいと思いますけれども、よろしくお願いします。

町長にお伺いしますが、第4次総合計画の中で、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」ということで掲げてありますけれども、町長としてこういう施設に対する考え方というのは、今特定な形で事業所を言ったわけですけども、これ御存じだと思いますけれども、町長としての考えをちょっとお伺いしたいと思いますけれども、いかがなものか。

のでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町長。

○町長（田村典彦君） 私の考えでございますけれども、普通一般として考えれば、ああいう施設というものはない方がいいのはこれは一番いいわけでございますけれども、しかしながら、法的な規制というものをクリアしているものであれば、またそれを許可したものは県でありますので、我々がどうのこうの言える問題ではございません。

ただ、言えることは、産業廃棄施設とすれば、よりきれいなものを排出してもらうような方向にさまざまな形での装置等が設置されるということ、またできるならば法的な問題もありますけれども、指導はし、また事業者としてもそのようなマナーを守ってもらえればありがたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

先ほど、自分の話の中で、作業時間が全然守られていないということで、これは自分が確かに見ているものですから事実であって、これからも何度か見て、写真でも撮っておけばいいかなと思っておりますけれども、そういう中で、協定書の中にちゃんと時間がうたってあるものですから、その辺のことで、それに対しての是正といいますか、一歩踏み込んで、事業所へ行ってちゃんと話をし、するというような、そういうことは考えてはおりませんか。

○議長（吉永満榮君） 町民課の方ですか。

町民課長。

○町民課長（大石修司君） これにつきましては、これまでもそういった指導をしております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

指導しても、なかなか直らないということが実情だと思います。協定書というもので任意でやっているものですから、そんな特別重いものでもないと思っておりますけれども、一応守られなかったときの罰則とかペナルティー、その辺のことは何か取り決めがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 罰則規定のお話ですが、これ自治法上、例えば協定書を締結して、その後に条例等で罰則規定を設けることがいいか悪いかというようなお話の中で、これは判例も出ていますけれども、ちょっと行き過ぎというような見解が出ています。

ですから、罰則規定を設けること自体がちょっと難しいかなと考えています。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

過去の議会だよりの中でも、協定書を守れなかったら即刻作業を停止してもらいたいというような、そういうことでもう書かれていますし、実際守れなかったら、協定書があってもないに等しいと思います。

火災も3度も起こしていて、そのうちの1件が早朝でということで、完全に朝早くからやっているなということで、平日は夜8時までということですが、夜なんか見ると、煙突の周辺が明々とうらやんでいるというんですかね、あそこは煙突があるなとわかるぐらいになっているものですから、本当に時間というんですか、守らなければいけないことは一応守ってもらって、それが周りの住民に対してもマナーだと思います。

それで、県の方とか保健所とかという絡みもあるものですから、一応そういう中で設備の改善をして、本当にみんなが安心して、ここにあってもしょうがないねというような感じの建物になっているのが一番ありがたいと思っておりますけれども、そういうような形で再度お

伺いますけれども、こういう話があったということで近々業者の方へお話ししに行つて、改善方法が、先ほどバグフィルターということでいつになるかわからないということでございましたが、その辺のことでもう少し煮詰めていただけるというようなことはできないものでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

先ほど罰則規定のところちょっと申し上げたんですが、別にうちの方から手をこまねいて何もしないというわけではございません。

ただ、これ何度も何度もお願いはしていますし、今後もそうしていくつもりでいます。

改善につきましても、先ほど言いましたように、時期ははっきり聞いておりませんが、それについて早期に改善するようなお願いをしますし、それから特に議員がおっしゃるように、焼却時間ですか、これにつきましてももう一度確認の意味といたしますか、向こうへ出向くなり、あるいは電話なりで改善につきまして指導していく予定です。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

先ほど町長からも考えを伺いました。自分も、こういうものは法的にちゃんと許可を受けてやっているということで、また書きかえのときにはそういうことで申請をしないと操業ができないということもあるものですから、そういうときを見計らって、また上手に協定書を見直したりしてやっていただきたいなとも思います。

できれば、町の首長は町長なものですから、それで本当に「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」ということをつくるためにも、できれば、我々も協力いたしますので、町長を先頭にこう改善をお願いするとかという、付近の人の苦情も年間約10件あるということなものですから、そういうことで一度伺ってお話をさせていただきたいなとも、要望になってしまいますが、その辺のことで、町長、どうでしょうか。そういう話で、町民の健康のために改善の方を進めてくださいというようなお話をさせていただきませんか。

○議長（吉永満榮君） 暫時お待ちください。今、検討中です。

町長。

○町長（田村典彦君） 実態をよくヒアリングした上で考えてみたいと思います。

また、議会の皆様も、産業建設常任委員会でございますので、さまざまなことあると思いますけれども、ぜひとも視察等をやっていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） ただいま町長からも言葉をいただきましたけれども、押しかけていくような形じゃなくて、できれば懇談会というんですか、それに対する話し合う場所を設けて、その中で業者を呼んだり、地域の人を呼んでいただきまして、我々も参加して、そういう中で環境に対してどのように進めていったらいいのかというような話し合いを持っていただいて、今後、近隣の方々が苦情が1件でも減るような、そういう形になっていくことを私は望んでいます。町としてもそういう方向で御尽力願いたいなと、要望になりますけれども、そういうことでお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす14日金曜日、午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願いいたします。

なお、先般も御連絡いただきましたが、あす14日は交通安全運動県民運動に伴う出発式がございます。大変早朝で申しわけありませんが、午前7時から役場庁舎前で行われますので、早朝からよろしくお願いいたします。議員各位の御参加を重ねてお願いします。

また、昨日と同じように報告事項がございますので、議員控室へお集まりください。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまです。

散会 午前11時53分

開議 午前 9時00分

改めて、おはようございます。

本日は、お寒い中、早朝から交通安全出発式に御出席をいただき、ありがとうございました。

本日は定例会第11日目で、最終日でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎第57号議案の訂正について説明、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第1、第57号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案訂正についてを議題といたします。

町長から第57号議案の訂正の理由について説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

平成19年12月4日の議会初日に上程いたしました6件の議案のうち、第57号議案の吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案中に一部訂正箇所がありましたので、まずもっておわび申し上げますとともに、議員の皆様におかれましては御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

第57号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の訂正内容でございますが、同議案の訂正文中に別表第2の表「技能労務職給料表の改正規定」を追加するものでございまして、議案書2ページ下段から4ページ中段までの別表第1の「改正規定」の次に、別表第2の「改正規定」を追加させていただき訂正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ただいま町長から第57号議案の訂正について説明がありました。お諮りします。

第57号議案の訂正については許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、第57号議案の訂正については許可することに決定いたしました。

◎第57号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第2、第57号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第57号議案についての質疑を行います。

13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

今回の吉田町職員の給与に関する条例の一部改正ですけれども、人事院勧告によりまして官民の格差の是正ということで説明がありました。民間給与との較差が0.35%、金額にすると1,352円あるということに伴いましての今回改正というふうに理解をしております。

そこでお伺いしたいんですけれども、今回の改正によりまして我が町の財政負担が幾らになるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、今回の改正は若年層の引き上げというふうに伺っています。初任給を中心に若年層に限定されたということがございますけれども、この背景は、若者労働者の影響とされていると聞いています。人材確保ということで、若年層の人材を確保するためには、初任給を中心に若年層の給与を是正する必要があるというふうに理解をしておりますけれども、我が町におきましては、特に初任給に関係がありますので、最近の新規職員の採用について、どのような推移をたどっているかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 御答弁願います。

総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 1点目の財政的な面についてお答えさせていただきたいと思います。

財政的な面につきましては、給与関係の改正につきまして、今回の一般会計の補正の中には128万8,000円、それと少子化対策の関係につきまして扶養手当の改正があります。その関係については55万7,000円、それと勤勉手当の0.05月の分の改正につきましては285万3,000円、計469万8,000円の人事院勧告分を含んで補正区分は計上させております。ただ全体的に、それに伴いまして、まだほかに児童手当の改正分とか人事異動、また育児休暇の関係がありますので、補正予算の中身としては今回の補正をトータルしますと、給与関係をすべて含めますと538万1,000円の補正を総額ではしております。そのような状況であります。

初任給の関係につきまして、職員の採用の状況についてという質問であります。平成20年度の本年度実施しております職員採用の関係につきましては、一応内定という形では通知してありますが、来年度に入りまして採用決定の通知は出す予定であります。その状況ですと、現在7名の予定を考えております。

昨年度の採用予定の関係につきまして、ちょっと今のところ資料を持ち合わせておりませんので、最終的な人員については後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 人材確保の意味でも是正というのは必要かというふうには思いますけれども、最近の役場の人事採用の関係を見てみますと、やはり人件費の削減という、政府の方からも定数管理計画の策定も求められておりますし、我が町の方でも、22年までの間に213名の職員目標で、4.91%減らすという定員管理計画というのがあるかと思えます。

今回のこうした官民格差の是正に伴う改正ですけれども、財政負担を伴うということで、これは町民の方々に対してもきちんと説明をする必要があるかと思えます。役場の職員の数が計画的に補充をされているということでもありますけれども、定員管理計画の目標でいいますと、平成19年、今年度ですけれども、222名というふうに計画をされております。それに対して、19年度の職員の今の数というのが私の調べですと195名となりますが、計画に比べて少ないというふうに思いましたけれども、現在の職員数の確認と、それから新規採用の考え方で、やはり人材を確保していく上でも官民の格差は是正していかなければなりませんけれども、格差は解消されても町の方で計画的に新規採用というのを今後も継続していくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの御指摘のように、22年4月までに定員管理の関係で213名の目標を掲げて進めております。現在、定数の実数は214人でありますので、計画より前倒しで進んでいるという状況であります。

ここ一、二年、また今後予想される退職者の予想を考えますと、団塊の世代の現職の職員の退職が今後予想されますので、一度に新規の職員を採用して対応するというのであれば将来また同じような傾向を残すものですから、段階を踏んで、その年代の採用する格差を最小限にとどめて、なるべく格差を縮めて、22年度の目標を達成できるように対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、今後は新規採用についてもそれなりの補充、最低限の補充をして対応してまいりたいと考えております。

それと、先ほど人事院勧告の関係につきまして若干御質問もありましたので、当町の18年度の県内市町村のラスパイレス指数の関係であります。91.8、これは国家公務員100に対しての割合であります。県下平均で申しますと96.6、県内町村の平均ですと93.1、全国平均でいいますと98のラスパイレス指数になっているわけであります。そういうような関係で、ラスパイレス指数については平均以下で対応しております。

それと、もう一つの指標としては町民1,000人当たりの職員数があるわけでありますが、これも平成18年度の関係ですと吉田町では1,000人当たり6.7、これは県内19町村の下から2番目、18番目に位置しているわけであります。職員が少ないからいいということではありませんが、少数精鋭主義で吉田町は今までも対応してきておりますので、そういう対応でしているのが実態であります。

それと、総予算に対する人件費の割合で考えてみましても、18年度の決算では15.4%を人件費で占めているわけでありますが、17年度の決算の状況ですと16.6%を人件費の割合で占めております。県下の19町村で比べますと下から2番目、18番目ということで、全体の決算の割合でも人件費の割合が低いというような実態があるわけです。

そのような観点から、総合的観点におきまして今回の人事院勧告をそのまま適用して、職員それぞれに対応してもらうように今後も対応していくというような状況で、今考えている状況であります。

○議長（吉永満榮君） そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第58号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第3、第58号議案 吉田町教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第58号議案についての質疑を行います。

9番、増田君。

○9番（増田宏胤君） 9番、増田です。

改正するに当たりまして、対象者に対する新たなチェックのあり方についてお示しをいただきたいと思っております。

それともう一点は、対象者数も4名以内ということでありますけれども、希望者が大勢あって同列に並んだときの取り扱いですけれども、そのような場合の順位のつけ方についてどんなお考えをしているかお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

対象者のチェックについてということですが、これは答申をいただいた関係ですが、吉田町に住んでいる保護者並びに町民の方々の、一つは吉田町民の方ということと、あとは、ここでお認めいただきましたら今後、教育委員会で細かくお目通しいただく中で要綱を決めていきたいと思っております。

たくさんあった場合についてでございますが、私ども今回、皆さんも御存じと思いますが、中学校の最終学年の方を対象に高校奨学金を考えて答申をいただいております、中学校につきましても、当然この近隣でも明誠中学とか静大附属の島田とか常葉菊川とかいう私学の学校へ行っている中学生もございまして、そういう中でこの4人をどういう考え方で選定していくかにつきましては、学校長の推薦等もいただく中で、私ども現在、教育振興事業運営委員会というものがございまして、その中で決定していってもらうというふうに私ども考えております。これについて、その中で町長の方にこの4名を答申していくというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） もう一点お願いします。

もう一点につきましては、枠があれば年度途中でも受け付けといいますか受け入れが可能なのかどうかということと、中学卒業対象で高校を目指す方を対象としていますけれども、そういうような中で待機者があった場合、待機者が希望するという場合の取り扱いについてお願いをします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですが、検討委員会の中でいろんな形で御議論をいただきました。今回、中学校の最終学年の方を対象ということで、年度途中につきましても、高校へ行った後につきましても対象から外したらいいんじゃないかと。これにつきましては、いろんな奨学金制度がございまして、そういう中で、今回検討委員会からいただいたものについては、中学校の最終学年が対象者ということで答申をいただいております。

今後、教育委員会の中でそういったものも議論をいただく中で決定していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

教育振興基金、新しい奨学金制度でありますけれども、やはり私も対象者の件でちょっと心配がありますので質問をしたいと思っておりますけれども、新しい制度では4人ということで、将来を担う若者を輩出していく目的で、今までの福祉的意味からそうした教育資金の貸与という形に変わるわけですが、平成18年度には13人の支給者があったものが、今度、新しい制度では4人になるということで、私は、必要としている人が4人と言わずあるのでは

ないかというふうを考えるわけです。

そこで、「経済的理由により進学が困難な者」というふう今回の新しい奨学金の要件としてあるわけですが、この経済的理由というのは具体的にどういうケースを想定しているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、同僚議員から今質疑がありましたけれども、仮に該当しなかった場合はどうするのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

経済的に困難の理由のところにつきましては、私ども、家族の収入金額の中で考えていきたいと思っております。

また、対象から4人以上の方が出た場合についてでございますが、私ども、この奨学金制度につきまして、県の奨学金を含め福祉の奨学金を含めあらゆる奨学金がございますので、その辺の指導につきまして、在学しています中学校長からその対象になるように、奨学金を希望している方につきましては御指導をさせていただくような形でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 収入金額というのは幾らになるのかお伺いいたします。

それから、該当しなかった子供さんに関しては、県等の奨学金制度があるので、そちらの方に、所属する学校の校長先生の方から指導していただくという答弁でしたけれども、調べてみたところ、奨学金制度もありますけれども、国の奨学金制度というのは交通遺児、それから保護者が死亡した場合というふう今限定をされているものがほとんどでした。

それから、県の方にも奨学金制度はありましたけれども、県の場合も教育資金的な奨学金制度のほかにも福祉的な奨学金制度もありました。しかし、やっぱり140名というふうに限られています、これは平成19年度の募集を見ましたところ、恐らく県内で140名というところ、そこにまた漏れてしまうということも想定されます。できれば地域の、地元の自治体でそうしたところの受け皿があればいいというふうに思いますので、その2点についてお伺いしたいと思います。

我が町の独自の、こうした生活が大変で教育資金がどうしても捻出されない、しかし高校に行きたいというお子さんの受け皿になるものは、町の福祉ではもうないんでしょうか、あわせてお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

一つは収入の関係でございますが、検討委員会の中で一つの指針としましてお話が出たのが県の高校奨学金の関係の教育資金の関係、これについては成績が3.5以上の方ということです。もう一つは、成績は関係なく収入が少ないということで、経済的に困難な方につきましても奨学金制度がございます。

それにつきましては、給与収入でございますが4人世帯で807万円、これについては成績の方が3.5以上というものでございます。また、給与以外の場合につきましては342万円という、4人世帯の場合でございます。また、奨学金の方ですが、成績がよく経済的に困難な方ということになりますと、収入的にはちょうど吉田町につきましては390万円というような数字がございます。

そういうものが検討委員会の中で委員の皆様から一つの目安として、県の教育資金、その辺のところを目安で考えてみたというお話等もいただいております。

次に、この奨学金の関係でございますが、私ども教育委員会の方の教育資金という形につ

きまして、ただいまお話しさせていただいていますような県の奨学金等があります。それで、議員さんからお話しのように、あしなが奨学金とかいろんな奨学金がございますし、またある企業の皆様からも奨学金というものがございますし、私ども福祉の方のお話も聞いておりますと、母子とかそういう方の高校へ向かう福祉の奨学金があるというふうに聞いてございますし、またいろんな生活保護を受けられる方につきましても技術支援という形で、その生活保護にかかわれる方も高校奨学金というんじゃなくて技術支援という形で生活保護費の中で見てくれているというものがございますので、私ども教育委員会の方は教育の振興ということの中で、今回、金額的に今まで7,500円という形で、金額では高校の中でとても授業料には追いつかないものですし、また学校教育費にもとても金額的には及ばないものですから、今回、4人という枠の中で金額を決めさせていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 我が町の新しい奨学金制度の「経済的理由により進学が困難な者」という対象の中の経済的理由については、県の教育資金の奨学金の方に準ずるという検討委員会であったということですが、ただいま課長から御答弁があった給与所得のみの場合は807万円、これは普通のように思います。ですから、成績が優秀なお子様に対してさらに勉学に励んでほしいという奨励的なものではないかというふうに思いますけれども、給与収入以外の場合は342万円、これに準じていくということであるという確認をいただきたいと思っております。

それから、母子家庭でありますけれども、平均収入が212万円というデータが出ています。やはり最近、母子家庭も増えておりまして、母子家庭の子供さんたちが、経済的な理由ということではなくて勉強したいということであれば高校へ進学をしていただきたいというふうに思いますけれども、今回のこうした新しい教育奨学金制度は、確かに将来を担う若者を輩出していくという意味では理解できますけれども、それに沿わない、その中に入らないお子様がいらっしゃるということで、私はちょっと危惧しています。

このところが本当にカバーできるということの確認がとればこの制度はいいと思っておりますけれども、その点はどんなものなのでしょうか。私、教育長にちょっとお伺いをしてみたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） まず一つは、この奨学金制度についてぜひ前向きにお受けとめいただきたいと思っております。

まず一つ、資金に限りがあるわけです。資金が10億円とか20億円ということであればすべてを網羅することができるわけですが、これは資金に限りがあるわけですので、そういうことはできないわけです。したがって、この場合でいうと、答申でいただいたいわゆる将来性のある、しかし経済的に非常に苦しいと、そういう視点で考えたい。ただ、細かなことでこれからどういうふうな選考をするかというのは、これはいただいた答申の中で教育委員会規則で定めることですので、余りここで数字的なものを申し上げると、また今度はそれに選ばれた人についての一つの間違った見方が出てくるんじゃないかと思っておりますので、これからは規則を決めた上で趣旨に合うように総合的に判断するというところで、御理解いただければありがたいというふうに思っております。

○13番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今回の吉田町奨学金制度に関しまして質問いたしますけれども、さきの全協におきまして、今回の奨学金に関しましては循環型の奨学金制度で、半永久的に、この有効な基金を財源として多くのお子様たちに経済的支援をするという目的でなされていると、大変すばらしいこ

とだと思えます。

今、県の方でK-MIXなどラジオでも募集しておりますけれども、県の奨学金制度の募集が今月締め切るということで手続の方が進んでいる。また、今回のこれも、本日の議会で条例可決をした暁には実施ということで御答弁がなされているわけでございますけれども、細かいことに関しましては要綱を別途つくるということで、これに応募されるお子様に対しまして、やはり教育の一環として循環型、償還するんだよといった、その辺の教育指導も非常に大切なことだと思えるものですから、その辺のところをどのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

それと、10年以内の返済に関しましてですけれども、昨今の世の中は本当に寂しい限りで、納税の滞納、保険税、給食費等の滞納、さまざまな経済的な理由で本来払いたくても払えなかったり、その辺のところのモラルが低下しているという実情があります。そういったことに関しましても、この奨学金を利用されるお子様が借りるときに、借りるということは返すことであり、こういうことが必要だよということをやはり指導していくことが、最初に決定するときしかないと思うんです。10年後になったときに、その子供も成長されて、ある程度成人になられるわけで、社会人になったときになかなかそのことを、どのような形でもう一度教育の指導の中でもってやるかということが非常に重要な、それによって例えばの話、返済していなかったら、その子の人生にとって非常によかれと思ったことが後々になって悪いことになるような形にもなり得るものですから、その辺の指導というのが大変重要ではないかなと思います。その辺のところをどのように考えているかという点が2点目。

3点目は、10年後ということで、だれに、Aという方に貸した、Bという方にお貸ししました。10年後に、10年以内ですが、すぐ返せる方もいらっしゃるかもわかりませんが、それはどこが管理するのか、その辺の事務的なものですね。10年たてば今この議場にいらっしゃる方が、残っている方もいらっしゃるかもわからないですけれども、いない方もいらっしゃるということで、その辺のところのルールづくりをどのような形で、やはり許可するに当たっては、こういうことで事務手続をやりますよということをおお整理された上で許可しないと、返すときになって、これはない、これはないということだと非常に困ると思いますので、その辺のところはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

1点目のこの奨学金につきましての内容につきましてどういう形で知らせるか、またその奨学金についての理解を子供たちにどう与えるかという御質問ですが、今回お認めいただきましたら、吉田中学校等で1月末に3学年の保護者の会がございます。3年の最終的に保護者全員の会が1月末にございますので、その場で、新たな奨学金につきましての趣旨並びに奨学金制度につきまして説明をさせていただきます。

また、その返還とかの問題でございますが、その子供たちの内容でございますが、確かに議員さんのおっしゃるように、今まで、与えてしまいますとありがたいですけども、難しい御意見もあります、やはり自分が将来どんなものになりたいと、将来の進路に向けてこの奨学金を使って勉強していきたいというところを含めた進路指導につきましては、当然、貸すに当たりましては学校ともども、教育委員会ともども、お子さんにお話をさせてもらおうかなというふうにご考えてございます。

最終的に、これは御寄附をいただきました浄財でございますので、やはりお金の方を、ある意味、税金とは違いますので必ず循環していきたいと思っておりますので、私ども、検討委員会のお話が出ましたが、連帯保証人をつくって管理していきたいと思っております。

また、返済が最長10年後から始まるんですが、その辺の管理はどうなっているかと、またどこが窓口かというお話でございますが、先ほど教育長からもお話がございましたように、

これについては教育委員会で細かな点については決めていきます。通常、決算のときには皆様にも、町民の方にも決算書の中に教育振興基金の残高等、また一般会計に利子等が出てございます。ですので、今、私ども事務局の考えとしましては、一般会計に予算計上しまして、その基金の残高状況については決算の中で議員の皆様を含めた中で確認ができるというふうに考えております。

以上でございます。

- 5番（藤田和寿君） 了解。
- 議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。
- 10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この内容の年間4人以内ということですが、これはあくまでも現在の基金の残高が6,584万円であるということの中で計算された4人だと思っておりますが、この一番下のところに、「新たな寄附の募集を行い、基金増額の方策を検討」と書いてあるものですから、この基金は寄附があればだんだん増えていくという可能性もあると思っておりますものですから、そういった場合この4人という人数は、基金が増えた場合にも一定してずっと4人なのか、それとも毎年寄附があつて基金が増えた場合には人数の見直しをして、寄附がたくさんあったからもう少し人数をふやすよというような形で、そういう見直しというのは毎年やっていくのかどうかということと、基金の金額によって人数も変わるよということがあるのかどうか、その辺を伺います。

- 議長（吉永満榮君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

今回、一つは、先ほど教育長が言いましたように、基金の残高によって4人という枠が決定されました。検討委員会からの答申の中にも、新たな寄附の募集は行うようにと、そういう御指示等もいただいておりますし、また制度の見直しについても、3年ごとに1回は最低でも見直しましょうという答申をいただいております。

当然、原資が増えれば、この2万5,000円という金額が、問題なく ですけど、なければこの人数的なものも増えていくのかなというふうに私ども考えておりますので、もし教育振興基金の残高が増えていけば、貸す人数につきましても増えていくというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。
- 10番（八木 栄君） 今の確認ですが、3年に1回の見直しをすると、あとはその基金の残高に応じて貸付金額の2万5,000円が多少増える可能性もあるよと。それと同時に、貸付人数も4人以内がもっと増える可能性もあるよということで理解してよろしいかどうか。
- 議長（吉永満榮君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

検討委員会からそういう答申をいただいておりますので、そういう趣旨の中で私ども事務の方を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

- 10番（八木 栄君） 了解。
- 議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。
- 11番（勝山徳子君） 今回の議案は、教育振興基金条例の一部を改正する条例ということで、一部を改正することの内容が、教育の振興を図るために必要とする場合に限り、その全部または一部を処分することができるという、この項目だと思います。新たな奨学金制度を設けるに当たりまして、詳細にわたってはいま一度議会の方へ説明があるのかどうかお聞きしたいと思います。

というのは、やはり経済的理由により、高校に行く中で本当に経済的に通学することが困

難になるお子さんも出てくる、そういうときに手を差し伸べられるようなこういう奨学金制度であればいいなというふうには思っておりますけれども、この答申の内容を見ますと、学業が先に行き、そして経済的に苦しい児童に対しては後になっているのかなという感じがいたします。ですので、本当にこの奨学金が最高に活かされる奨学金制度にしていきたいというふうには思っておりますので、この要綱を決定する前に、いま一度議会の方にもお知らせいただけるのかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

今回、検討委員会の答申の内容によりまして、今後、教育委員会の中で細かな教育振興事業の規則の見直し並びに新たな奨学金制度に伴います要綱、並びに教育振興事業運営委員会の委員の皆様がかかわります要綱について、私どもお諮りをしまして教育委員会の中で決定していきたいと思っております。

ですので、決定した後につきましては、議員の皆様や町民の皆様には当然お知らせはしなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） ぜひお知らせをいただきたいと思っております。

私自身の感覚では、やはり経済的な理由によりという部分が一番最初に来てほしいなというふうには思います。条件の中で、学業もしくは一芸に秀でて、品行方正で、最後に経済的に苦しい者というふうに来ているものですから、今度の3年生の保護者を対象にした説明があるというふうな形で、保護者の方もこれを借りようかどうしようかというふうには、返済をしていくものですから、安易に借りていくというふうには考えないと思っておりますけれども、この奨学金制度を設けて、4人に絶対貸さなければいけないという、そういう感じじゃないと思っております。

一番心配したのは、やはり途中で、高校に行ってから借りられるという奨学金制度はないということが非常に気になったものですから、そこら辺の部分でもしまた検討していただければありがたいなというふうには思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 町の方の奨学金につきましては、先ほど言いましたように中学最終学年のときの対象者と。先ほどから出ております県の奨学金等は、高校2年でも1年でも借りる子が出るという形でございますので、この辺も含めた中で教育委員会にお諮りをさせていただきまして、この答申の内容の中で御審議を得て決定していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） そのほかにもございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第59号議案の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第4、第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより第59号議案についての質疑を行います。

1番、佐藤議員。

- 1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

民生費の児童福祉費、ページ数では17ページ、保育園児他市町村委託料の補正のところで、全協のときにもお聞きしましたが、島田市にゼロ歳児が2名委託されているんですけども、今、保育所の入所児童数を12月1日現在で見ますと、定数560に対して521人、93%ということですけども、その中でゼロ歳児が、さくらが定数9に対して9人ですし、わかばは定数9に対して10人ということで、もういっぱいな状況なんです。入れないから島田市の方へ行っているのかなど考える部分もあるんですけども、まだ12月であと1、2、3月と今年度はありますけれども、これから入ろうとする人はもうお断りしている状況なのかどうか。

それからもう1点、保育園の申し込みの件なんですけれども、前は事前に申込用紙を受け付けていたということだと思んですけども、今は何か規制しているように聞いているんですけども、期限は設けているんですかどうですか。

- 議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

- 社会福祉課長（八木大作君） 質問は保育所の関係なんですけど、これは本会議ですので、佐藤議員から御要望のありました平成19年10月1日現在の資料を、私は、御本人には提言等の規定に基づいてお渡ししているんですけど、ほかの議員さんがお持ちでないということですので、その辺のところはちょっと不公平になりますので、この補正に載っている数字の範疇でお答えするという御勘弁願いたいと思います。

補正の初倉の関係ですが、全協でお答えしましたが、数字的にはほぼいっぱいという形はあります。その場合、選択肢としてはお隣の牧之原市の無認可保育所の方を御紹介するという形でございます。

もう1点、申し込みの関係ですが、申し込みされる方が出産をもとに申し込みをされても私どもちょっと困るのでありまして、生まれてこの時分にゼロ歳児に入れてくださいよと言われても、そのときの収入とかいろいろな形の中で、保育に欠けるか否かということ、また収入等によりましてその方の入所を決定するということですので、ある程度の見通しがついた中でお話を伺う。申し込みの時点規制するということではなくて、申し込みというのは、あくまでも入所ですので入所が確定できる形の中で申し込みをしていただく、お電話等ではそういう形の中で御説明をして、例えば育休明けとかそういった状況の変化の中で、申し込み時点と、そのころお願いしますということで御指導をさせてもらっております。

以上です。

- 議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

- 1番（佐藤正司君） 私は、例えば2カ月前じゃないと受け付けないよかということをしているのかということを知りたいんです。なぜ聞かなくていいかと、育休が明けるのはもうわかっているわけですが。赤ちゃんが生まれて1年間なり2年間とると、その会社に届けるわけですよ、何月から復帰したいと。ある程度、半年とか前に申し込みをしておいて、保育園の方で受け付けてくれるというのを前提に会社の方には復帰の予告というかするわけで、その

時点になってもう満杯だから入れない、預かってくれないということになると、そのお母さんなりは職場をやめなければならないというところまで追い詰められるということもあるわけです。だから、少なくとも半年ぐらい前には保育園に申し込みを受け付けていただきたいというのは当然だと思うんですけども、それを今、2カ月くらい前じゃないとやらないというふうに聞いて、困っている人がいるわけです。だから、そこまで規制してしまうと本当に困る人が増えていくと思うんです。

例えば、年度の前半ならば、育休が明けるのが4月、5月、6月ぐらいでしたら、保育園だってまだあいていますので比較的楽に入れると思うんですけども、ことしのような状況になると、例えば1月から仕事に行くというのは前からわかることですよね。1月から職場復帰するというのは、育休が明けるというのは前からわかっているから、そこで申し込みをして保育園でちゃんと預かってくれるという確約がなければ、会社には復帰できないという状況になると思うので、そのところが、年度の後半の人は何かちょっと不安じゃないかなという思いがあります。

それと、ゼロ歳児、1歳児の定数はやはり少ないんじゃないですか、もともとこれでは。今度さゆりができれば多分もっとゼロ歳児が増えると思うんですけども、定数を増やすというようなこともお考えはないでしょうか、お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

定数ということの中で、ゼロ、1、2歳の乳幼児をお預かりするということが、子育て支援とか少子化に対して果たしてどうなのかなというのが私の、これは私の考えなんですけど、現場の保育士あたりもやはり、昨日佐藤議員の方からありましたように、小さな子供のお母さんがひざへ乗せて本を読んであげると、お母さんの心臓の鼓動とか声とかをまだ5カ月、8カ月の子どもで大きくなって覚えているという、本来の子育てというものと保育というものが、今、おかしな形になってきているのかなというのが私の考えなんです。

国の施策としても育児休業を3年という、3歳に到達した月までですね、通常、そういう施策もあるわけですし、私は、これは一自治体が考えることではないんでしょうけれども、国がそういう施策を進めるといふ、これは企業をあわせて次世代育成行動計画というのをつくって、当町もつくっておりますけれども、そういった施策を進めないで預かる側の負担、またそういった安易な方向づけをしてしまうということはいかががかなというのが、保育所、また園長会等でお話している中で、また見聞きする中で感じていることではあります。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） きのうでしたか、一般質問で出たブックスタートとはちょっと問題が違うものですからそれは別に置きまして、今課長が答弁したようなことは、昔、もう10年も20年も前に聞いた答弁のような気がするんですけども、今は国だって子育て支援というのに力を入れているし、待機児童をなくしなさいというようなこともやって、保育所も一定つくられてきていると思うんです。それでもまだ待機児童が多いということですね。預かるという表現はちょっとよくないんで、私がもし使っていたとしたら訂正しますけれども、やっぱり保育をするということですよ。保育所が預かるということではないと思います。

それで、やはり今、経済的にも共働きをされている方もいるわけで、3歳ぐらいまでは職場を一回離れて子育てに専念する方もそれはいますけれども、やはり国の制度としても育児休業は今女性でも男性でもとれるように力を入れているわけです。吉田町の場合、前から私は言っていますけれども、10カ月からでないで預からないとか、2人目が3歳未満で生まれると上の子は一時保育園を退園しなければならないとかというのが今現在でもあるわけですよ、私、見ていますから。やはりそこは子供を保育するという立場からいくと、預かるということじゃなくて保育するということを考えれば、そういう制度もまた改めてもらいたいし、やは

り産休明けからでもやれる体制を、吉田町は結構、私は御縁があって丁寧にやっているとは思いますが、もっともって産休明けからでも預かれるような、お母さんが安心して入所させられるような形にぜひしていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（吉永満榮君） そのほかにございますか。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

31ページの図書館費の臨時職員賃金237万2,000円についての説明を求めたいと思います。

それから、9ページの総務費、人事管理費の700万円の減額補正ですけれども、職員派遣負担金ということで当初予算2名、これは技術派遣職員の方が1名になったためというふうに説明を聞いております。この詳細を求めます。

それから、衛生費の18ページの榛原総合病院の負担金の中の財政支援金1億4,398万3,000円であります。全協のときにもお伺いしておりますけれども、大変厳しいものになっているというふうに認識しておりますけれども、今までの吉田町のかかわり方と、それから今後のかかわり方、具体的に言いますと、経営参画の部分については何か改善というか、吉田町の考えが受け入れられるようなすき間というかチャンスが設けられるのでしょうか、お伺いしておきます。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの図書館の臨時職員の金額の補正の件でございますけれども、2名分増えておりますので、2名分の補正でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、お願いします。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

9ページの職員派遣負担金の19節の関係であります。議員さん御質問のように、当初、県技術職員の派遣を2名予定していたわけでありまして。保健師と土木技術者の2名を予定しておりました。しかしながら、県の方から土木技術者の方については今回はちょっと対応できないということで、現在、保健師の1人分の負担金ということで減額させていただいたわけでありまして。

○議長（吉永満榮君） 18ページの財政支援費について御答弁をお願いします。

町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 榛原総合病院に対する議員の経営参画ということでございますけれども、基本的に私は経営については、これは一部事務組合でございますので、一つのを運営するのに、「船頭多くして船山に上る」ということはよくあることでございます。基本的に二つないし三つの自治体が組み合わせあって一部事務組合をつくっていく場合、やはり管理する自治体を決めなければなりません。そして、管理する組合でやはり実質、経営責任を負っていただくと、そしてその他の自治体は基本的にその経営に関して意見を申し述べると、また意見を出し合って最終的には管理するところが決定すると、それが私は望ましいと思いますし、最終的に決定されたものが議会でもってどうなるかはまた別でございますので、榛原総合病院の経営に関して、私が経営参画するという形での参画については現在考えておりません。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 図書館費の中の臨時職員賃金ですけれども、2名の増加分ということでございましたけれども、新たに2名増加することかどうか。もし新たに2名増加することであれば、増加後の職員数とそれから増加の理由をお伺いいたします。

人事管理費の700万円の減額補正ですけれども、今回、土木技術者の方が対応できないということで見送られたというふうに説明を受けましたけれども、必要なため県の方に要望をされたというふうに理解をしますけれども、この土木技術者が県から来られないということで、現在の担当課の状況、その分どのように対応しているのかということをお伺いしたいと思います。

榛原総合病院の負担金ですけれども、町長にただいま答弁いただきましたが、経営参画ということはないと、意見を出し合う場というのはあるということで理解しましたけれども、これが運営委員会ということになるのでしょうか。全協で同僚議員の質問に対して、意見を言ってきたけれども聞いてもらえなかったという部分ですけれども、そこをやはり、町民の税金を入れていくという関係もございますので、トップ会談といえますか、運営委員会の中で今よりも、これまでの苦い経験と申しましょうか反省点を踏まえまして、その辺の意見集約というか意見が聞いてもらえるような、そういうことにしていってほしいんですけれども、その点についていかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの臨時職員が今おるか、これから雇うのかという御質問でございますけれども、現実、今は出勤をしておるといふか雇っております。それはなぜかといいますと、19年度の当初予算を組ませていただくときに、うちの方としましては正規の職員が6人分、それから嘱託員を含めた臨時さんが4人という形の当初予算をお願いした関係で、その後の人事異動に関しまして正規職員が1人退職、それから8月から正規職員が1人産休に入っておりますので、この足りない分の2名をその時点からお願いしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 技術職員の関係であります。現業において今の事務の関係で支障するということは全くありません。

ただ、そういうことではなくて、常に職員に対しては向上心を持って新しい技術、新しい勉強をしてもらいたいということで、そういう技術指導をしてほしいということの一環であります。こういう方針は今後も続けていきたいと、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 議員の方から、例えば吉田町の経営に対してこうこうしてもらいたい、このようなシステムにしてもらいたいと、当然のことながら経営のいわゆる実態についてもこれまでもお話ししてまいりました。

ただ、いわゆる一つの組織論の建前でございませうか、その考え方からすれば、仮にもし一つの事柄に関して意見が全く相反した場合、基本的に管理するというはその管理する側が、責任というものが存在するがゆえにその人に権限が与えられるわけで、権限のない者が責任をとることはあり得ないわけです。だから、そういうふうに権限と責任というものはパラレルな関係にあるものですから、今申し上げたように、私がこうこうしてもらいたいと意見を申し上げた場合でも、最終的に管理する側が基本的にその意見というものを退けると、そしてまた議会においてそのような管理者の意見が通ったという場合は、当然のことながらその決定にいわば沿って努力するというのが基本的に一つの組織論の考え方であると思っておりますので、私はそのように考えてお答え申し上げました。

議員、常にこれは大事なことは、権限と責任というものはパラレルでございますので、権限のないところには基本的に責任は生じないというのが基本的な組織の考え方でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 榛原総合病院の財政支援金についてですけれども、今回、補正予算

に出てきたわけですが。町としての考え方は、当面の措置をせざるを得ないということでこの補正がされたというふうに思っています。

当町の考え方としまして、確かにさまざま榛原総合病院の将来に関しては不安もあるわけですが。果たして黒字化していくのかという中で、財政支援は長期的にはすぐの返事で受け入れることはできない、当面3年をめどに、3年たったらそのときの健全化の様子によってまた考え直したいということだと思えますけれども、この3年たったときに、やはり一つの吉田町としての判断をしなければならないというふうに考えておりますけれども、町長としまして、この3年後の点についてはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 当面、3年をめどに全力でもって榛原総合病院の再建に協力する、吉田町も全面的に協力するというのが基本的な考え方でございますので、3年後にどうなるか、それはそのときになってみなければわかりませんし、今から3年後の仮定のことを申し上げてどうのこうの言うべきときではないと私は思っております。

○13番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） ほかにございますか。

12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

それこそ同じような質問をさせていただきます。

病院組合の関係でございますが、私、組合の方の長をやらせていただきまして、今回の補正につきましては大変苦慮しておるところでございます。この18ページを見ていただくとおり、榛原総合病院負担金1億3,821万9,000円、それゆえ病院運営費5,764万円減額、財政支援費1億4,398万3,000円と、これは当初予算を含めると4億7,302万8,000円となるわけです。これは大変なる町の税の出費と、このように思います。あえて言えば、町税の10分の1に近いものが榛原総合病院へつぎ込まれるわけです。

これは、皆さんの大変大きな税金を使うということになるわけですが、ただいま町長は同僚議員の質問に対しまして、経営参画はできないと、こういう答弁かと思えます。あえて言うならば、運営委員会で議論をしてそれでいろいろな成果を出していきたいというふうに私には聞こえたわけですが、今まで過去に榛原総合病院へはこの吉田町から職員が出向していたわけですが。最近においてはここ10年ぐらいになるか、十二、三年はないのではありませんかと思えますが、これだけの大きな町税を出費するということは、やはり町民にもしっかり伝えなければいけない。病院と町のパイプ役の職員をお一方派遣をする考えがあるかどうか、町長にお伺いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 町の職員を実際の実務の中に参画させていくことが当町にとっていいことかどうかということでございますけれども、今の議員の御発言の中に、いわば経営委員会で向こうがデータを出す前にいち早く生のデータをとるというふうなニュアンスに聞こえたんですけれども、どうも余りいいニュアンスには聞こえません。

基本的に、榛原総合病院の経営に関しましては牧之原市というものが管理市として経営を掌握すると、そして一部事務組合を構成する吉田町は運営委員会の委員として経営に関してさまざまな提言をするというふうな形をとっているわけでございますので、先ほど同僚議員にお話し申し上げたように、経営に参画して権限を持つという場合どのような権限を持つのでしょうか。基本的に私に榛原総合病院の進路について決定できる権限が与えられるのでしょうか。むしろ、それこそ「船頭多くして船山に上る」というわけで、難しい形にならざるを得ないと私は思っております。

何度も申し上げますけれども、権限というものと責任というものは平行でございます。

権限のないところに責任はないというのが基本的に経営の問題でございますので、その辺の問題につきまして議員に御了解賜りたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 町長のスタンスとしてそういう考えであると私も了解をいたしますが、ちょっと話が違いますが、先日、藤枝市民病院の件ですが、院長みずから大きな赤字を3年以内に解消すると、こういう意気込みでございます。榛原総合病院の茂庭院長も皆さんに3年間助成をいただいてその間に再建したいと、するという、また管理者もそういう発言でございました。責任をとるような発言もありました。こういうことを思えば、我が町も、言い方が悪いかもかもしれませんが、共同なる経営者としたならば、経営人として参画したならば、その運営委員会に出られる方は町長さんとその担当の課長さんだと思われまので、ぜひ私はそのようにお願いをしたいと、このように思います。

以上であります。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 運営委員会での議論を踏まえて、いわば議案というものが議会に出るわけでございます。議会というものは、私は何度も申し上げることですけれども、最高意思決定機関でございますので、最終的にはその場でもむというのが私は民主的な政治の本来のあり方だと思っておりますので、ぜひともそうしていただきたいと思っております。

◎第59号議案に対する修正動議の提出

○議長（吉永満榮君） ほかにございますか。

5番。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田。

動議いたします。

平成19年12月14日、吉田町議会議長、吉永満榮殿。

提出者、吉田町議会……

○議長（吉永満榮君） ちょっとお待ちください。

何の動議でございますか。

○5番（藤田和寿君） 修正動議です。

○議長（吉永満榮君） 賛成者はございますか。

○5番（藤田和寿君） 同僚の片山 武議員がいらっしゃいます。

○議長（吉永満榮君） 片山議員、よろしゅうございますか、確認をさせていただきます。今の藤田議員の動議に賛成ですか。

〔「賛成します」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） ただいまの修正動議については、会議規則第17条の規定により文書による修正案が必要であります。

よって、文書の提出を求めます。

〔修正動議提出〕

○議長（吉永満榮君） ただいま、5番、藤田和寿君から、第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議が出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ここで暫時休憩いたします。

議員の皆様方には、準備がございますので議員控え室へ御参集願いたいと思います。

当局の皆様には、改めて会議の再開につきまして御連絡申し上げますので、よろしくお願

いしたいと思います。
以上です。

休憩 午前10時19分

再開 午後 2時01分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど、5番議員、藤田和寿君から、第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に対する修正の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありましたので、修正動議は成立しております。

よって、提出者から修正動議の内容説明を求めます。

5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。

第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。議案書の59号議案の2枚目をごらんください。

第1条中「1億4,689万8,000円」を「291万5,000円」と改める。

歳入、17款繰入金「1億6,310万円」を「1,911万7,000円」と修正する。

補正前の額、87億3,503万5,000円はそのまま、歳入合計、原案「88億8,193万3,000円」を「87億3,795万円」と修正する。

歳出、4款衛生費、補正額「1億4,798万円」を、修正「399万7,000円」。1項の保健衛生費、同じく補正予算案「1億4,798万円」を「399万7,000円」と修正する。合計「16億3,783万9,000円」を「14億9,385万6,000円」と修正する。

歳出合計、補正前の額は同じです。

補正金額「1億4,689万8,000円」を「291万5,000円」と修正する。

合計「88億8,193万3,000円」を「87億3,795万円」と修正する動議でございます。

詳しく言いますと、4款衛生費を399万7,000円、1項保健衛生費を399万7,000円、1目保健衛生総務費をマイナス591万3,000円とし、19節の負担金、補助及び交付金をマイナス576万4,000円とする。

説明といたしまして、榛原総合病院負担金をマイナス576万4,000円。当初と比べまして、当初補正が1億3,821万9,000円でございます。そうしますと、「4億7,302万8,000円」となるというところが「3億2,904万5,000円」となります。19節の病院運営費マイナス576万4,000円はそのまま、今回修正いたしますところの財政支援費「1億4,398万3,000円」を「0」と修正いたします。

今回の修正動議に際しまして提案説明をさせていただきます。

榛原総合病院におかれましては、病院一部事務組合ということで榛原総合病院組合で審議、協議されておりますが、過日、病院議会において、報告事項で今回の財政支援について説明がありました。若干の説明等がございましたが、私も病院議会議員として質問させていただきました。また過日、企画課の方で、全協の場で榛原総合病院への支出問題について、財政支援についてのお話をいただきました。また過日、町民ホールにおきまして、管理者、西原

市長、病院長、事務局長、事務員のもとで財政支援に対するお話をいただきました。それを受ける形で今回の補正予算が上程されたわけだと理解しております。

貴重な町民の税金を使う今回の財政破綻、一時借入れが不足した事態というのは、医局の変更、50床に及ぶ病院の改築、それぞれの今までの累積のいろいろな問題が、今回の財政支援策を求める結果となったことと理解いたします。十分に過去においてそのようなところは問題意識として把握するにもかかわらず、今回、一時借入れができないということで財政支援を管理者ともども求めてきたわけでございます。

我々吉田町といたしましても、管理町としてこの財政支援について補正のもと応分の対応をするべきだとは考えますが、余りにも事の成り行きが性急であり、説明不足であると考えます。過日の町民ホールにおきます報告会においても、あり方懇談会で吉田町民に対しまして、民生委員に対して1回だけの現状把握の説明だとお聞きしております。

今回、1億4,398万3,000円という貴重な我が町の財源を財政支援するに当たり、余りにも説明、これからの予定、計画等が不明確であると考えます。

本年度、総務省自治財政局地域企業経営企画室によります公立病院改革についての市民懇話会が、過去において5回なされております。全国的に見て、公営病院の赤字問題、医師不足等はどこの地域においても同じこととございます。過日の新聞においても、袋井、掛川の病院の統合、県内を見渡しても富士宮病院だけ黒字で行われている実情でございます。

過日、院長から御説明の再建策では、今後3年間の財政支援でその後結果を見ると先ほどの町長の御答弁がございましたが、その3年後になってからこの問題を論ずるのは非常に問題があると考えます。まず、1回目の財政支援のところで今回しっかりとした計画案を再度出し直していただいて、これはゼロとして今回は修正していきたいと考えます。

次に、町におきましても今回の補正予算を組むに当たりまして、先ほど町長から御答弁がありました。3年間は吉田町としても応援していきたいという力強いお言葉がありました。今回の補正予算の中にそのような予算配置は行われておりません。町民に対する現状の把握、資料の配付等、予算を計上しなければ、非常に難しい問題がはらんでいると考えます。

今回の榛原総合病院の財政支援に関しまして我が町も真剣に考える意味からも、今回、財政支援は見送り、榛原総合病院にはっきりとした計画を再度出していただき、それを後日検討することがベストだと思ひまして、今回、補正予算の修正動議をさせていただきます。

議員各位におかれましては、貴重なお時間を使っての今回の緊急動議に慎重なる協議、審議のもと、上程をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

第59号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に対する修正の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決をここでを行います。

この採決は起立によって行います。よろしいですか。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立少数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

それでは、引き続き第59号議案についての討論を行います。

討論はございませんか。

6番議員、片山君。

○6番（片山 武君） 議席番号6番、片山です。

私は、今回の平成19年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に反対します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,689万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億8,193万3,000円とするものですが、補正予算書18ページ歳出、衛生費のうち、1目保健衛生総務費、(4)榛原病院負担金1億3,821万9,000円があります。この1億3,821万9,000円は、今回補正予算の94%に当たるものと思います。そして、19年度の吉田町の榛原総合病院への負担金は4億7,302万8,000円となります。

しかしながら、この榛原総合病院というのは町民にとって必要であることは認めますが、先日、11月19日に町民ホールにて榛原総合病院の組合長、病院長、事務局長、ほかの方々が来庁され病院説明をなされましたが、何ら再建についての説明がありませんでした。また、今回の負担金にて再建されるという当てもありませんので、今回はこの補正予算については反対とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

今回の一般会計補正予算につきましては、御承知のように、財政調整基金の関係と総合総合病院の負担金との関係であります。これが柱になりまして予算を組まれたことであると認識をしています。

現在、榛原総合病院におきましての町の負担金につきましては確かに増えてきておりまして、町財政に与える影響は大であります。これは認識をしているところであります。しかし、町民の声は地域医療に寄せる期待といたしますか、依存は増大していると思っております。そこで、病院経営の中で予期しなかったことがあるわけでありまして、院長の交代を初めとして、医師の不足や入院患者の減少傾向がありまして、経営は難しく、余儀なくされていることであると思っております。

現在、病院内では病院のあり方懇談会を初めとして検討も進められておりますし、浜松医大におかれましては、県中東部の医療体制について現在チームを組み、3カ年の調査が進められてきていると聞いております。

このような中にありまして、今後の地域医療の考え方として、この地域に核となる総合病院を置き、その周辺には診療所を置くという検討が多分されると思っておりますし、その方向性が示されてくるようになるのではないかとこのように思っております。

現在、東海地震が叫ばれている中でありますけれども、災害が発生した場合、吉田町、牧之原市の住民が頼るのは、過半数は榛原総合病院であると思っております。そのような中で、医療サービスの関係ですけれども、もし集団災害が発生した場合に患者の行きどころを考えますと、大変混乱することではありますが、やはり榛原総合病院へ足を向けることだと思っております。このようなことが非常事態として病院の経営がおかしくなってしまうと、市民なりこの地域の周辺の人々は大変戸惑い、混乱した社会になりかねません。

そういうようなことで、病院の経営改善について真摯に受けとめていただき、早い時期に黒字経営に転換への努力をしていただき、この地域医療の重要性について考えるべきだと思っております。そのようなことから、今回の一般会計補正予算については賛成の立場から討論をいたしました。

○議長（吉永満榮君） そのほかにございませぬか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉永満榮君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎第61号議案の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第5、第61号議案 国土利用計画（吉田町計画）についてを議題とします。

これより第61号議案についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎第62号議案の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第6、第62号議案 指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより第62号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第7、発議案第6号 要望書の提出についてを議題とします。

本案について提出者大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚邦子君。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

発議案第6号について御説明申し上げます。

この要望書の件につきましては、さきの全員協議会で御協議をいただき、その後も御意見等を伺っております。したがって、提出いたしました議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第6号 要望書の提出について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月14日提出。

吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。

賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司、同、枝村和秋、同、市川陽三、同、杉村嘉久、同、藤田和寿、同、片山 武、同、永田智章、同、八木宣和、同、増田宏胤、同、八木 栄、同、勝山徳子、同、河原崎昇司。

要望書。

吉田町議会。

平成21年3月に開港が予定されております富士山静岡空港は、静岡県的主要な社会資本として、関係各位のご尽力によりまして整備が進められているところであり、ここに深く感謝申し上げます。

また、国内大手航空会社や韓国の航空会社が富士山静岡空港への就航を表明するなど、開港がより具体化してまいりましたことは、当町といたしましても大変心強く感じております。

一方、空港隣接地域振興事業費補助金制度など、積極的に空港隣接地域への対応策を講じられておりますことに、改めて感謝申し上げる次第であります。

今後も県とともに空港の利活用を促進するため一層の努力をしまる所存であります。

しかしながら、当町は、航空機が進入する航路直下に位置することから、航空機の騒音や機影及び落下物に対する恐怖心や、湯日川及び坂口谷川の増水や濁水に対する心配が空港建設当初から懸念されており、こうした住民の不安感は開港を間近に控えた昨今でさえ、未だ拭いきれておりません。

そのため、安全安心なまちづくりを一層推進する必要に迫られておりますが、空港本体が所在しないため、その財源となる航空機燃料譲与税は交付対象外であり、航空機固定資産税等の税収も見込めず、継続的な収入が得られる見込みがありません。

今後、空港所在地と同様に生活環境整備を推し進めていくためにも、継続的な財源となる交付金制度の創設は必要不可欠なものであると考えます。

つきましては、このような諸事情をご賢察のうえ、別紙要望事項に対しまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年12月。

吉田町議会。

静岡県知事、石川嘉延様。静岡県議会議長、佐野康輔様。

要望事項。

記。

- 1 吉田町に対する継続的な交付金制度を早期に創設すること。
- 2 環境基準等を遵守し、航路直下の住民が安心して生活できるよう万全の対策を講じること。

吉田町議会、議長、吉永満榮。副議長、大塚邦子。議員、河原崎昇司。議員、勝山徳子。議員、八木 栄。議員、増田宏胤。議員、八木宣和。議員、永田智章。議員、片山 武。議員、藤田和寿。議員、杉村嘉久。議員、市川陽三。議員、枝村和秋。議員、佐藤正司。

以上であります。

ただいま読み上げましたとおり、平成21年3月の富士山静岡空港の開港を控え、空港設置者である県に対しまして、吉田町民の願いとして強く要望してまいりたいと思います。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

大塚議員、御苦労さまでした。

これより討論を省略し、採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました要望書につきましては、提出先へ速やかに提出することといたします。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（吉永満榮君） 日程第8、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、3委員会とも議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成19年第4回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 各議員の皆様には、当局から提出しました議案等につきまして真摯に御議論ください、御議決いただきましてまことにありがとうございます。この場をかりまし

て厚く御礼申し上げます。

さて、本年も残り少なく、新しい年の瀬を迎える日々となりました。これからは寒さも募ります。議員各位におかれましては、議員活動でお疲れになられましたお体を健やかにいやされ、平成20年を迎え、吉田町の新しい、輝かしい一ページを新たに刻むためのリフレッシュをされますよう心からお願い申し上げます、また御祈念申し上げます、簡単ではございますけれども、私の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 本日ここに平成19年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、12月4日以来11日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多用のことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また時節柄、健康には十分留意されますよう御祈念申し上げます、まことに意を尽くしませんが、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） これをもって、平成19年第4回吉田町議会定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

閉会 午後 2時31分